
新潟焼山の噴火活動が活発化した場合の 避難計画

平成 26 年 2 月

(令和 8 年 4 月改定)

新潟焼山火山防災協議会

目 次

序章

1 計画の目的	1
2 新潟焼山火山防災協議会の概要	1
3 これまでの経緯	2
4 新潟焼山の特徴	2

第1章 計画の基本的事項

1 火山現象と対象地域	6
(1) 計画の対象となる火山現象	6
(2) 警戒が必要な範囲と避難対象地域等	11
(3) 噴火警戒レベル	15
(4) 火口周辺規制及び入山規制	17
2 想定する火山活動の推移に基づく避難計画の方向性	20
(1) 想定する火山活動の推移	20
(2) 避難計画の検討に当たっての留意事項	22
(3) 火山活動の推移等に応じた避難計画の方向性	23
3 避難の基本的な方針	25
(1) 住民等避難	25
(2) 登山者等避難	30

第2章 事前対策

1 防災体制の構築	31
(1) 県・市町村の防災体制の構築	31
(2) 協議会の構成機関の役割	32
(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理	33
2 情報伝達体制の構築	35
(1) 火山に関する情報の一覧	35
(2) 協議会の構成機関相互の情報伝達・共有体制	37
(3) 火山の状況に関する解説情報（臨時）・噴火警報・予報等の伝達ルート	38

(4) 住民等の避難に関する情報伝達と手段	40
(5) 登山者等の避難に関する情報伝達と手段	42
(6) 異常現象等への発見通報と対応	43
3 住民等の避難のための事前対策	48
(1) 避難指示の発令基準	48
(2) 一時集合場所と避難所の指定	48
(3) 避難経路の指定	49
(4) 避難手段の確保	53
4 登山者等の避難のための事前対策	54
(1) 避難経路の考え方	54
(2) 登山者等への安全対策	54
5 救助体制の構築	55
(1) 救助に関する情報共有体制等	55
(2) 自衛隊への災害派遣要請	56
(3) 医療体制	59
6 避難促進施設	59
7 合同会議等	60

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

1 噴火警戒レベルが引き上げられた場合の避難対応	61
(1) 協議会の主な構成機関の体制と避難対応の流れ〔噴火警戒レベル1～5〕	61
(2) 情報収集・伝達〔噴火警戒レベル1～5〕	63
(3) 火口周辺規制・入山規制〔噴火警戒レベル2・3〕	63
(4) 登山者等の避難誘導〔噴火警戒レベル2・3〕	63
(5) 要配慮者の避難準備〔噴火警戒レベル3〕、避難誘導〔噴火警戒レベル4〕	63
(6) 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援〔噴火警戒レベル4〕	63
(7) 住民等の避難準備・避難誘導〔噴火警戒レベル4・5〕	63
(8) 避難所の開設〔噴火警戒レベル4・5〕	65
(9) 避難促進施設による避難誘導〔噴火警戒レベル4・5〕	65
(10) 通行規制等〔噴火警戒レベル4・5〕	66
2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	
－突発的に噴火した場合－【噴火警戒レベル1⇒2又は3】	71
(1) 協議会の主な構成機関の体制と避難対応の流れ	71
(2) 情報収集・伝達	72

(3) 入山規制等	72
(4) 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導	72

3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

－居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合－【噴火警戒レベル2又は3⇒5】.. 73

(1) 協議会の主な構成機関の体制と避難対応の流れ	73
(2) 情報収集・伝達	74
(3) 通行規制等	74
(4) 住民等の緊急退避とその後の避難誘導	74
(5) 緊急退避を行わない住民等の避難誘導	74
(6) 避難所等の開設	75
(7) 避難促進施設による避難誘導	75

4 災害対策基本法に基づく警戒区域 75

5 緊急フェーズ時の火山防災協議会の役割 76

6 報道機関への対応 76

第4章 緊急フェーズ後の対応

1 避難の長期化に備えた対策 78

(1) 避難所の自主運営組織の確立	78
(2) ボランティア等の受入れ	78
(3) 救援物資の受け入れ、整理配分	78
(4) 要配慮者対策	78
(5) 相談窓口の開設	78
(6) 治安の維持	79

2 風評被害対策 79

3 避難指示の解除、一時立入等の対応 79

(1) 避難指示解除、規制範囲の縮小又は解除	79
(2) 一時立入	79

第5章 平常時からの防災啓発と訓練

1 防災啓発 80

(1) 住民等への防災啓発	80
(2) 登山者等への防災啓発	80

2 防災訓練	80
--------------	----

付録

1 用語集	81
2 噴火シナリオ（概要）	85
3 噴火警戒レベル判定基準	86
4 監視・観測体制	87
5 新潟焼山火山防災協議会規約	88
6 災害対策基本法（抄）	95
7 活動火山対策特別措置法	97
8 新潟焼山における火山災害による遭難防止に関する条例・施行規則	108
9 改訂履歴	111

序 章

1 計画の目的

噴火に伴う火山現象は多様であり、中でも噴石、火砕流及び融雪型火山泥流については、その現象が生じてから短時間で居住地域等に影響が及び、生命に対する危険性も高いことから、現象が発生する前から事前の避難が必要となる。

また、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでの時間を見積もることは難しく、混乱なく迅速な避難を実施するためには、避難計画をあらかじめ具体的に定めておく必要がある。

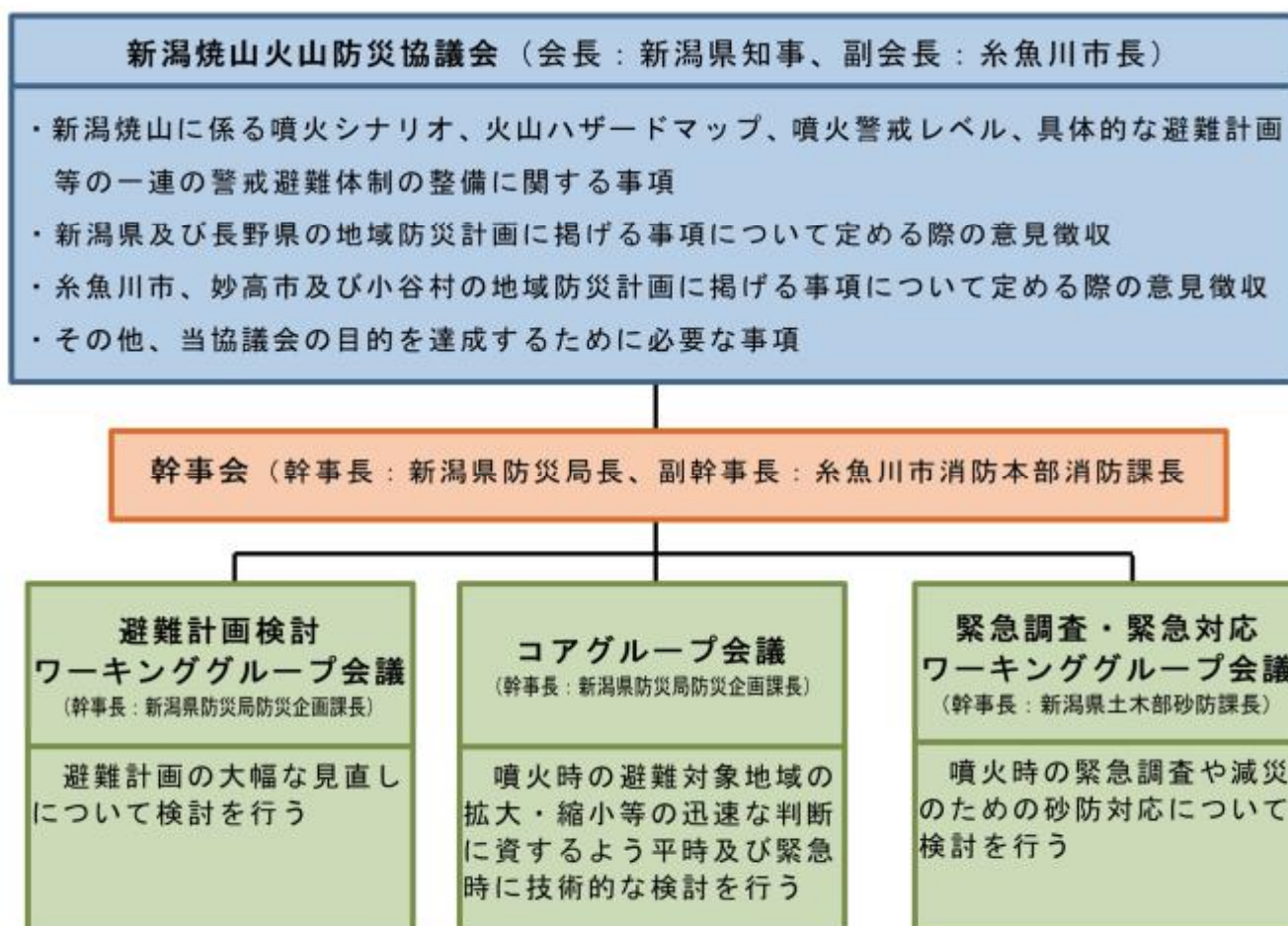
これらのことから、新潟焼山火山防災協議会（以下「協議会」という。）では、構成機関による連携・協力のもと、具体的で実践的な避難対策を行うための避難範囲を設定し、新潟焼山噴火災害における人的被害の軽減を図るために、この「新潟焼山の噴火活動が活発化した場合の避難計画」を策定する。

2 新潟焼山火山防災協議会の概要

平成 23 年 12 月に国の防災基本計画が改正されたことを受け、新潟焼山では、平成 25 年 1 月 16 日に 2 県（新潟県、長野県）及び国、関係市村、火山専門家、関係機関により協議会を設立、その後、活動火山対策特別措置法の改正により、同法の規定に基づき法定協議会を設置した。

協議会は、国、県、関係市村、関係機関等の連携を確立し、平常時から新潟焼山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的としている。

また、下部組織として、協議会の行う所掌事務の総合調整を行う「協議会幹事会」や技術的検討を行う「コアグループ会議」のほか、具体的な避難計画等を検討する「避難計画検討ワーキンググループ会議」及び噴火時の緊急調査や減災のための砂防対応を行う「緊急調査・緊急対応ワーキンググループ会議」の 2 つのワーキンググループ会議を設けている。



図表序—1 新潟焼山火山防災協議会概念図

3 これまでの経緯

現協議会は、これまでの「新潟焼山火山防災連絡会」「新潟焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」という2つの組織を発展的に統合し設立した旧協議会から、活動火山対策特別措置法に基づく協議会へと移行し、多くの関係機関が集まり、より俯瞰的な視点も加えて検討が進められている。

4 新潟焼山の特徴

新潟焼山（標高 2400m）は新潟県南西部の糸魚川市と妙高市の境界に位置する活火山である。妙高火山群の北端に位置し、妙高火山群の中で最も新期に形成された比高約 400mのドーム状の小型成層火山であり、この火山群の中では噴火記録を有する唯一の活動的な火山である。噴出中心は 2000 m級の基盤山地がつくる東西にのびる稜線のやや北側に位置する。活動開始時期は約 3000 年前と考

序 章

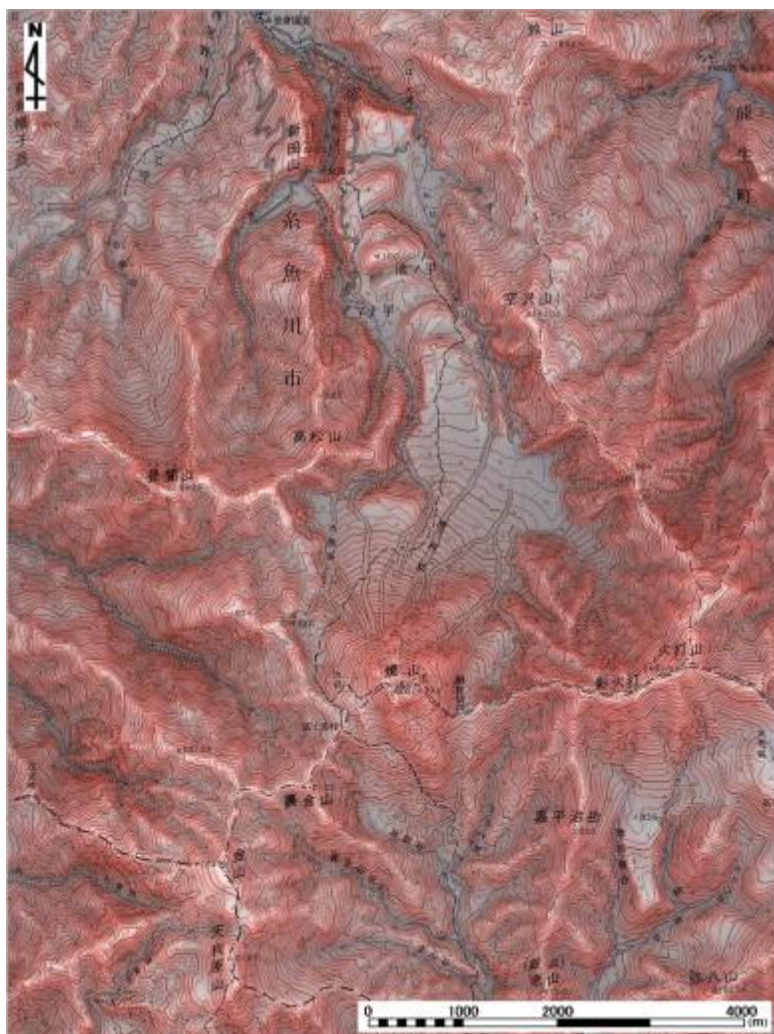
えられ、日本の複成火山の中では最も新しい火山の一つである。山頂部にはすり鉢状の火口が存在し、山腹には爆裂火口や割れ目が発達している。山頂部は主に厚い溶岩流によって占められ、急峻な山体を形成するが、北方山麓には溶岩流と火砕流堆積物よりなる緩斜面の裾野が広がる。山体は、溶岩流・火砕流・降下火砕物・火砕サージなどの噴出物と、各種崩壊堆積物によって構成されている。
(早津, 1994 より引用)



図表序-2 新潟焼山の東側斜面の様子



図表序 - 3 新潟焼山と周辺の市



図表序 - 4 新潟焼山周辺の地形

(1/50,000 地形図と赤色立体図を合成)

(日本活火山総覧(第4版)より)

山頂部から北側に顕著な溶岩流地形が認められる。山頂より北側の笹倉温泉までは約7km、南側の笹ヶ峰ダム、笹ヶ峰高原までは約7kmの距離である。

序 章



図表序-5 日本海から見た早川沿いの糸魚川市上早川地区と下早川地区

第 1 章 計画の基本的事項

1 火山現象と対象地域

(1) 計画の対象となる火山現象

新潟焼山で噴火が発生した場合に、火山活動の各段階で、噴火警戒レベルに応じてとるべき登山規制や避難等に係る防災対応は、協議会が平成 26 年に作成（令和 3 年改定）した「火山防災対策を検討するための新潟焼山の噴火シナリオ」（以下「噴火シナリオ」という。）に基づき検討する。

ア 噴火事例と影響範囲の整理

新潟焼山の火口は、約 3000 年前の生成期に現在の溶岩ドーム付近に形成されたものと考えられ、その後現在に至るまで、噴火発生場所は現在の山頂溶岩ドーム周辺に限られる。

新潟焼山では、有史以降 4 回のマグマ噴火が確認されており、このうち少なくとも 3 回の活動期で火砕流が発生した。最大規模のマグマ噴火は約 1000 年前に発生したもので、火砕流（早川火砕流堆積物）は日本海まで達したと考えられている。また溶岩流を伴った。この噴火では、「火山灰の放出」⇒「水蒸気マグマ噴火による火山灰の放出」⇒「火砕流の噴出」⇒「溶岩流の流出」、という活動推移を辿っており、こうした活動推移は他のマグマ噴火においても認められることから、新潟焼山で発生するマグマ噴火では火砕流及び溶岩流の流出を伴う可能性が高いと考えられる。こうした規模の大きいマグマ噴火での噴出物の総量は、数千万 m³から数億 m³に達している。

本格的なマグマ噴火は、1773 年に発生したマグマ噴火以降発生しておらず、それ以降近年の活動は火砕流や溶岩流を伴わない水蒸気噴火に限られ、噴出物の総量は百万 m³未満であり、マグマ噴火の噴出量と比較すると極めて少ない。1974 年の噴火では、火山灰を含んだ泥水が火口から直接噴出され泥流となって約 2km 流下するなど、近年の噴火では泥流・土石流がしばしば発生している。

また、新潟焼山は多雪地帯に位置していることから、積雪期に火砕流を伴うマグマ噴火が発生した場合には、融雪型火山泥流が発生する可能性が高いと考えられる。

有史以降の火山活動履歴（概要）を図表 1-1-1 にまとめる。

第1章 計画の基本事項の検討

図表 1-1-1 有史以降の活動履歴 ※1（日本活火山総覧（第4版）に一部加筆）

年 代		現 象	活動経過・被害状況等
887 年 ※2	仁和 3	水蒸気噴火 →マグマ噴火	火砕物降下あるいは火砕サージ→火砕流→溶岩流。
989 年	永延 3	マグマ噴火	火砕物降下あるいは火砕サージ、溶岩流。
1361 年	正平 16	大規模：マグマ噴火	火砕物降下あるいは火砕サージ→火砕流→溶岩流。 崩壊？（大噴火？火砕流？今のドーム形成？）。
1773 年	安永 2	中規模：マグマ噴火	北方へ火砕流。火砕物降下あるいは火砕サージ→火砕流。
1852 ～54 年	嘉永 5～ 安政元	水蒸気噴火	1852 年 11 月 1 日夜噴火、翌年 5 月頃まで続く。1854 年にも噴火。
1949 年	昭和 24	水蒸気噴火	2 月 5、8 日、5 月 19 日、9 月 13 日。火砕物降下、泥流。
1962 年	昭和 37	水蒸気噴火	3 月 14 日。火砕物降下。降灰。
1963 年	昭和 38	水蒸気噴火	2 月 14、15 日、3 月 19 日、7 月 10 日。火砕物降下。
1974 年	昭和 49	水蒸気噴火	7 月 28 日。火砕物降下、泥流。28 日未明に割れ目噴火の水蒸気爆發。 降灰域は北東 100 km に及ぶ。降灰 65 万トン。泥流流出。 噴石のため山頂付近にキャンプ中の登山者 3 名死亡。
1983 年	昭和 58	水蒸気噴火	4 月 14～15 日。火砕物降下。極めて小規模な水蒸気爆發。山頂付近降灰。
1997 ～98 年	平成 9 ～10	小規模：水蒸気噴火	火砕物降下。1997 年 10 月 29 日、11 月 8-9、12 日～1998 年 2-3 月 30 日。 山頂付近で噴気活発。1987 年 5 月、1989 年 3～4 月に活発で、灰白色の噴 煙や雪面変色も見られた。 また、1997 年 10 月以降噴気量が増加し、1997 年 10 月 29 日以降、1998 年 2 月下旬～3 月 30 日の間に 4 回火山灰を噴出させる活動があった。
2016 年	平成 28	小規模：水蒸気噴火	16 年 4 月 15 日、5 月 6 日、7 月 21 日。ごく小規模な噴火によるとみら れる降灰を確認。また、5 月から 7 月にかけては火口から泥水の流出も確 認。なお、15 年 12 月から噴気が増加していた。

※1 噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(独)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考とした。

※2 従来は、 ^{14}C 年代や考古遺物との層位関係から、約 1,000 年前の平安時代とされていたが、最近のウィグルマッチング年代では 1235 年頃の鎌倉時代になるという報告がされている。(早川ほか 2011 より) 今後、再検討の必要あり。

イ 過去の事例等による噴出物の飛散・到達距離等

過去の噴火事例や考古研究等による噴出物の飛散・到達距離、分布範囲は、次のとおりとなっている。

(ア) 噴石の飛散距離

過去のマグマ噴火による噴石の飛散距離は不明である。

1974 年に発生した水蒸気噴火では、30～50cm 程度の噴石が火口から約 1 km 程度飛散している。

(イ) 火砕流の到達距離

大規模な火砕流の発生は過去 3 度の火山活動で確認されている(早川火砕流堆積物、大谷火砕流堆積物 I、II)。いずれも新潟焼山北側の早川流域に流下している。このうち、大谷火砕流堆積物 I (推定噴出量 7000 万 m^3) は、日本海まで 1.5km の位置にある立ノ内遺跡での堆積が確認されている。早川火砕流(推定噴出量 1.5 億 m^3) は、大谷火砕流 I よりはるかに噴出量が多いため、約 20km 離れた日本海まで達していたものと考えられている。なお、一部の火砕流は山頂から南側へも流下し、笹ヶ峰の乙見湖付近まで到達したと考えられている。

(ウ) 溶岩流の到達距離

最も遠い距離まで流出した溶岩は第 3 期の噴火に伴う前山溶岩流で、この溶岩流は早川に

第1章 計画の基本事項の検討

沿って最大約 6.5km まで流下している。しかし、大半の溶岩流は火口から 2 km 以内にとどまっている。なお、一部の溶岩流は南側の真川にも流下しており、その距離は最大 2 km 程度である。

(エ) 泥流・土石流の到達距離

1800 年以降は、山麓にまで大きな被害を与えるような大規模な泥流・土石流は発生していないが、小規模なものは数回発生している。

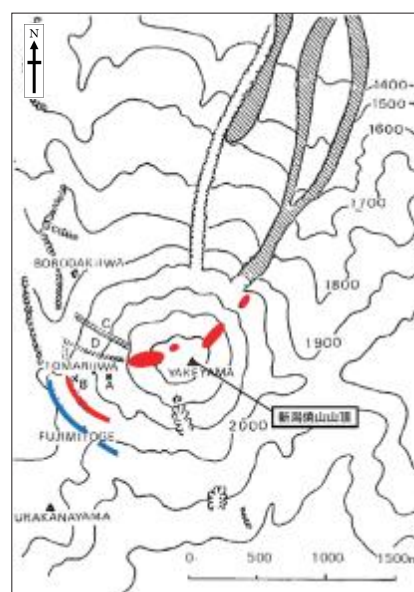
1974 年の噴火では、火山灰を含んだ泥水が火口から噴出し、泥流となって約 2 km 流下した。なお、過去の噴火による積雪期の融雪型火山泥流の到達距離等についてはよく分かっていない。



図表 1-1-2
北側斜面の溶岩流・火砕流堆積物の様子（新潟県砂防課）



図表 1-1-3
1974 年噴火の噴煙の様子（7 月 28 日、裏金山付近より撮影）
（1974. 9. 1「新潟焼山爆発調査報告 新潟地方気象台、高田測候所」より）

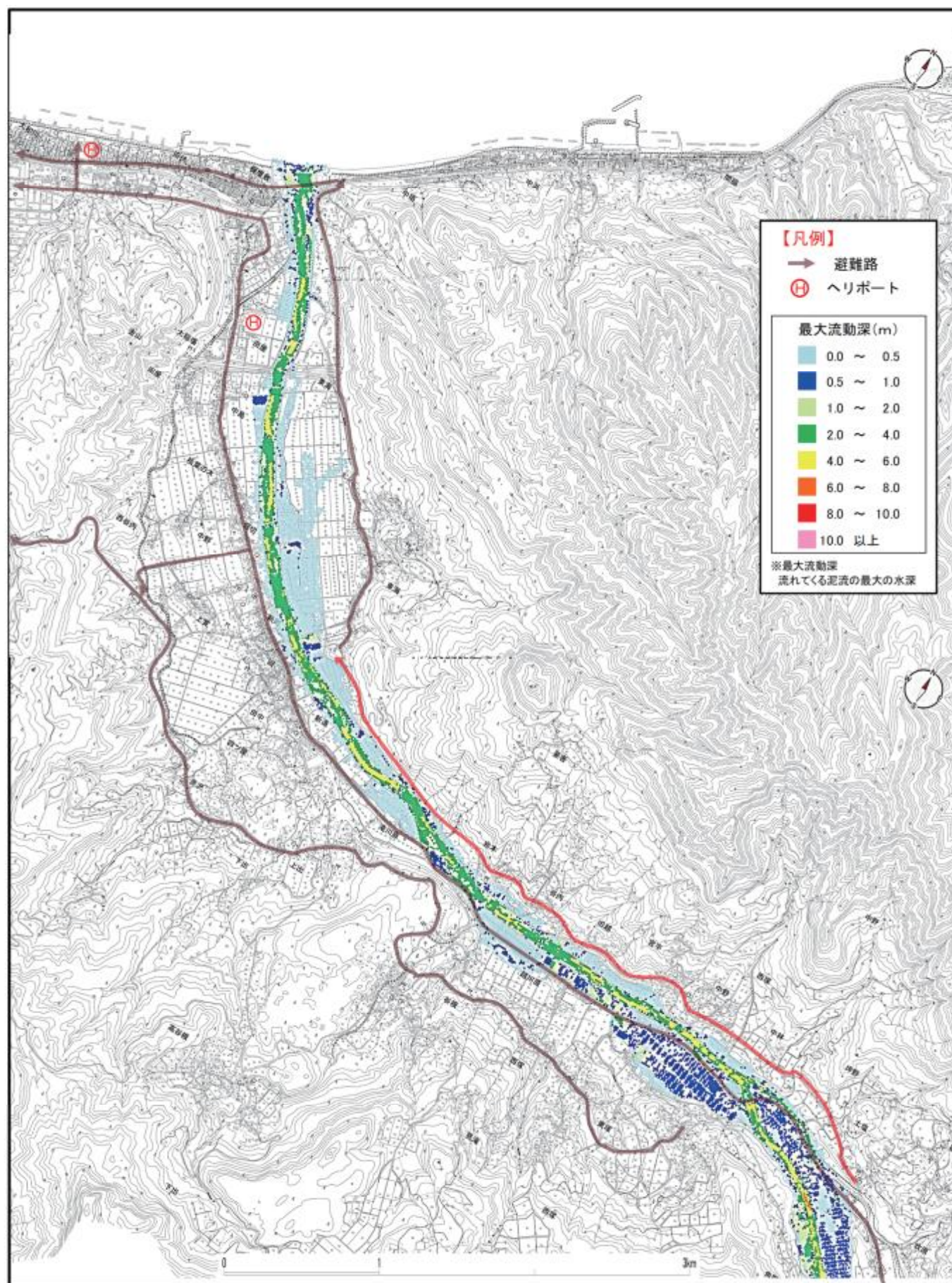


図表 1-1-4
1974 年噴火時の噴石飛散範囲
●：噴煙の噴出箇所
■：人頭大～こぶし大の噴石飛散範囲
■：こぶし大以下の噴石飛散範囲

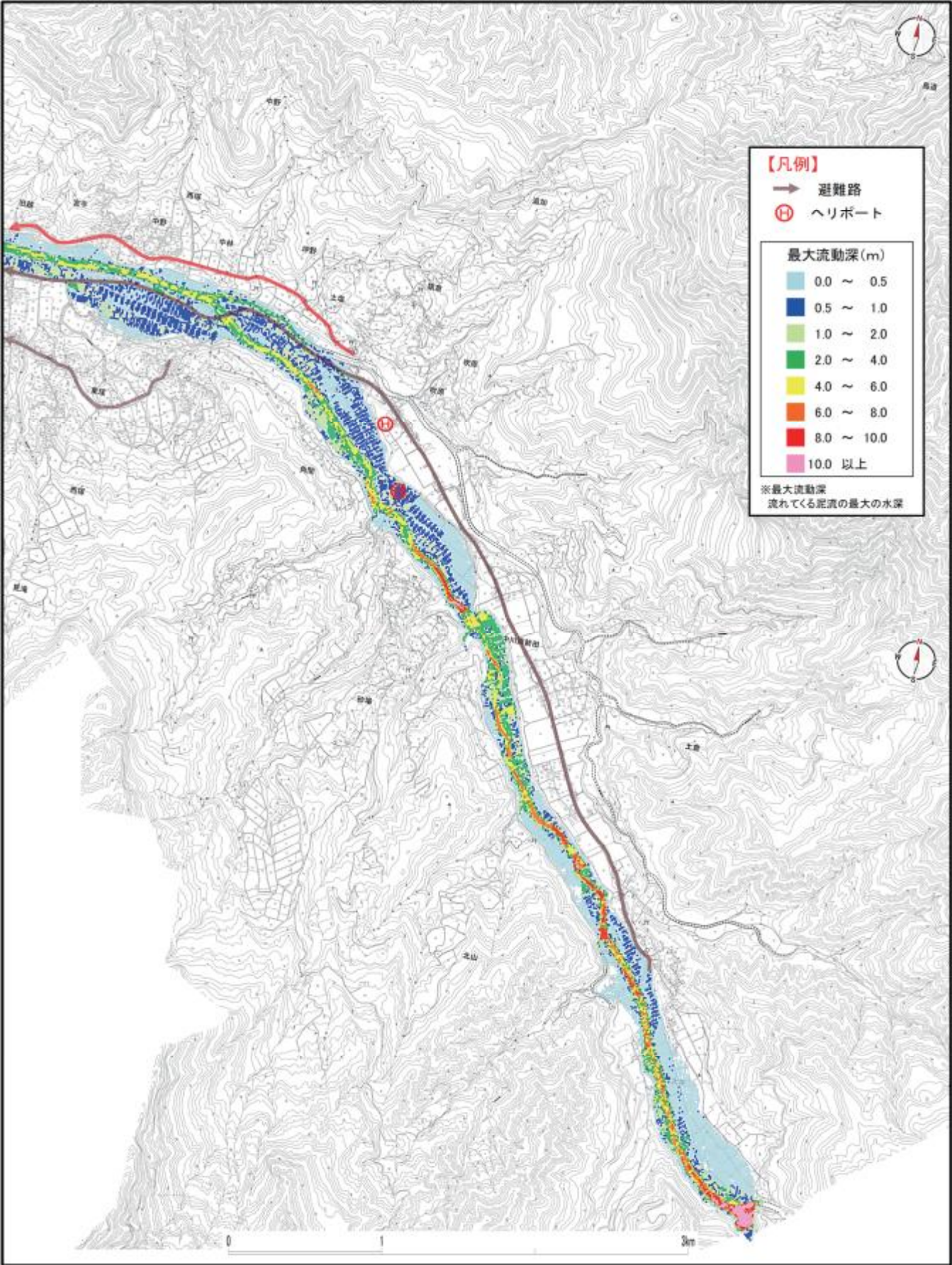
ウ 融雪型火山泥流による被害想定範囲（ハザードマップ）

過去の事例が不明である融雪型火山泥流については、新潟焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画において、積雪時に想定火口域から火砕流（50 万 m³）が発生した想定でシミュレーションを行った。その結果に基づくハザードマップを図表 1-1-5 及び 1-1-6 に示す。

第1章 計画の基本事項の検討



図表1-1-5 ハザードマップ（糸魚川市下早川地区・梶屋敷区）



図表 1-1-6 ハザードマップ（糸魚川市上早川地区）

第1章 計画の基本事項の検討

(2) 警戒が必要な範囲と避難地域等

ア 想定する噴火場所（想定火口域）

約 3000 年前の活動開始以降、噴火が発生しているのは現在の山頂溶岩ドーム付近であり、現在の噴気孔や過去に活動したと思われる割れ目等の存在を考慮して、噴火場所は、山頂溶岩ドーム周辺（山頂から概ね半径 1 km 以内の円内）を想定する。（図表 1－1－7）

イ 警戒が必要な範囲の考え方

「警戒が必要な範囲」は、5 段階の噴火警戒レベルに対応づけられた範囲で、火山活動の各段階で想定される影響範囲だけでなく、登山道の規制や居住地域における避難対象地域等を考慮して設定する。「警戒が必要な範囲」と噴火警戒レベルは、気象庁が発表する噴火警報に明示して発表される。

噴火時の迅速な避難対応を確保するために、特に噴火警戒レベル 4、5 の「警戒が必要な範囲」は、高齢者等避難及び避難指示の対象地域と一致させる必要がある。そこで、火山活動の各段階で想定される影響範囲に、行政界や地形等を利用した住民や一時滞在者等に分かりやすい境界で区切られた避難単位を組み合わせ設定する。

新潟焼山周辺の居住地域である糸魚川市早川地区の避難単位を図表 1－1－7 に示す。

ウ 居住地域における避難対象地域と避難対象者

(7) 避難対象地域

新潟焼山周辺で噴火の影響を受ける可能性がある居住地域は、北側の早川沿いの糸魚川市の上早川地区及び下早川地区の全域並びに大和川地区の一部（梶屋敷区）であり、最も近いところは山頂から約 7 km に位置する（図表 1－1－7）。

また、南側の真川流域の笹ヶ峰（妙高市）には居住地域はないが、保全対象施設があるため、施設関係者、登山者・観光客の安全を確保する対策が必要となる。

(4) 避難対象者

噴火警戒レベル 5 等が発表され、火砕流や融雪型火山泥流が想定される場合の避難対象者及び避難場所等については、図表 1－1－8 及び図表 1－1－9 のとおり。



図表 1－1－7 新潟焼山の想定火口域と周辺居住地域と避難単位

第 1 章 計画の基本事項の検討

図表 1－1－8 糸魚川市上早川地区の避難対象者数等
(令和 2 年 9 月 1 日現在。ただし要配慮者数は 9 月 15 日現在)

地区等 の名称	世帯数	人口	要配慮者数	一時集合場所	移送手段		誘導 責任者	避難所
					移送車両	乗車人数		
西越	3	5	2	越センター前	相互の乗り合い又は市が手配する バス		区長	大和川小学校
旧越	2	3	1	越センター前			区長	大和川小学校
越川原	34	94	34	越センター前			区長	大和川小学校
宮平	17	30	14	宮平会館前			区長	大和川小学校
中野	7	26	4	中野会館前			区長	大和川小学校
中林	3	11	2	中野会館前			区長	大和川小学校
土塩	34	90	36	神社→音坂消防 格納庫			区長	大和川小学校
猿倉	4	7	7	猿倉集会所前			区長	大和川小学校
吹原	5	11	7	来遊寺前			区長	大和川小学校
寒谷	14	34	7	寒谷集会所前			区長	大和川小学校
大平	12	25	11	大平集会所前			区長	大和川小学校
岩倉	7	10	7	熊野神社前			区長	大和川小学校
土倉	16	41	9	土倉集会所前			区長	大和川小学校
中川原新田	9	19	7	新田・猪平集会所前			区長	大和川小学校
猪平	3	7	4	新田・猪平集会所前			区長	大和川小学校
湯之川内	43	90	45	湯川内生活改善 センター前			区長	大和川小学校
三ツ屋	2	2	2	防火水槽前			区長	大和川小学校
砂場	9	11	2	砂場会館前			区長	大和川小学校
北山	15	26	10	白山社→会館前			区長	大和川小学校
平林	0	0	0	－			区長	大和川小学校
角間	1	1	2	－			区長	大和川小学校
上早川合計	240	543	213					

第 1 章 計画の基本事項の検討

図表 1－1－9 糸魚川市下早川地区・梶屋敷区の避難対象者数等

(令和 2 年 9 月 1 日現在。ただし要配慮者数は 9 月 15 日現在)

地区等 の名称	世帯数	人口	要配慮者数	一時集合場所	移送手段		誘導 責任者	避難所
					移送車両	乗車人数		
竜文寺	11	26	14	東海神社	相互の乗り合い又は市が手配する バス		区長	市民総合体育館
上向	7	13	9	第二集会場及び 唯心寺			区長	市民総合体育館
下向	5	6	3	第二集会場及び 唯心寺			区長	市民総合体育館
北向	10	20	8	第二集会場及び 唯心寺			区長	市民総合体育館
道々屋敷	18	51	8	東海神社			区長	市民総合体育館
大稲場	31	89	26	田屋会館			区長	市民総合体育館
中島	38	102	29	田屋会館			区長	市民総合体育館
田屋	20	45	17	田屋会館			区長	市民総合体育館
檜葉ノ木	74	218	46	檜葉ノ木会館			区長	市民総合体育館
中野	17	51	12	中野集落セン ター前			区長	市民総合体育館
西谷内	14	34	12	岡野敏夫宅前			区長	市民総合体育館
柿ノ町	17	46	12	高橋好一宅前			区長	市民総合体育館
上寛	23	60	17	育郷集落セン ター前			区長	市民総合体育館
岡	17	57	8	猪又聰一郎宅前			区長	市民総合体育館
田中	27	78	15	田中会館			区長	市民総合体育館
赤沢	18	53	13	赤沢会館前			区長	市民総合体育館
清水山	9	28	9	西福寺前			区長	市民総合体育館
新町	154	415	112	藤のさとセン ター駐車場			区長	市民総合体育館
新道	72	180	52	新道区民会館前			区長	市民総合体育館
日光寺	12	31	8	日光寺前			区長	市民総合体育館
滝川原	16	52	6	近川正人宅前			区長	市民総合体育館
出	19	44	12	渡辺登宅前			区長	市民総合体育館
高谷根	16	27	24	高谷根会館前			区長	市民総合体育館
谷根	41	96	36	出集落センター			区長	市民総合体育館
栗尾	5	12	3	青代仁宅前			区長	市民総合体育館
原	4	11	7	西塚集落開発セ ンター前			区長	市民総合体育館
西塚	2	7	0	西塚集落開発セ ンター前			区長	市民総合体育館
五十原	13	25	9	五十原集会所前			区長	市民総合体育館
東塚	25	41	27	浄法寺前公園			区長	市民総合体育館
見滝	1	1	1	(直行)			区長	市民総合体育館
下早川計	736	1,919	555					
梶屋敷	263	668	162	(直行)	相互の乗り合い		区長	大和川地区公民館
クレイドルやけ やま	79	79	79	(直行)			施設長	大和川地区公民館
梶屋敷計	342	747	241					
合計	1,078	2,666	796					

第 1 章 計画の基本事項の検討

(3) 噴火警戒レベル

噴火シナリオで想定した火山活動の各段階における 3 現象（「大きな噴石」、「火砕流」、「融雪型火山泥流」）の影響範囲から執るべき防災対応を踏まえ、図表 1－1－10 に示す 5 段階の噴火警戒レベル（噴火警報で発表するレベル毎の「警戒が必要な範囲」）を設定する。

噴火警戒レベルは、噴火に伴う影響範囲と居住地域の位置関係及び必要な防災対応を踏まえて 5 段階に区分された指標で、気象庁から、市町村が行う避難勧告・指示や登山道の規制等と直結する「警戒が必要な範囲」を明記して、噴火警報が発表される。

「警戒が必要な範囲」が、火口周辺から居住地域の手前までに限られる場合には噴火警報（火口周辺）が、居住地域に及ぶ場合には噴火警報（居住地域）が発表される。なお、噴火警報（居住地域）は、「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられ、都道府県においては市町村への通知、市町村においては住民への周知の措置が義務付けられている。

なお、噴火警戒レベルの引き上げ又は引き下げについては、気象庁が別に定める噴火警戒レベル判定基準を用いて同庁が行う。

第1章 計画の基本事項の検討

新潟焼山の噴火警戒レベル

(平成23年3月31日運用開始)
(令和3年2月1日一部改正)

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●規模の大きな噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域（山頂から7km以遠）に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 887年※1：火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年：火砕流が日本海へ到達。 1773年：火砕流発生。一部は南側にも流下。
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域（山頂から7km以遠）まで到達するような噴火の発生が予想される。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	●溶岩ドームが出現するなど、火砕流、溶岩流を伴う噴火により居住地域の近く（山頂から7km以内）まで重大な影響を及ぼすことが予想される。 ●山頂から概ね4km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。
		火口周辺	2（火口周辺規制）	想定火口域周辺あるいは想定火口域に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域周辺あるいは想定火口域内への立入規制等。 住民は通常の生活。	●山頂から概ね2km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約2km以内に飛散 ●山頂から概ね1km以内（想定火口域）に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1983年、1997年～1998年、2016年：ごく小規模な噴火。火口周辺に降灰。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏あるいは火山活動の状態によっては火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて想定火口域内への立入規制等。 住民は通常の生活。	●状況により、噴気活動や地震活動に若干の高まりがみられる。※2 ●火山活動は静穏。

※1 「887年」については、より詳しい年代測定の結果から1235年の鎌倉時代とする報告（早川ほか、2011）がある。

※2 状況により、気象庁が「火山の状況に関する解説情報（臨時）」などを発表し、活動状況が周知される。

第1章 計画の基本事項の検討

■本計画における噴火警戒レベル2の取扱いについて

噴火警戒レベル2の噴火警報については、想定される現象等により、「警戒が必要な範囲」を「山頂から概ね1km」又は「山頂から概ね2km」として発表されるが、対応する防災対応等はそれぞれで異なるために、本計画においては、当該レベルを「レベル2（1km規制）」又は「レベル2（2km規制）」とそれぞれ呼称し、取るべき防災対応等を定めるものとする。

(4) 火口周辺規制及び入山規制

噴火シナリオを踏まえ、火口周辺規制及び入山規制の範囲を設定する。

図表1-1-11に噴火警戒レベル2～3に応じた防災対応を、図表1-1-13に登山道等の規制箇所を示す。

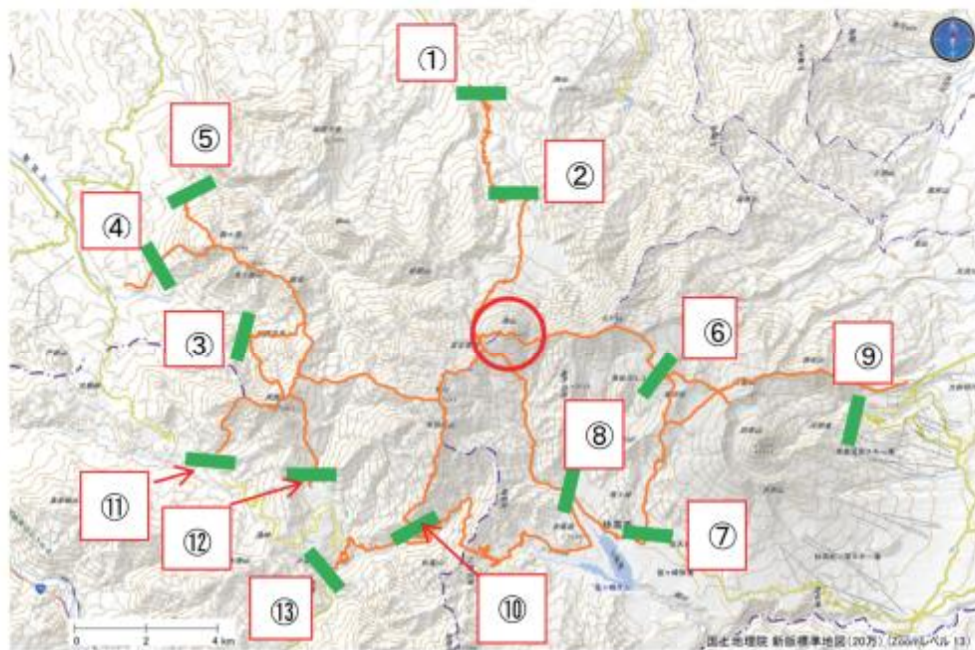
図表1-1-11 噴火警戒レベル2～3に応じた入山規制等

レベル	区域	防 災 対 応		
		登山道・道路	立入規制地点	看板等の設置
2 (山頂から概ね半径1km以内立入規制) (1km規制)	糸魚川市	笹倉温泉口登山道	山頂から 半径1kmの地点	・立入規制看板：①笹倉温泉登山口、②カラサワシェルター
		雨飾温泉口登山道		・立入規制看板：③雨飾温泉登山口
		駒ヶ岳経由登山道		・立入規制看板：④大神堂登山口、⑤三峽パーク登山口
	妙高市	林道妙高小谷線		—
		火打山経由登山道		・立入規制看板：⑥高谷池ヒュッテ、⑦火打山登山口
		杉野沢橋から焼山側登山道		・立入規制看板：⑧杉野沢橋
		燕登山道		・立入禁止看板：⑨燕温泉登山口
	小谷村	林道妙高小谷線		—
		天狗原山経由登山道		・立入禁止看板：⑩金山登山口
		雨飾山経由登山道		・立入禁止看板：⑪雨飾山大綱側登山口、⑫雨飾山小谷温泉側登山口、⑬小谷温泉麓スノーシェード
2 (山頂から概ね半径2km以内立入規制) (2km規制)	糸魚川市	笹倉温泉口登山道	カラサワシェルター	・立入規制地点：バリケード ・立入規制看板：①笹倉温泉登山口
		雨飾温泉口登山道	金山	・立入規制看板：③雨飾温泉登山口
		駒ヶ岳経由登山道	金山	・立入規制看板：④大神堂登山口、⑤三峽パーク登山口
	妙高市	林道妙高小谷線	(通行可能)	—
		火打山経由登山道	火打山	・立入規制看板：⑥高谷池ヒュッテ
		杉野沢橋から焼山側登山道	杉野沢橋	・立入規制地点にバリケード及び立入規制看板(⑧)
	小谷村	林道妙高小谷線	(通行可能)	—
		天狗原山経由登山道	金山	・立入規制看板：⑩金山登山口
		雨飾山経由登山道	金山	・立入規制看板：⑪雨飾山大綱側登山口、⑫雨飾山小谷温泉側登山口

※ レベル1の状況であっても、必要に応じて、レベル2に準じた防災対応を取る場合がある。

第1章 計画の基本事項の検討

レベル	区域	防 災 対 応		
		登山道・道路	立入規制地点	看板等の設置
3 (入山規制)	糸魚川市	笹倉温泉口登山道	カラサワ シェルター	・立入規制地点：バリケード ・立入規制看板：①笹倉温泉
		雨飾温泉口登山道大曲	大曲	・立入規制看板：③雨飾温泉登山口
		駒ヶ岳経由登山道	大曲	・立入規制看板：④大神堂登山口、⑤三峡パーク登山口
	妙高市	林道妙高小谷線	(通行可能)	—
		火打山経由登山道	高谷池ヒュッテ	・バリケード及び立入規制看板 (⑥)
		杉野沢橋から焼山側登山道	杉野沢橋	・バリケード及び立入規制看板 (⑧)
	小谷村	林道妙高小谷線	(通行可能)	—
		天狗原山経由登山道	金山登山口	・バリケード及び立入規制看板 (⑩)
		雨飾山経由登山道	大曲	・立入規制看板：⑪雨飾山大綱側登山口、⑫雨飾山小谷温泉側登山口
3 (入山規制) 拡大	糸魚川市	林道放山線	ゆのかわうちキ ャンプ場前	・立入規制地点に立入規制看板及びバリケード ・切込橋手前に立入規制周知看板
		雨飾温泉口登山道	大曲	・立入規制看板：③雨飾温泉登山口
		駒ヶ岳経由登山道	大曲	・立入規制看板：④大神堂登山口 ・立入規制看板：⑤三峡パーク登山口
	妙高市	主要地方道妙高高原公園線	火打山登山口	・バリケード及び立入規制看板 (⑦)
		火打山経由登山道	高谷池ヒュッテ	・バリケード及び立入規制看板 (⑥)
		妙高山経由登山道	黒沢池ヒュッテ	・立入規制地点に立入規制看板
	小谷村	林道妙高小谷線	雨飾荘	・立入規制地点に立入規制看板及びバリケード
		県道川尻小谷糸魚川線	雨飾荘	・立入規制看板及びバリケード：県道終点
		カンバ平線	(通行可能)	—



図表 1-1-12 主な立入規制看板設置位置

第 1 章 計画の基本事項の検討



図表 1-1-13 新潟焼山の噴火警戒レベル 2～3に応じた登山道および周辺の道路規制実施箇所

2 想定する火山活動の推移に基づく避難計画の方向性

(1) 想定する火山活動の推移

近年の噴火活動からみると、今後も新潟焼山では、20 世紀以降繰り返し発生しているような水蒸気噴火の可能性が高いと考えられるが、過去の噴火実績から、水蒸気噴火で活動が終息する場合のほか、さらに活動が活発化し火砕流や溶岩流を伴うマグマ噴火に至る想定を考える。

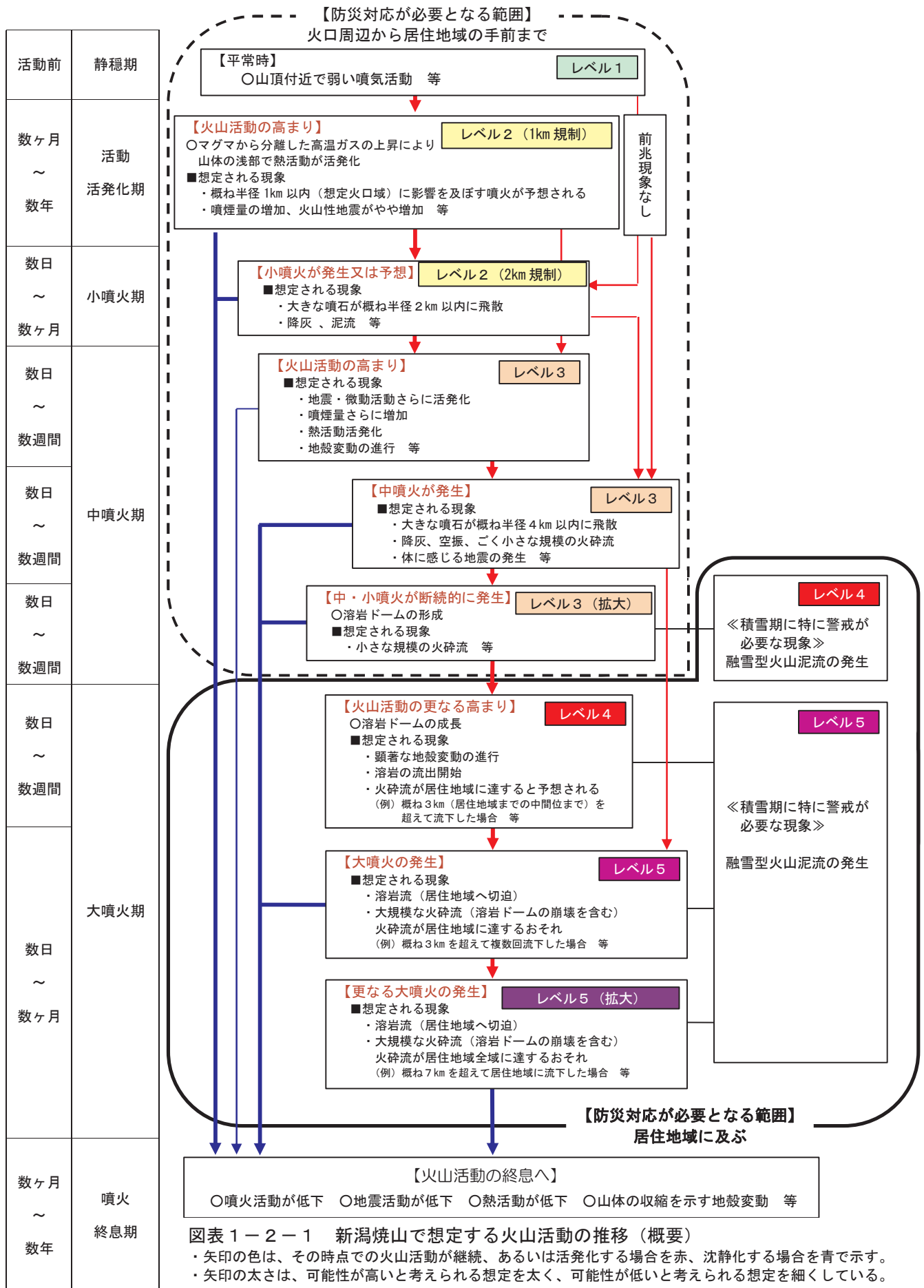
水蒸気噴火では、規模の小さい水蒸気噴火から規模の大きい水蒸気噴火、あるいは水蒸気マグマ噴火を、さらに活動が活発化し本格的なマグマ噴火に至る過程では、断続的に発生する噴火活動を想定する。

マグマ噴火では、火道を満たすマグマあるいは成長しつつある溶岩ドームが爆発的噴火によって粉砕され火砕流を発生させる噴火や、雲仙岳のような「溶岩ドームの成長→溶岩ドームの崩落による火砕流の発生」という形態の噴火を想定する。

また、積雪期には火砕流・火砕物による融雪型火山泥流の発生を想定する。居住地域まで影響を及ぼす融雪型火山泥流を想定する時期については、12 月 1 日から翌年 5 月末日までとするが、積雪の状況等により適宜変更して運用する。

図表 1－2－1 に、想定される火山活動の推移を示す。

第1章 計画の基本事項の検討



(2) 避難計画の検討に当たっての留意事項

- ア 噴火警戒レベル 1 でも、火山活動の状況によっては、想定火口域内への立入規制等の防災対応が必要になる場合がある。
- イ 規模の小さい噴火は予測できない場合があるため、突発的な噴火に対する即時対応についても十分に検討する。
- ウ 火山活動の推移によっては、噴火警戒レベルが 2 段階以上急に上がる場合（下がるときも同様）も想定されるため、適切な対応に留意する必要がある。
- エ 噴火警戒レベルの「警戒が必要な範囲」は、火山活動の推移等により、現地判断等を踏まえ範囲を変更して運用する場合があることに留意する。
- オ 風下側では風に運ばれる小さな噴石や降灰の影響が考えられることから、噴火時の風向きを考慮した登山者・観光客や住民等に対する屋内退避などの安全確保行動の周知・広報が必要となる。

また、気象庁から発表される降灰予報や火山現象に関する情報を、報道機関の協力も得て住民や観光客に周知徹底する。
- カ 積雪期の融雪型火山泥流への防災対応は、居住地域の積雪状況等（季節による積雪状況の違い、避難経路の除雪の有無、ライフライン等）を考慮する必要がある。また、積雪期に視界不良等で山頂付近の状況が確認できない場合には、前ぶれなく融雪型火山泥流が早川沿いに流下する可能性があることに留意し、住民の高台への自主避難や安全確保行動について十分周知する。
- キ 融雪型火山泥流は火砕流によるものだけでなく、噴石などの火砕物によって発生することがあることに留意する。
- ク 地震の多発に加え、山体の顕著な変形（部分的な膨張）・亀裂や斜面からの落石の頻発などが確認された場合には、爆発的噴火、溶岩ドーム出現のほか、山体の大規模崩壊・岩屑なだれが発生する危険性もあることに留意する。
- ケ 降灰、降雨、融雪等による、又はそれらが複合的となって流出する火山泥流等の減少の影響については、今後の検討課題とする。

第1章 計画の基本事項の検討

(3) 火山活動の推移等に応じた避難計画の方向性

ア 火山活動の推移に応じた避難計画

(7) 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

(イ) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合の避難対応

a 突発的に噴火した場合【噴火警戒レベル1⇒2又は3】

b 居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合【噴火警戒レベル2又は3⇒5】

イ 融雪型火山泥流を考慮した避難計画

融雪型火山泥流を考慮し、防災対応は、積雪期と通常期（非積雪期）に分けて整理する。

図表1-2-2 通常期の影響範囲とレベルに対応した避難単位

噴火警報・予報	噴火警戒レベル (キーワード)	現象	想定される影響範囲	居住地域の避難単位
噴火予報	1 (活火山であることに留意)	火山灰等	火山活動の状況により想定火口域内 (山頂から概ね半径1km以内)	—
噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺警報	2 (火口周辺規制) (1km規制)	大きな噴石	山頂から概ね半径1km以内	—
	2 (火口周辺規制) (2km規制)	大きな噴石	山頂から概ね半径2km以内	—
	3 (入山規制)	大きな噴石	山頂から概ね半径4km以内	—
	3 (入山規制) 拡大切替	大きな噴石 火砕流	山頂から概ね半径4km以内 山頂から概ね7km以内の早川流域 (状況によっては真川、海川流域)	—
噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	4 (高齢者等避難) または 5 (避難)	大きな噴石 火砕流	山頂から概ね半径4km以内 山頂から概ね10km以内の早川流域 (状況によっては真川、海川流域)	— 糸魚川市上早川地区
	5 (避難) 拡大切替	大きな噴石 火砕流	山頂から概ね半径4km以内 山頂から概ね10km以遠の早川流域 (状況によっては真川、海川流域)	— 糸魚川市早川地区全域 ・梶屋敷区

図表 1－2－3 積雪期の影響範囲とレベルに対応した避難単位

噴火警報・予報	噴火警戒レベル (キーワード)	現 象	想定される影響範囲	居住地域の避難単位
噴火予報	1 (活火山であることに留意)	火山灰等	火山活動の状況により想定火口域内 (山頂から概ね半径 1km 以内)	—
噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺警報	2 (火口周辺規制) (1 km 規制)	大きな噴石	山頂から概ね半径 1km 以内	—
	2 (火口周辺規制) (2 km 規制)	大きな噴石	山頂から概ね半径 2km 以内	—
	3 (入山規制)	大きな噴石	山頂から概ね半径 4km 以内	—
噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	4 (高齢者等避難) または 5 (避難)	大きな噴石	山頂から概ね半径 4km 以内	—
		火砕流	山頂から概ね 7km 以内の早川流域 (状況によっては真川、海川流域)	—
		融雪泥流	早川沿いの地域	糸魚川市早川地区全域 ・ 梶屋敷区 (注 2)
	5 (避難)	大きな噴石	山頂から概ね半径 4km 以内	—
		火砕流	山頂から概ね 10km 以内の早川流域 (状況によっては真川、海川流域)	糸魚川市上早川地区 (注 2)
		融雪泥流	早川沿いの地域	糸魚川市早川地区全域 ・ 梶屋敷区 (注 2)

注 1 レベル 2 以上の現象欄では、想定される影響範囲を設定するために考慮した現象 (噴火開始後から避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高い現象) のみ記載している。

注 2 融雪型火山泥流については、住居への直接的な影響のほか、川を横断するライフラインへの影響、積雪による避難の困難性等を考慮した対応が必要となる。

3 避難の基本的な方針

(1) 住民等避難

ア 避難の基本的なあり方

住民等は、自らが自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならない。また、行政からの避難情報伝達、避難呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。火山活動の推移に応じて、住民等が取るべき避難の基本的なあり方を以下に示す。

(7) 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合

噴火警戒レベルが4又は5に事前に引き上げられた場合、避難行動は、原則として、全て避難誘導責任者（区長等）の指示により行い、近隣に声をかけ、互いに協力して全員が避難できるようにする。

避難は、避難誘導に従い、各自、一時集合場所に集合し、一時集合場所から指定避難所までは、乗り合い又はバスにより移動する。

ただし、梶屋敷区その他の地区の住民等は、防災無線等の市の誘導に従い、指定避難所まで直接非難する。

(4) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合

積雪期においては融雪型火山泥流に注意する必要があるが、火砕流の噴出量等により高齢者等避難から避難指示などの段階的な避難情報を発令することができず、十分な避難時間を確保できない事態も想定しておく必要がある。

特に融雪型火山泥流からの避難で十分な時間がない時は、直ちに地区内の河川沿いから短時間で避難できるよう、できるだけ離れた高台に一時的に自らの命を守るために避難し、まずは自分の安全を確保する。その後、安全を確認したうえで防災無線等の市の誘導に従い、図表1-1-12、1-1-13に定める一時集合場所又は指定避難所へ避難する（一時集合場所から指定避難所までは、乗り合い又はバスにより移動する。）こととし、その他の地区の住民等は、指定避難所へ各自で避難する。

イ 住民等が行う事前準備

(7) 住民等及び地域の避難誘導責任者（区長等）は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、新潟焼山火山防災マップで火山災害についても把握しておくこと。

(4) 避難の際の食糧、飲料水、その他避難生活に必要な携行品はあらかじめ準備しておき、避難の際は混乱をさけるため第3章「1(7)住民等の避難準備・避難誘導〔噴火警戒レベル4・5〕」に記載されている携行品の制限を守ること。持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行すること。

(ウ) 各地区においては、融雪型火山泥流が発生した際に向かうべき高台の位置、経路等につ

いて積雪期前に予め把握しておき、冬期には実際に避難が可能か道路の除雪状況も確認のうえ、避難訓練等を通じて事前に検証しておく。

- (エ) 火山防災マップの最大流動深は、一定条件の下に算定されており、この範囲外であっても影響が及ぶ可能性があることも認識し、高台選定の視点としては、高台から更に高い位置に逃げる事が可能であるかも考慮しておく必要がある。

こうした事態を想定し、住民等自ら、避難する高台について平時から定めておく必要がある。

ウ 避難に際し住民のとりべき行動

- (ア) 避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。盗難防止のため、施錠を確実にすること。

- (イ) 避難する際の基本的な服装は、頭巾又はヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。また、雨天時は雨合羽、冬期間は防寒着を着用する等、状況に応じた対応をとること。

特に、火山灰の降灰時や火山灰が舞い上がっている時の避難については(オ)を参照。

- (ウ) 親戚、知人の元に避難するときは、避難誘導責任者（区長等）に避難先及び連絡先を報告すること。

- (エ) 行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

- (オ) 火山灰から身を守る対策として、気象庁から発表される『降灰予報』を参考にするとともに、下記の対策を講じることが望ましい。

火山灰とはものを燃やしたときに出るような灰ではなく、火山岩が粉々になった細かい粒子（直径2mm以下のもの）で角張っており、降灰直後の火山灰には、火山ガスが付着している。

ア 火山灰を吸い込まない。

火山灰は非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることがある。

このため、せきが増えたり、息苦しくなったり、鼻やのどの炎症、たんや鼻水が増えるような症状が考えられる。

また、ぜんそくや気管支炎、肺気腫など肺に問題を抱える人々や深刻な心臓疾患のある人は、防塵マスクを着用するなどして火山灰を吸い込まないように特に注意が必要である。推奨する防塵マスクの規格は「DS2」や「N95」規格に適合したマスク。

DS2：使い捨てで、0.1～0.3μmの微粒子を95%以上捕集できる性能のマスク

日本の厚生労働省の規格

N95：耐油性がなく、0.1～0.3μmの微粒子を95%以上除去できる性能のマスク

アメリカの労働安全衛生研究所の規格

なお、通常サイズだと女性や子供には大きいことがあり、高性能なマスクであっても隙間があれば効果がないため、自分の顔に適したサイズを使用することが重要である。

防塵マスクが無い時は、ハンカチなどの布で口と鼻を覆い、布を水で濡らして使うことが望ましい。

第1章 計画の基本事項の検討

備蓄時にマスクが劣化しないように、光の当たらない乾燥した場所に備蓄すること。

b 目を守る。

火山灰が降っているときや、空気中に火山灰が舞い上がっているようなときは、防塵ゴーグルを着用するなどして、火山灰が目に入らないようにする。また、雨傘を差すことや帽子・ヘルメットを着用することも望ましい。

コンタクトレンズ利用者はコンタクトレンズを外し、眼鏡を使用する。

火山灰が目に入ると、目を傷つけ、目のかゆみ、痛み、充血が起こるおそれがあるため、火山灰が目に入ったら、こすらずに水で洗い流すようにする。

火山灰が目に入ることによって起こる一般的な症状としては、下記に示す症状がある。

- (a) 目の異物感
- (b) 目の痛み、かゆみ、充血
- (c) ねばねばした目やに、涙
- (d) 角膜剥離や擦り傷
- (e) 急性結膜炎や眼球を取り囲む結膜のうの炎症により、充血、ひりひり感、まぶしく感じる等

c 皮膚を守る。

火山灰が皮膚に触れることで炎症を起こすことがあり、痛くなったり、腫れたり、ひっかき傷からばい菌が入ったりするおそれがある。

このため長袖・長ズボン、タオル等で皮膚を覆うことや、雨傘や帽子・ヘルメットを用いることが望ましい。

d 交通事故に気をつける。

火山灰が降ると見通しが悪くなり、横断歩道などの路面標示も見えにくくなる(約0.5mm以上の堆積で白線が見えにくくなる)ことから自動車のヘッドライトの点灯や徒歩での避難の際にはドライバーに認知してもらうためにも懐中電灯を点灯させながら避難することが望ましい。また、火山灰が道路上に堆積すると、湿潤時は0.5cm以下、乾燥時においても1cm程度で自動車のスリップが発生したり、制動距離が通常時より長くなる。このため、通行に支障をきたすことがあり、注意が必要である。



図表1-3-1※
湿った灰でスリップした自動車



図1-3-2※
ダンプトラックが火山灰を巻き上げている状況

※ 出典：木曽町，“平成26年 御嶽山噴火災害活動記録誌”，平成30年3月30日，p62

図表1-3-3 降灰予報で使用する降灰量階級表

降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ ^{※1}		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	<u>外出を控える</u> 持物の腐食や建物・閉塞性肺炎（肺炎菌など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行遅延や運転困難等の影響が生じる	灰しへの火山灰付着による停電・列車や上水道の水質悪化及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白煙が見えにくい 	明らかに降っている 	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>除行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白煙が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなった ^{※2} 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる 	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 ^{※2}

※1 撮影写真は気象庁、鹿児島市、（株）南日本新聞社による
※2 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による推定

エ 要配慮者の避難

高齢者や障害者等のうち、避難行動に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者については、避難準備から避難後の生活までの各段階において、行政とその家族、身近にいる住民、自主防災組織、関係団体等が協力してきめ細やかな支援策を講ずる必要がある。

このため、県及び市町村が定める地域防災計画の要配慮者への支援等に関する規定に準じて適切に行うことができる体制を確立する。

なお、学校・保育園及び福祉施設等の避難対策については、次のとおり実施する。

(ア) 学校・保育園

教育委員会は、高齢者等避難を発令した旨の連絡を受けた場合、又はその発令を確認した場合は、避難対象区域内にある学校及び保育園等（以下「学校等」という。）に対して次のとおり措置する。

なお、これらの措置について、あらかじめ保護者等に対して説明し、緊急時の対応について理解を得ておくとともに、緊急時の連絡体制を整備しておく。

a 高齢者等避難が発令された場合

(a) 児童・生徒・園児（以下「児童等」という。）が帰宅している（家庭にいる）場合
校長等に対して休校（休園）を指示する。

(b) 児童等が学校等にいる場合

校長等に対し直ちに授業の中止を指示し、学校等で保護者の迎えを待って引き渡すものとする。

第 1 章 計画の基本事項の検討

b 避難指示が発令された場合

(a) 児童等が帰宅している（家庭にいる）場合

校長等に対して休校を指示するものとするが、指示がない場合においても校長等が、避難指示が発令されたことを確認した場合には、休校することができる。児童等は、避難指示が発令されたことを確認した場合は、登校（登園）を要せず、家族と一緒に避難するものとする。

(b) 児童等が学校等にいる場合

校長等に対し直ちに授業中止を指示し、学校等は所定の避難所等まで避難したうえで保護者に引き渡すものとする。

(イ) 福祉施設

福祉事務所は、高齢者等避難又は避難指示を発令した旨の連絡を受けた場合、又はその発令を確認した場合は、避難対象区域内にある福祉施設に対して、学校・保育園に準じて措置する。

なお、これらの措置について、あらかじめ施設使用者及びその家族等に説明し、緊急時の対応について理解を得ておくこと。

図表 1－3－4 避難対象区域内にある学校等・福祉施設

所在地区	学校等・施設名	教職員数	児童・生徒数 園児・入所者	誘導 責任者	避難所
下 早 川 地 区	下早川小学校 日光寺 322 025-555-2107	18	74	校長	糸魚川市民 総合体育館
	糸魚川東中学校 梶屋敷 433 025-555-2616	30	155	校長	糸魚川市民 総合体育館
	はやかわ保育園 上覚 33 025-555-4004	18	55	園長	糸魚川市民 総合体育館
	クレイドルやけやま 梶屋敷 915 025-550-2015	54	入所 50～86	施設長	早川流域外は各自 宅。早川流域内はそ れぞれの地区ごとの 避難所
	エスポアールはやかわ 梶屋敷 915 025-550-2015		入所 14～15 デｲﾍﾞｽ 30	施設長	糸魚川市民 総合体育館

※ 平成 30 年 4 月 1 日現在

※ クレイドルやけやまとエスポアールはやかわは、デイサービスなど、随時入所者数が変わる。

(2) 登山者等避難

ア 避難の基本的なあり方

登山者等（登山者の他、登山以外の目的を持つ者を含み、山に入るすべての者をいう。）は、登山中に突発的に噴火した際には、原則として往路で利用した登山道から緊急下山することとするが、登山道によっては、谷底を渡るものもあり、火砕流や泥流のルートと重なる危険もあるため、近くの緊急退避場所や大きな岩陰等に一時的に緊急退避し、身の安全を守ることを最優先に考える必要がある。

イ 登山者等のとるべき行動（事前準備を含む）

- (ア) 登山届を必ず提出する。（山頂から 2 k m の地区に登山する場合や長野県内の指定登山道を利用する場合は、登山届の提出が義務付けられている。第 2 章 4 参照。）
- (イ) 火山の活動状況により立入が規制されていることがあるため、規制の状況について地元自治体に確認するとともに火山の活動状況を確認した上で、登山をする。
- (ウ) 緊急速報メール等による情報伝達を確実に行うため、登山中は携帯電話の電源を切らないことや、バッテリー切れに備えて予備バッテリーを携帯する。
- (エ) 新潟焼山に登山している間、登山者自ら火山現象の変化の把握や、ラジオ等による外部からの積極的な情報収集に努め、当該変化に応じて安全に行動する必要がある。
- (オ) 突発的に噴火した場合を想定し、緊急退避できる場所がないか常に意識をして登山する。
- (カ) 携帯電話の電波を受信できない区域もあり、すべての登山者が確実に緊急速報メール等で情報を得ることができない可能性もあることから、登山中に取得した火山に関する情報については、周りの登山者とも共有する。

第2章 事前対策

1 防災体制の構築

(1) 県・市町村の防災体制の構築

県及び市村は、発表された噴火警戒レベルに応じて図表2－1－1に示す体制を構築する。

図表2-1-1 県・市村の防災体制一覧

火山活動の推移		新潟県	糸魚川市	妙高市	長野県	小谷村
事前に噴火警戒レベルが引き上げられた場合	噴火警戒レベル 1	通常の監視体制 ※必要に応じて関係機関と情報共有を行う				
	2	情報連絡室	情報連絡体制 (責任者：危機管理監) ※状況に応じて警戒体制に移行。	警戒体制 ※滞在者に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)場合。	警戒連絡会議	警戒本部 (第1号配備として防災担当課及び観光振興課により設置) ※登山者等の状況に応じて非常体制に移行する。
	3	警戒本部 又は 対策本部	警戒本部 (設置場所：市役所 401 会議室)		警戒・対策本部	
	4	災害対策本部等 及び 現地対策本部 (候補地： 県糸魚川振興局)	対策本部 (場所：市役所 203・204 会議室)		災害対策本部	
	5			緊急体制 又は 非常体制 ※滞在者に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合。		
事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合 ※1		災害対策本部等	非常体制	非常体制	警戒・対策本部 ※2	非常体制

※1 引き上げの後のレベルの程度を問わない。

※2 災害による複数の住家被害又は死者が想定される場合は災害対策本部を設置する

(2) 協議会の構成機関の役割

避難計画の対策内容と実施主体を以下のように定め、相互に協力して市民及び登山者等の避難、救助等の災害対策を実施する。

第2章 事前対策

図表 2-1-2 対策内容と主な実施主体

対 策 内 容	協議会における主な実施主体※
火山活動の監視・観測及び噴火警報・予報等の発表・伝達、気象支援資料の提供 (第2章2関係)	気象庁、新潟地方気象台、長野地方気象台
火山活動その他異常現象等の基礎情報の収集、通報 (第2章2関係)	市村、警察署、県、地方気象台、気象庁
高齢者等避難及び避難指示の発令・解除、一時立入の判断 (第2～4章関係)	糸魚川市
住民等の避難誘導 (第2章3、第3章1～3関係)	糸魚川市
住民等の避難手段の確保 (第2・3章関係)	糸魚川市
救助に関する情報収集等 (第2章4関係)	市村、県
被害情報の収集 (第3章1～3関係)	市村、県、県警・警察署
入山規制等や通行規制の実施 (第3章1～3関係)	市村、県警・警察署
災害警戒区域の設定 (第3章1～4関係)	市村
報道対応 (第3章5関係)	新潟県
避難所運営、ボランティア等の受入れ、救援物資の受入れ・整理・配分、要配慮者対策、相談窓口の開設 (第4章1関係)	糸魚川市
治安の維持 (第4章1関係)	県警・警察署
風評被害対策 (第4章2関係)	関係機関
平時からの防災啓発・訓練 (第5章関係)	市村、県、地方気象台
各種情報の収集伝達及び対策の総合調整 (全編共通)	市村、県

※ 上記に記載した関係機関は、協議会における主な実施主体を整理したものであり、実際の避難対応に当たっては、協議会の内外を問わず関係機関と幅広く連携・協力するものとする。

また、本章以降に記載の各防災対応においても、実施主体を明記しているが、その考え方についても同様とする。

(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理

ア 噴火警戒レベル1～3に応じた入山規制等

噴火警戒レベル2～3に応じた入山規制等は図表1-1-13のとおり。

噴火警戒レベル1については、火山活動の状況に応じて入山規制等を行う。

イ 噴火警戒レベル4・5に応じた応急対応

図表2-1-3 通常期の防災体制、応急対応

レベル	避難対象地域	応急対応
【4（高齢者等避難）】	糸魚川市上早川地区	高齢者等避難の発令 （要配慮者は避難を開始、その他の住民は避難の準備を開始）
【5（避難）】	糸魚川市 上早川地区	避難指示の発令
	糸魚川市 下早川地区・梶屋敷区	高齢者等避難の発令
拡大 【5（避難）】	糸魚川市 早川地区全域・梶屋敷区	避難指示の発令

※ 妙高市、小谷村においては、影響を受ける居住地域が想定されていないことから、地域を特定した具体的な応急対応の検討は行っていないものの、それぞれ必要に応じて応急対応を行う。

図表2-1-4 積雪期の防災体制、応急対応

レベル	避難対象地域	応急対応
【4（高齢者等避難）】	糸魚川市 早川地区全域・梶屋敷区	高齢者等避難の発令 （要配慮者は避難を開始、その他の住民は避難の準備を開始）
【5（避難）】	糸魚川市 早川地区全域・梶屋敷区	避難指示の発令

※ 妙高市、小谷村においては、影響を受ける居住地域が想定されていないことから、地域を特定した具体的な応急対応の検討は行っていないものの、それぞれ必要に応じて応急対応を行う。

2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する情報の一覧

情 報 名

概 要

噴火警報・予報

気象庁は、火山災害軽減のため、全国 111 の活火山を対象として、噴火警報・予報を発表している。噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表する。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時からの地元の火山防災協議会で合意された避難計画の避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表する。

なお、「噴火警報（居住地域）」は、平成 25 年 8 月 30 日より特別警報に位置づけられ、都道府県においては市町村への通知、市町村においては住民への周知の措置が義務付けられている。

噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル 4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側 の範囲に における噴火 居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺 における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所までの 火口周辺	火口から 少し離れた所までの火口周辺 における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）

情 報 名	概 要
	噴火警報（噴火警戒レベル4、高齢者等避難）の発表例 【糸魚川市上早川地区に影響を及ぼすような規模の火砕流が予想される場合を想定】 火山名 新潟焼山 噴火警報（居住地域） 平成〇〇年9月12日15時00分 気象庁地震火山部 ＊＊（見出し）＊＊ ＜新潟焼山に噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）を発表＞ 糸魚川市上早川地区の居住地域では、市の指示に従い、避難準備。 ＜噴火警戒レベルを3（入山規制）から4（避難準備）に引上げ＞ ＊＊（本文）＊＊ 1. 火山活動の状況及び予報警報事項 新潟焼山で溶岩ドームの崩壊が発生し、火砕流が山頂から北側の早川流域に約3km流下しました。 火山活動は活発な状態が続いており、早川流域の糸魚川市上早川地区に影響を及ぼす火砕流の発生が予想されます。 また、山頂から概ね4kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。 2. 対象市町村等 以下の市町村では、当該居住地域で避難などの厳重な警戒をしてください。 新潟県：糸魚川市 以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。 新潟県：妙高市 長野県：小谷村 3. 防災上の警戒事項等 糸魚川市上早川地区の居住地域では、市の指示に従い、いつでも避難を開始できるように準備してください。また、山頂から概ね4kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。 風下側では降灰及び遠方でも風に流されて降る小さな噴石（火山れき）に注意が必要です。また、爆発的噴火に伴う大きな空振や、降雨時には土石流に注意が必要です。 ＜噴火警戒レベルを3（入山規制）から4（避難準備）に引上げ＞ ＊＊（参考：噴火警戒レベルの説明）＊＊
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する情報。
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるために発表する情報。
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料。
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。
降灰予報	住民等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的に「降灰予報（定時）」を、噴火発生直後に速やかに「降灰予報（速報）」を、噴火発生後に詳細な予報を「降灰予報（詳細）」で発表し、予想される降灰の範囲、降灰量、小さな噴石の落下範囲などを知らせる。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる。
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。全国版と各地方版がある。
地震・火山月報（防災編）	月ごとの全国の地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料。

第2章 事前対策

(2) 協議会の構成機関相互の情報伝達・共有体制

新潟焼山に関連する情報は、下記の方法等により協議会内での情報共有を行うが、何らかの理由により情報伝達等が遅れることや、なされないことも想定し、協議会構成員は、協議会の連絡体制に限らず複数ルートにより自ら情報収集に努めることを基本とする。

また、共有された情報については、協議会構成機関の判断により、それぞれ関係する機関と情報共有を行う。

ア 気象庁が発表する噴火警報・予報など

図表2-2-1の伝達系統により、各機関に伝達される。

必要に応じて、協議会事務局からメール等によりコアグループ又は協議会構成機関に情報提供を行うほか、気象庁ホームページに掲載される。

イ 気象庁が定期的に発表している火山活動解説資料など

必要に応じて、気象台からコアグループ、協議会事務局からコアグループ以外の構成機関にメール等により情報提供を行うほか、気象庁ホームページに掲載される。

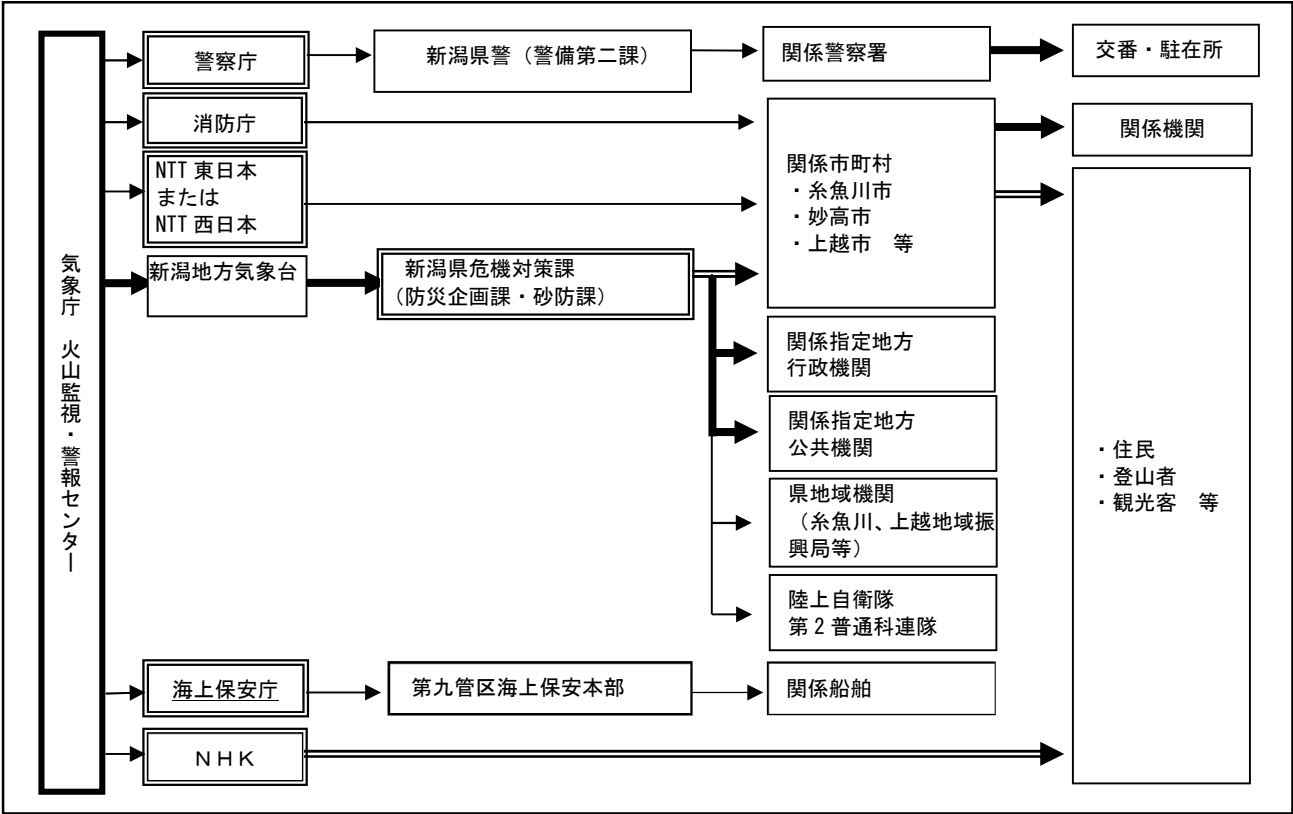
ウ 異常現象等の発見通報、市町村の防災対応の状況など

必要に応じて、協議会事務局を通じてメール等によりコアグループ又は協議会構成機関の間で情報共有を行う。

また、緊急を要する場合等、火山防災協議会構成各機関が、他の協議会構成機関やコアグループ等へ直接メール等により情報提供を行う。

(3) 火山の状況に関する解説情報（臨時）・噴火警報・予報等の伝達ルート

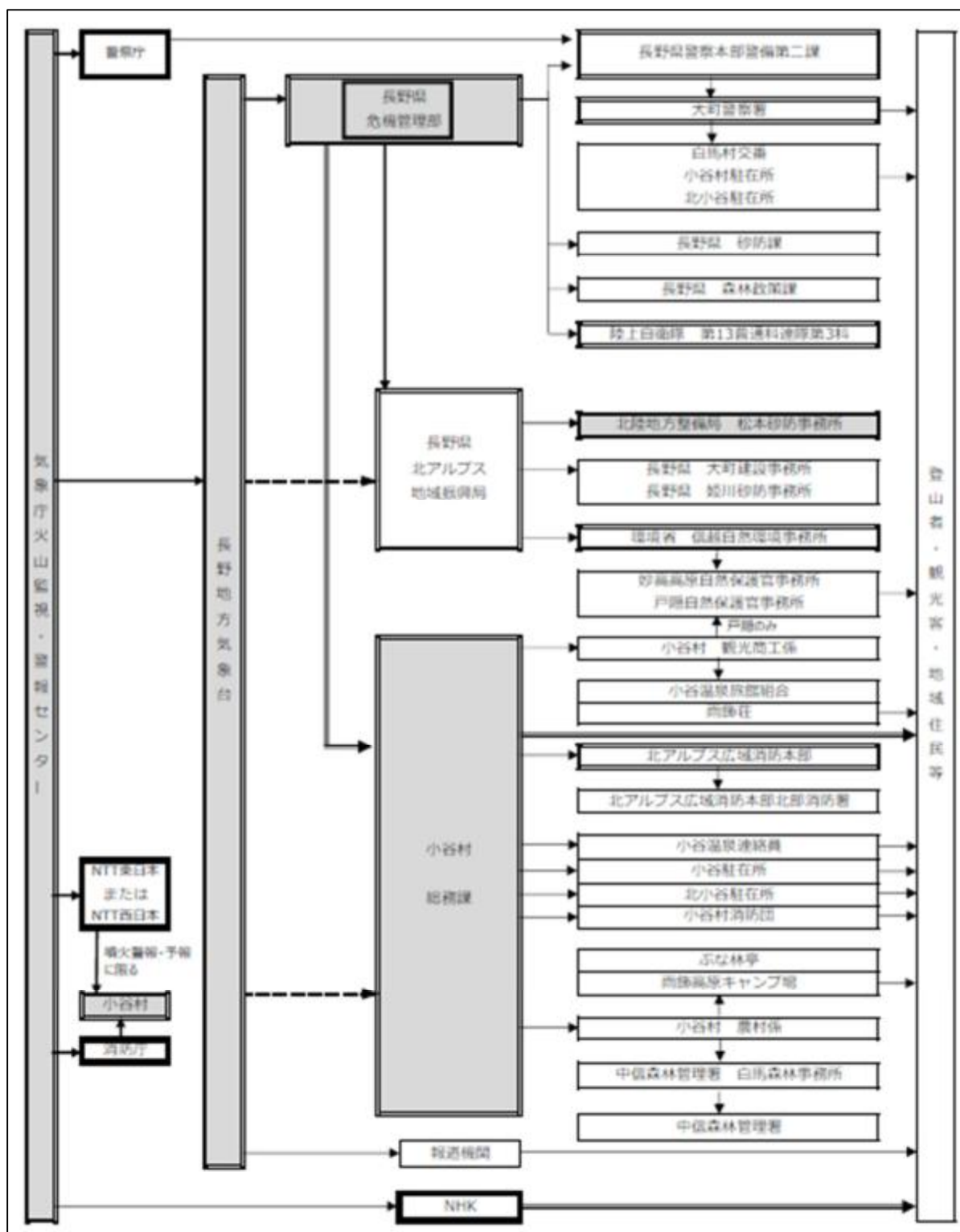
新潟焼山に関する火山の状況に関する解説情報（臨時）や噴火警報、降灰予報等の火山情報は、気象庁火山監視・警報センターが発表し、図表2-2-1の経路により各関係機関へ伝達される。住民や登山・観光客へは、関係市町村等を通じ周知が行われる。



注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

図表2-2-1-1 新潟県における噴火警報等の伝達系統概略図

第2章 事前对策



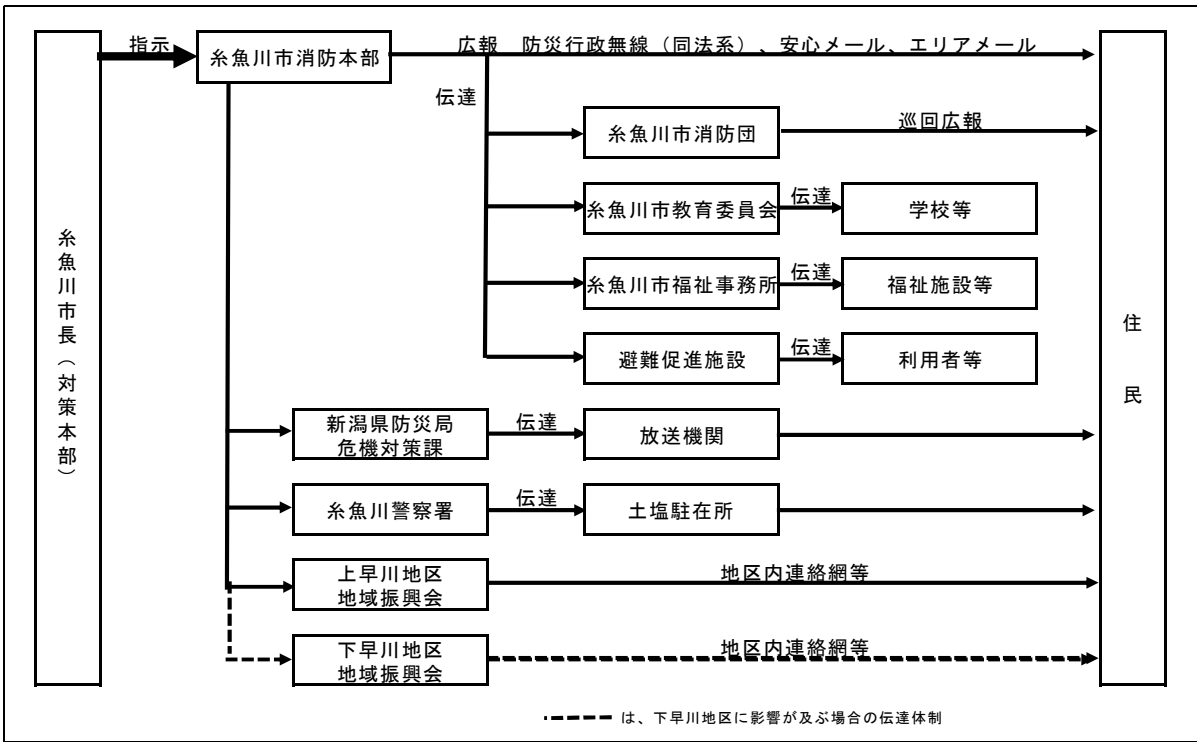
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

図表 2-2-1-2 長野県における噴火警報等の伝達系統概略図

(4) 住民等の避難に関する情報伝達と手段 【糸魚川市】

ア 避難情報の伝達体制

避難情報は図表2-2-2に基づき遅滞なく行う。



図表2-2-2 避難情報の伝達フロー図

イ 伝達方法

- (ア) 防災行政無線（同報系）による一斉放送による伝達（屋外子局、戸別受信機）
- (イ) 安心メール、緊急速報メールによる伝達
- (ウ) 広報車による伝達
- (エ) 放送機関への要請により、テレビ・ラジオ放送による伝達
- (オ) あらかじめ定めた伝達系統への電話又は直接口頭により伝達

ウ 避難情報の伝達内容

避難対象区域に居住・滞在する市民、観光客や他地域からの一時滞在者（以下「住民等」という。）を対象に伝達する避難情報の内容は、次に示す項目について地域特性や住民等が短時間に認識できる情報量を考慮して定める。

- (ア) 避難の理由、可能性のある現象（例：火砕流、火砕サージ等）
- (イ) 避難が必要な区域
- (ウ) 避難の切迫性
- (エ) 避難先
- (オ) 避難方法、避難手段（要配慮者の支援に関する事項、避難経路等も含む）
- (カ) 携行品、服装の留意点

第2章 事前対策

- (キ) 戸締り、電気、ガス、水道等の遮断
- (ク) 気象状況・今後の気象の見込み
- (ケ) その他必要な事項

■情報の段階別の伝達例文

(避難準備・高齢者等避難開始)

こちらは、糸魚川市〇〇本部です。本日〇月〇日午前（後）〇時に、〇〇地区の一部に高齢者等避難を発令しました。気象台の発表で、現在、新潟焼山の火山活動が活発化しています。要配慮者は、避難を開始してください。避難場所は〔〇〇〇〇〕です。

その他の住民の皆様は、今後、噴火のおそれがありますので、避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(避難指示)

こちらは、糸魚川市災害対策本部です。新潟焼山の噴火により、火砕流が発生しています。居住地域に重大な被害が切迫していますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〇〇地区の一部に避難指示を発令しました。急いで避難を開始してください。

避難場所は〔〇〇〇〇〕です。

(情報提供)

こちらは、糸魚川市〇〇本部です。〇月〇日午前（後）〇時〇分現在の気象台の情報をお知らせします。新潟焼山の火山活動状況は、地殻変動等の変化や火山性地震等、現在のところ、特に目立った活動はありませんが、引き続き、爆発的な噴火は続くと思われますので、噴火に伴う降灰及び小さな噴石に注意してください。

(5) 登山者等の避難に関する情報伝達と手段 【市村、県】

登山者への情報伝達は、各主要地点における立入規制及び立入規制周知看板の設置により行う。

既に入山中の者に対しては、緊急速報メールによる情報伝達を行うと共に、携帯電話の電波の届かない区域もある事を踏まえてヘリコプターによる上空からの下山呼びかけも併せて行う。

天候や火山灰の状況によりヘリコプターの運航ができない場合も想定されるため、登山届に基づく携帯電話への情報伝達等も状況に応じ組み合わせて行う。

ア 立入規制及び立入禁止周知看板の設置

立入禁止のためのバリケード及び周知看板は、図表 1-1-9 及び 1-1-10 のとおり設置する。

立入禁止周知看板は、外国人の登山者等も想定し、多言語による表示に配慮する。



図表 2-2-3 立入規制周知看板の例

イ 緊急速報メール等による情報伝達

市村は、気象庁から噴火警戒レベル 3 以上の噴火警報が発表された場合や、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定による警戒区域を設定した場合には、緊急速報メールを配信する。

また、「火山の状況に関する解説情報」や「噴火警報（噴火警戒レベル 2 以下）」が発表さ

第2章 事前対策

れた場合には、県・市村が運営するホームページやSNS等により広く情報発信を行うものとする。

※緊急速報メールは、携帯各社の利用規約で定める以下の配信可能項目に該当するか、自治体で判断を行った上で配信を行う必要がある。

【配信可能項目】

高齢者等避難、避難指示、警戒区域情報、津波注意報、津波警報、大津波警報、**噴火警報（レベル3未満の火口周辺警報を除く）**、指定河川洪水警報、土砂災害警戒情報、東海地震予知情報、弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報

配信項目	配信例文
警戒区域情報 ※噴火警戒レベル2以下の場合等	新潟焼山で火山活動活発化の兆候が観測されました。 突発的な噴火等の危険性が高まっており、〇時〇分に山頂から〇kmの範囲に警戒区域を設定しました。 登山、入山中の方は、直ちに下山してください。 配信者 〇〇市
噴火警報 ※右の配信例文は、噴火警戒レベル3の場合であり、それ以外の場合は、規制範囲などをそのレベルに併せて配信	入山規制情報 新潟焼山の火山活動の活発化により噴火警戒レベルがレベル3に引き上げられました。 山頂から概ね4kmの範囲は入山規制となります。 登山、入山中の方は、直ちに下山してください。 配信者 〇〇市

図表 2-2-4 緊急速報メールの配信文例

ウ ヘリコプターによる下山等の呼びかけ

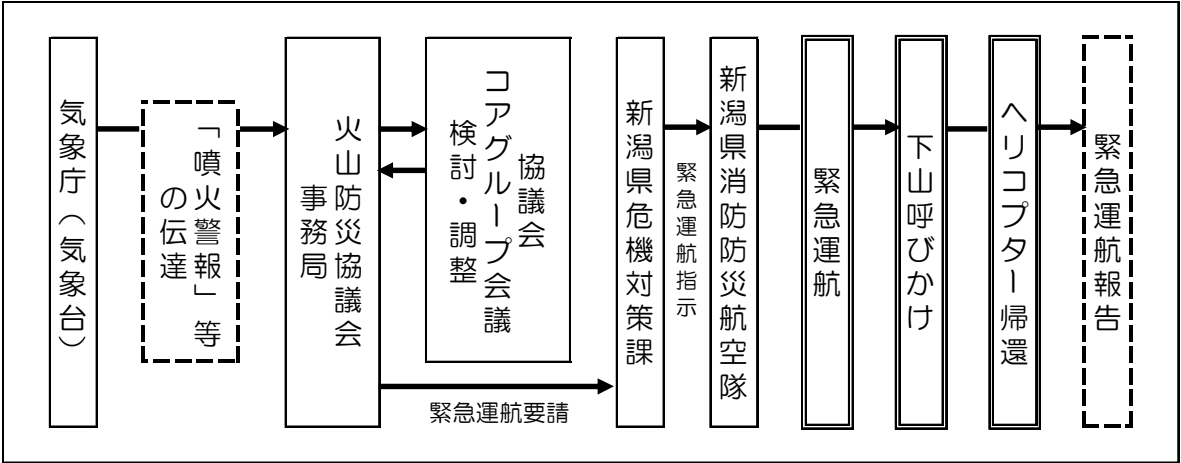
ヘリコプターによる下山呼びかけは、噴火警戒レベル2以上の状況を想定し、以下のとおり行うことを基本とする。

なお、噴火警戒レベル2未満の状況で登山者等へヘリコプターによる注意喚起を呼びかける必要が生じた場合も、以下に準じて行うこととする。

(7) 下山呼びかけまでの流れ

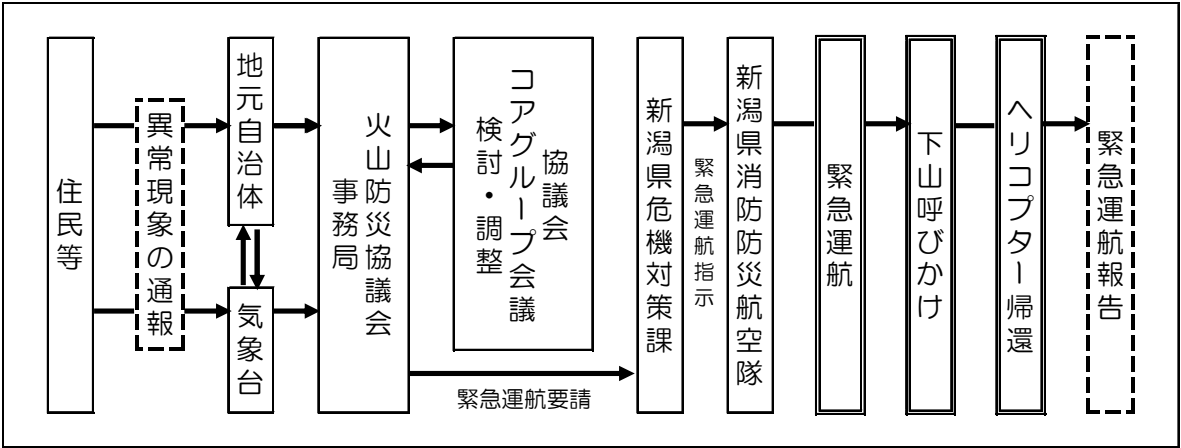
新潟県防災局防災企画課長（新潟焼山火山防災協議会コアグループ会議幹事長）は、噴火警報、噴火速報や火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合や住民等から異常現象の通報があった場合、協議会コアグループ内などでの調整により消防防災ヘリコプターの緊急運航の必要があるとされたときは、新潟県防災局危機対策課長に緊急運航の要請を行い、新潟県消防防災航空隊による上空からの下山呼びかけを行う。

この場合において、新潟県消防防災ヘリコプターが出動中等で使用できない場合、近県との航空消防防災応援協定に基づく要請なども検討する。



図表 2-2-5

気象庁からの「噴火警報」等の火山情報が伝達された場合の下山呼びかけフロー



図表 2-2-6 異常現象等の発見通報等による場合の下山呼びかけフロー

(イ) 呼びかけ方法及び内容

a 呼びかけ方法

ヘリコプター運航の安全を確保するため、噴石の飛ぶ範囲外からの呼びかけを基本とする。

飛行ルートについては、運航の可否も含めて、天候や火山灰等の状況を踏まえた運航指揮者の判断となる。

- (a) レベル2（山頂から概ね1km(又は2km)以内立ち入り規制）の場合、山頂から1km(又は2km)の範囲外からの呼びかけを基本とする。
- (b) レベル3（山頂から概ね4km以内立ち入り規制）の場合、山頂から4kmの範囲外からの呼びかけを基本とする。突発的にレベル3拡大以上が発表された場合もレベル3に準じるが、火山灰の状況等を踏まえて判断する。

第2章 事前対策

b 呼びかけ内容

登山者等が聞き取りやすいように、簡潔な言葉で呼びかけを行うことを基本とする。

■ 呼びかけ例

新潟焼山の火山活動が活発化しています。(状況に応じて、斜体部分は省略可)
大至急、下山してください。

(6) 異常現象等への発見通報と対応 【市村、警察署、県、地方気象台、気象庁】

ア 異常現象等の発見通報

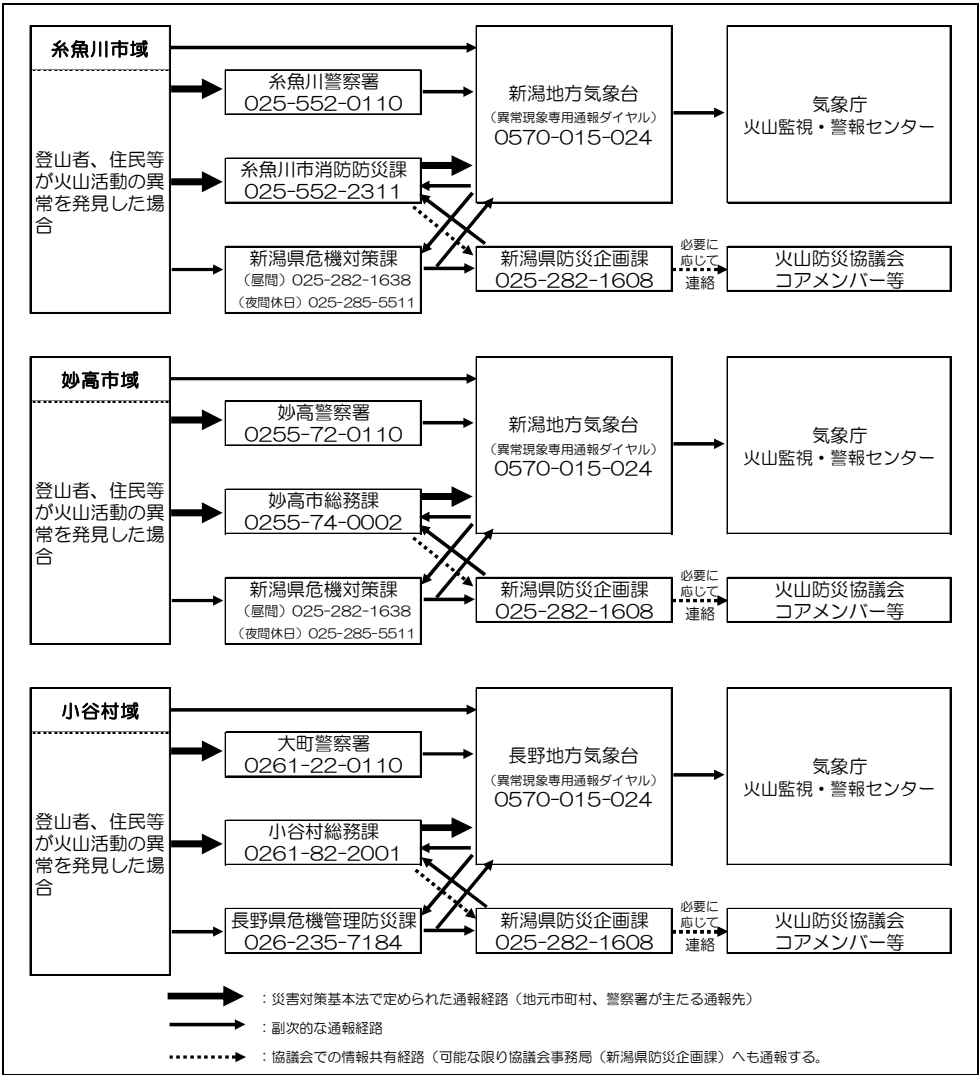
市村が、登山者、住民等から新潟焼山の火山活動の異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときは、速やかに県及び、新潟・長野各地方気象台へ通報する。

警察署が、登山者、住民等から新潟焼山の火山活動の異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときは、速やかに市村及び、新潟・長野各地方気象台へ通報する。

県が、登山者、住民等から新潟焼山の火山活動の異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときは、速やかに市村及び、新潟・長野各地方気象台へ通報する。

新潟・長野各地方気象台は、市村、警察及び県から通報を受けた場合は、通報内容を速やかに火山監視・警報センターへ報告する。登山者、住民等から直接通報を受けた場合には、通報内容を速やかに市村及び県にも通報する。また、市村等の協力を得て、通報内容の確認を行う。

新潟県防災企画課が、必要に応じて通報のあった内容について協議会コアグループ等へ情報提供を行うことを基本とするが、緊急を要する場合には、市村から協議会コアグループなどへ情報提供を行う。

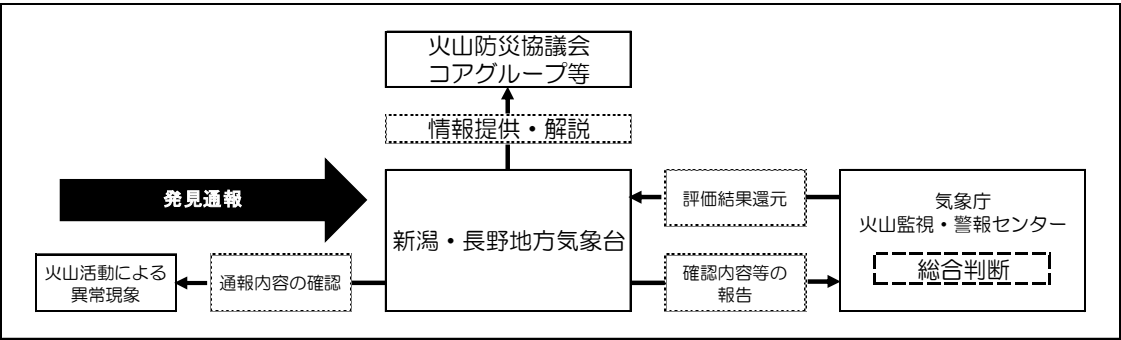


図表 2-2-7 異常現象等の発見通報フロー

イ 発見通報後の対応

火山監視・警報センターは、観測データと通報内容から総合的に現象を判断して、評価結果を新潟・長野各地方気象台へ速やかに還元する。

新潟・長野各地方気象台は協議会コアグループメンバー等へ情報提供、解説を行う。



図表 2-2-8 発見通報後の対応フロー

第2章 事前対策

■火山活動による主な異常現象の例

- a 火山性地震（微動）の群発
- b 鳴動、音響
- c 火山周辺の地形変化
- d 噴気、地熱、温泉等の温度又は噴出・湧出量の変化
- e 火口の火山ガス、昇華物（硫黄など）の変化
- f 動物の異常行動

必要に応じて市村は、登山者、住民等が発見通報を行いやすいように、登山道等に通報先を明示した表示などを行う。

■登山道等への表示の例

住民及び登山者等の皆様へ	
新潟焼山は、今でも頂上付近より噴気の上がる活火山です。 登山中等に以下の様な現象を発見した時は、関係機関に情報提供をお願いします。	
○ 爆発音や山鳴りなどの音 ○ 噴気、地熱、温泉等の温度又は噴出・湧出量の変化 ○ 火口の火山ガス、硫黄などの変化 ○ 動物の異常行動	
連絡先	
糸魚川市消防本部消防防災課	025-552-2311
糸魚川警察署	025-552-0110
※上記につながらない場合	
新潟地方気象台	025-281-5871
新潟県防災局	025-282-1638(平日昼間)
	025-285-5511(夜間休日 防災局宿日直)

※上記は、糸魚川市内設置例

妙高市内設置の場合は、糸魚川市、糸魚川警察署の箇所に妙高市総務課、妙高警察署を記載する。小谷村の場合も同様とする。

ウ 火映、鳴動、空振等の火山現象に対する対応

火山監視・警報センターは、火映（火口が明るく見える現象）、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合においても、速やかに新潟・長野各地方気象台へ連絡して現象を解説するなどの情報共有を行う。

火山監視・警報センターから連絡を受けた新潟・長野各地方気象台は、速やかに協議会コアグループメンバー等への情報提供、解説を行う。

なお、状況によっては火山監視・警報センターから協議会コアグループメンバー等へ直接連絡が行われることがある。

3 住民等の避難のための事前対策

(1) 避難指示等の発令基準 【糸魚川市】

ア 高齢者等避難の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火又は融雪型火山泥流の発生が予想される（可能性が高まってきている）場合に、避難対象区域に居住する住民等に対して市長が発令する。

また、住民が避難を希望する場合等、市長が市民の安全確保のため必要と判断した区域にも発令する。

イ 避難指示の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル5（避難）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火や融雪型火山泥流が発生あるいは切迫している状態にあり、生命及び身体を災害から保護する必要がある場合に、避難対象地域に居住する住民等に対して市長が発令する。

(2) 一時集合場所と避難所の指定 【糸魚川市】

ア 一時集合場所

噴火や融雪型火山泥流が発生した際に、早川地区住民が指定避難所まで集団で移動するために集合する場所（一時集合場所）は、図表1-1-11、1-1-12の記載のとおり

イ 避難所

糸魚川市長は、噴火警戒レベル4以上、又は噴火警戒レベル3以下でも多くの住民等が避難行動を開始した場合等は、直ちに避難所を開設する。なお、親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者（区長等）が連絡先を把握する。

避難所開設箇所は次のとおりとし、災害時に速やかに開設できるよう整備を行う。

図表2-3-1 避難所のリスト（令和2年11月1日現在）

地区	避難所名	所在地 (電話番号)	管理者	収容（面積） 駐車台数	備 考
上早川	大和川小学校	田伏 87 (025-552-3115)	学校長	670 人 (1,343 m ²) 65 台	—
下早川	市民総合体育館	上刈 4-3-1 (025-552-6521)	生涯学習課長	1,970 人 (3,958 m ²) 230 台	教育委員会生涯学習課 025-552-1511
梶屋敷区	大和川地区公民館	大和川 6346-1 (025-552-3101)	生涯学習課長	500 人 (1,018 m ²) 50 台	教育委員会生涯学習課 025-552-1511

第2章 事前対策

(3) 避難経路の指定 【糸魚川市】

避難対象地区の一時集合場所から避難対象区域外までの距離及び所要時間の目安並びに避難所までの避難経路について、図表2-3-2から2-3-5までに示す。

避難経路については、融雪型火山泥流の発生により道路や橋梁等が遮断される可能性のあることから、極力、川を横切るとは避ける。また、通常的手段による避難が困難となる可能性もあることに留意しておく必要がある。

特に、早川を横切る「切込橋」より上流側の住民は、切込橋が通過できない場合に備えて、事前に一時避難する場所を把握しておく必要がある。

図表 2-3-2 糸魚川市上早川地区の所要時間（目安）

地区等の 名称	一時集合場所	避難対象区域外（東バイパス 駐車帯）への距離及び所 要時間	避難経路
西越	越センター前	6.4km 13 分	県道湯之河内梶屋敷 停車場線 ～ 国道 8 号糸魚川東バ イパス駐車帯 ～ 大和川小学校 とする。
旧越			
越川原			
宮平	宮平会館前	7.5km 15 分	
中野	中野会館前	9.0km 18 分	
中林			
土塩	神社→音坂消防格納庫	16.6km 33 分	
猿倉	猿倉集会所前	9.7km 19 分	
吹原	来遊寺前	9.7km 19 分	
寒谷	寒谷集会所前	17.5km 35 分	
大平	大平集会所前	18.1km 36 分	
岩倉	熊野神社前	19.4km 39 分	
土倉	土倉集会所前	18.9km 38 分	
中川原新田	新田・猪平集会所前	19.4km 39 分	
猪平			
湯之川内	湯川内生活改善センター前	20.7km 41 分	
三ツ屋	防火水槽前	25.6km 51 分	
砂場	砂場会館前	18.9km 38 分	
北山	白山社→会館前	18.1km 36 分	
平林	－（直行）	18.0km 36 分	
角間	－（直行）	18.0km 36 分	

※ 上早川地区の避難所は、すべて大和川小学校

※ 所要時間は、自動車による移動として、平均時速 30km で計算

第2章 事前対策

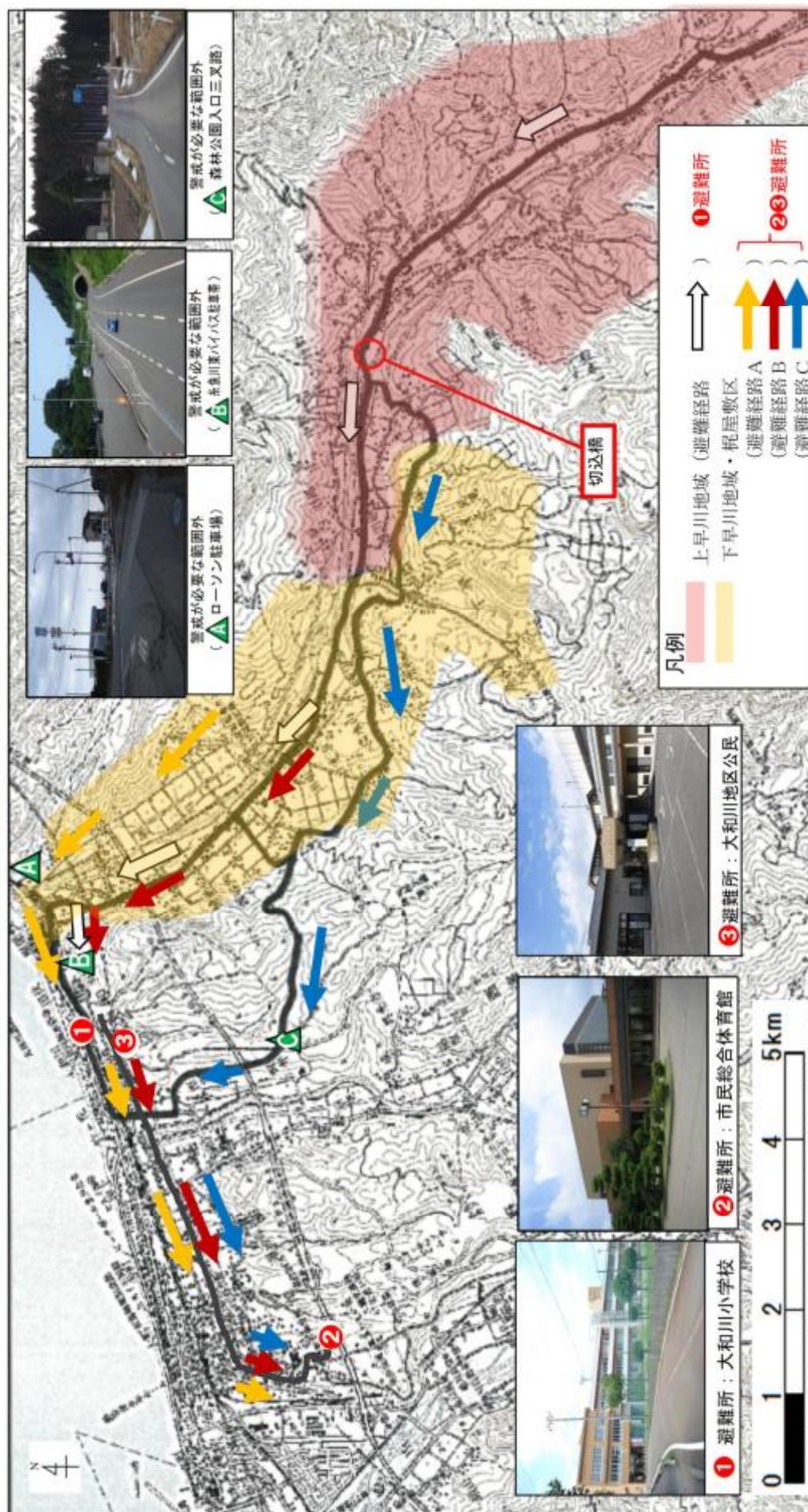
図表 2-3-3 糸魚川市下早川地区の所要時間（目安）

地区等の名称	一時集合場所	避難対象区域外への距離及び所要時間	避難経路 (図表 2-3-4 のとおり)
竜文寺	東海神社	3.1km 7分	A
上向	第二集会場及び唯心寺	2.9km 6分	A
下向	第二集会場及び唯心寺	3.1km 7分	A
北向	第二集会場及び唯心寺	2.4km 5分	A
道々屋敷	東海神社	2.9km 6分	A
大稲場	田屋会館	1.7km 4分	B
中島	田屋会館	1.7km 4分	B
田屋	田屋会館	1.7km 4分	B
檜葉ノ木	檜葉ノ木会館	2.7km 6分	B
中野	中野集落センター前	3.1km 7分	B
西谷内	岡野敏夫宅前	2.9km 6分	C
柿ノ町	高橋好一宅前	2.9km 6分	C
上覚	育郷集落センター前	3.0km 6分	C
岡	猪又聰一郎宅前	3.6km 8分	C
田中	田中会館	3.9km 8分	C
赤沢	赤沢会館前	3.6km 8分	C
清水山	西福寺前	4.3km 9分	C
新町	藤のさとセンター駐車場	3.4km 7分	B
新道	新道区民会館前	4.2km 9分	B
日光寺	日光寺前	5.2km 11分	C
滝川原	近川正人宅前	4.9km 10分	C
出	渡辺登宅前	4.4km 9分	C
高谷根	高谷根会館前	7.8km 16分	C
谷根	出集落センター	6.0km 12分	C
栗尾	青代仁作宅前	7.1km 15分	C
原	西塚集落開発センター前	7.7km 16分	C
西塚	西塚集落開発センター前	7.7km 16分	C
五十原	五十原集会所前	6.8km 14分	B
東塚	浄法寺前公園	8.8km 18分	C
見滝	(直行)	7.8km 16分	C
梶屋敷	(直行)	1.5km 3分	B
クレイドルやけやま	(直行)	1.5km 3分	B

※ 下早川地区の避難所は、梶屋敷区を除き、全て市民総合体育館（梶屋敷区：大和川地区公民館）

※ 所要時間は、自動車による移動として、平均時速 30km で計算

第2章 事前对策



図表2-3-4 下早川地区の避難経路と避難対象区域外

記号	避 難 経 路	避難対象区域外
A	市道早川東側線～国道8号～市民総合体育館	ローソン駐車場
B	県道湯之河内梶屋敷停車場線～国道8号糸魚川東バイパス～市民総合体育館	国道8号糸魚川東バイパス駐車帯
C	広域農道～市民総合体育館	森林公園入口三叉路

图表 2-3-5 避避経路 (糸魚川市早川流域)

第2章 事前対策

(4) 避難手段の確保 【糸魚川市】

ア 避難手段

避難手段は、原則として一時集合場所までは徒歩又は自家用車による自力避難とする。
一時集合場所から避難所へは、相互の乗り合い及び市が手配するバスにより避難する。

イ 輸送力の確保

市長が必要と判断した際は、輸送車両を確保し現地へ派遣する。
避難に利用できるバス等の台数は次のとおりである。

図表 2-3-6 バス等の手配先（平成 30 年 4 月 1 日現在）

所 管	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
糸魚川バス株式会社	寺町 2-9-12	552-0180	28 台	1,780 人	路線バス
			5 台	214 人	高速・観光
笹倉温泉	大平 5804	559-2211	4 台	111 人	—
糸魚川市	一の宮 1-2-5	552-1511	3 台	173 人	車両係

※ 輸送能力は、バス保有台数により算出したものであり、実際に避難に使用できる台数は稼働状況による。

4 登山者等の避難のための事前対策

(1) 避難経路の考え方

突発的に小規模な水蒸気噴火が発生した場合、又は噴火が発生していない状況で噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合（噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられた場合も同様とする。）の避難経路の考え方として、立入規制区域内（※）にいる登山者等は、原則として、往路で利用した登山道から緊急下山する。ただし、以下の点について留意するものとする。

ア 突発的な噴火による噴石の飛散や、登山道によっては谷底を渡るために火砕流や泥流のルートと重なる危険もある。このことを念頭に、まずは、退避壕や大きな岩陰等に緊急退避し、身の安全を守ることを最優先に考える。特に、谷底にいる登山者は、速やかに谷底から上がり、身の安全を確保する。

イ 火口が判明した場合は、火口から離れる方向へ避難する。

※ 噴火警戒レベル1から3に応じた登山道の位置と立入規制区域については、第1章「1(4)入山規制及び入山規制」（図表1-1-10）に記載のとおり。

(2) 登山者等への安全対策

ア 設備

噴火に伴う大きな噴石から登山者の身を守るため、以下の設備及び備品を設置するとともに、火口周辺規制又は入山規制を行う場合には、登山口等への周知看板を設置する。

図表2-4-1 登山者への安全対策設備等

施設等	退避壕等		ヒュッテ	その他
	カラサワシェルター (山頂から約4km)	泊岩 (山頂から約800m)	高谷池ヒュッテ	金山の登山口
収容人数	30人	20人	80人	—
ヘルメット (設置者)	10個 (糸魚川市)	10個 (糸魚川市)	20個 (妙高市)	2個※ (小谷村)

※ 冬季は撤去しているため設置期間は概ね5月下旬～11月上旬

第2章 事前対策

イ 登山届の提出義務化

新潟県では、登山者による事前準備の徹底及び火山災害による遭難の防止を図ることを目的に、山頂から半径2 km以内に登山する場合に登山届の提出を条例により義務付けている。(新潟焼山による火山災害による遭難の防止に関する条例)

長野県では、火山災害における登山者の安全確保の観点等から、指定登山道※を通行しようとするときは、予め登山届の提出を義務付けている。(長野県登山安全条例)

※新潟焼山に通じる指定登山道に係る登山口：雨飾山登山口、大網登山口、金山登山口

5 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制等 【市村、県】

ア 住民等の救助

噴火又は融雪型火山泥流等により避難経路が閉ざされた場合は、避難誘導責任者(区長等)が災害対策本部等に連絡する。

糸魚川市は状況に応じ、警察、自衛隊、消防防災ヘリコプターによる救助を要請する。

市は、冬期避難時のヘリポート活用を想定し、噴火警戒レベルに応じて、ヘリポートの除雪を実施する。

イ 登山者等の救助

県、市村、警察は、連携して、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況などの情報を収集し、関係機関で共有する体制を整備する。

市村は状況に応じ、警察、自衛隊、消防防災ヘリコプターによる救助を要請する。

図表 2-5-1 救助の要請先

組織名	要請先	連絡調整機関窓口
陸上自衛隊	陸上自衛隊第2普通科連隊第3科	新潟県防災局 危機対策課危機対策第1
	陸上自衛隊第13普通科連隊第3科	長野県危機管理部 危機管理防災課危機管理係
警察	糸魚川警察署（窓口：警備課）	—
	大町警察署（窓口：警備課）	—
新潟県消防防災航空隊	新潟県消防防災航空隊	—

(2) 自衛隊への災害派遣要請 【市村、県】

市村長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

(7) 要請基準

新潟焼山の噴火シナリオから想定される災害派遣要請の基準は、噴火活動が活発化したことを示す噴火警戒レベル4以上を基準とし、以下の状態が起きたときを基本とする。ただし、噴火警戒レベル4未満の場合であっても、登山者等への救助が必要となる場合は、状況に応じて、要請を行うものとする。

- a 避難対象区域の住民等が、火砕流や熱風を伴う火山活動により通常的手段による避難が困難となったとき
- b 避難対象区域の住民等が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難となったとき
- c 避難対象区域の住民等が、融雪型火山泥流の発生により道路等が遮断され、通常的手段による避難が困難となったとき

(4) 要請時

- a 避難対象区域近傍におけるヘリコプター等の離着陸場所として利用する施設は図表2-5-2及び2-5-3のとおりとする。
- b 装甲車等の自走については、自衛隊から道路管理者へ通知を行って通行する。

第2章 事前対策

図表2-5-2 ヘリコプター離着陸場

■離陸場所（集結地）：早川流域内

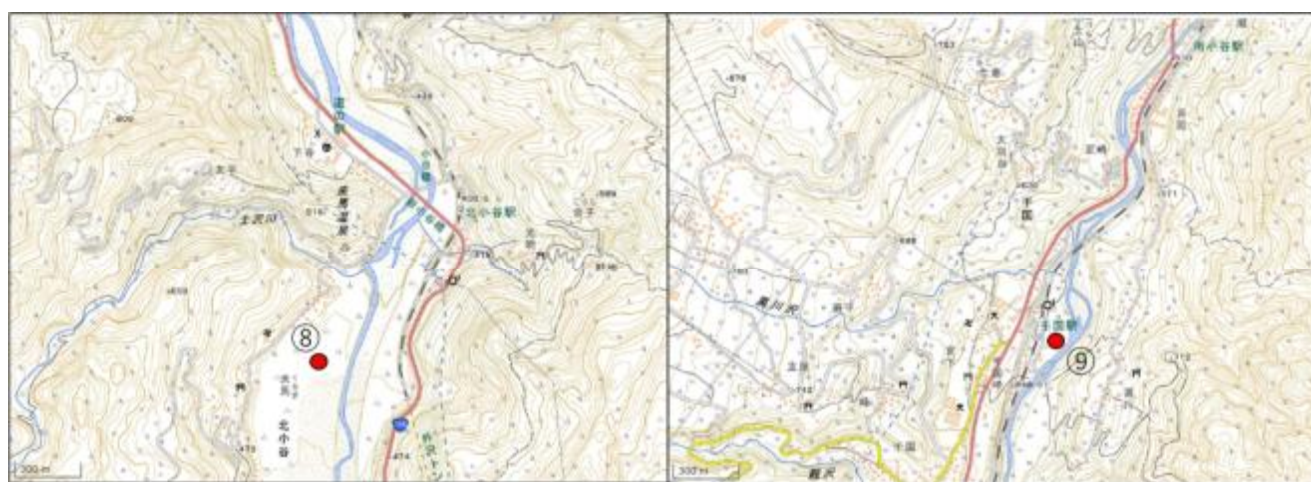
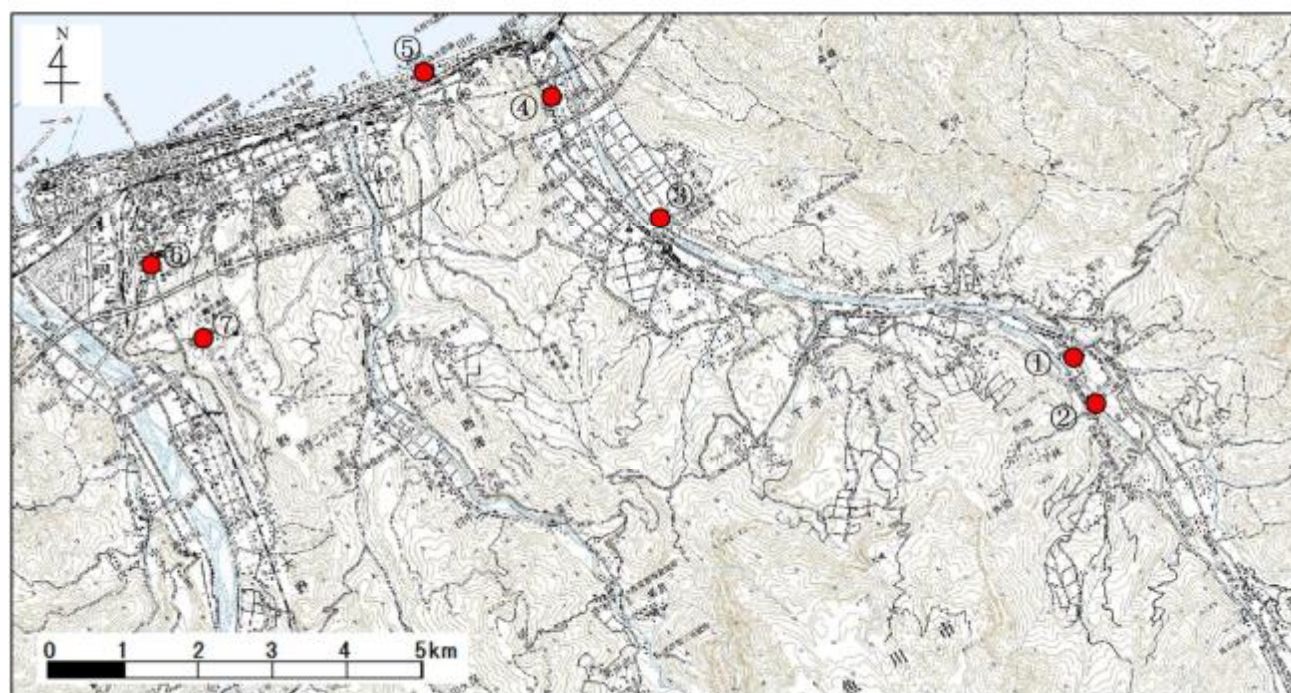
	集結地名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先
①	旧上早川小学校グラウンド	中川原新田 12	70×30	生涯学習課長	025-552-1511
②	上早川農村公園	中川原新田	70×30	生涯学習課長	025-552-1511
③	下早川運動広場	東海 235	100×100	生涯学習課長	025-552-1511
④	糸魚川東中学校グラウンド	梶屋敷 433	90×60	学校長	025-555-2616

■着陸場所：避難先

	集結地名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先
⑤	大和川小学校グラウンド	田伏 87	70×50	学校長	025-552-3115
⑥	糸魚川中学校グラウンド	上刈 4-1-1	90×190	学校長	025-552-0360
⑦	美山第2駐車場	大野 65-1	70×40	生涯学習課長	025-552-1511

■離着陸場所：長野県内

	集結地名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先
⑧	来馬河原河川防災ステーション	小谷村大字北小 谷来馬	100×400	小谷村長	0261-82-2024 (小谷村総務課庶務係)
⑨	小谷村営グラウンド	小谷村千国乙 3694	120×100	小谷村長	0261-82-2204 (小谷村建設水道課建設係)



出典：国土地理院

図表2-5-3 ヘリコプター離着陸場位置図

第2章 事前対策

(3) 医療体制

災害時の医療施設は次のとおり。

図表 2-5-4 医療施設

■糸魚川市内

番号	医療機関名	所在地（連絡先）	ベッド数	重度火傷等への 高度な治療の可否等
1	糸魚川総合病院	竹ヶ花 457-1 (025-552-0280)	261 床	否
2	よしだ病院	横町 5-9-12 (025-553-0771)	60 床	否

■長野県内

番号	医療機関名	所在地（連絡先）	ベッド数	重度火傷等への 高度な治療の可否等
1	市立大町総合病院	大町市大町 3130 (0261-22-0415)	199 床	否

6 避難促進施設

噴火時等には、広範囲にわたり多数の住民や登山者等を一斉に避難させる必要が生じる。不特定多数の者が集まる施設の所有者又は管理者は利用者の安全を確保する必要がある。噴火警報や指示等地元市村からの情報を住民、登山者等へ確実に伝え、迅速かつ円滑に避難するため、噴火時だけでなく、平常時から行政と連携した取り組みを行う。

糸魚川市は、活動火山対策特別措置法 8 条に基づき、次の施設を避難促進施設と指定し、協議会の助言を踏まえ、避難確保計画の策定・運用に係る支援を行う。

また、今後新たに避難促進施設を指定しようとする場合は、予め協議会において協議する。

図表 2-6-1 避難促進施設一覧

施設名	施設が影響範囲に含まれる噴火警戒レベル	所在地	連絡先
笹倉温泉 龍雲荘	4, 5	糸魚川市大平 5804	025-559-2211

7 合同会議等

国が現地に体制を確保した場合には、協議会の構成機関は、国と緊密に連携を図ることが重要である。

また、必要に応じて国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される合同会議等が開催された場合には、協議会の構成機関は、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

なお、国による体制確保に係る連絡があった場合には、必要に応じて、新潟焼山が目視でき、通信システムが完備された各種会議を開催できる広さの会議室を有する施設を基本とし、確保することとする。

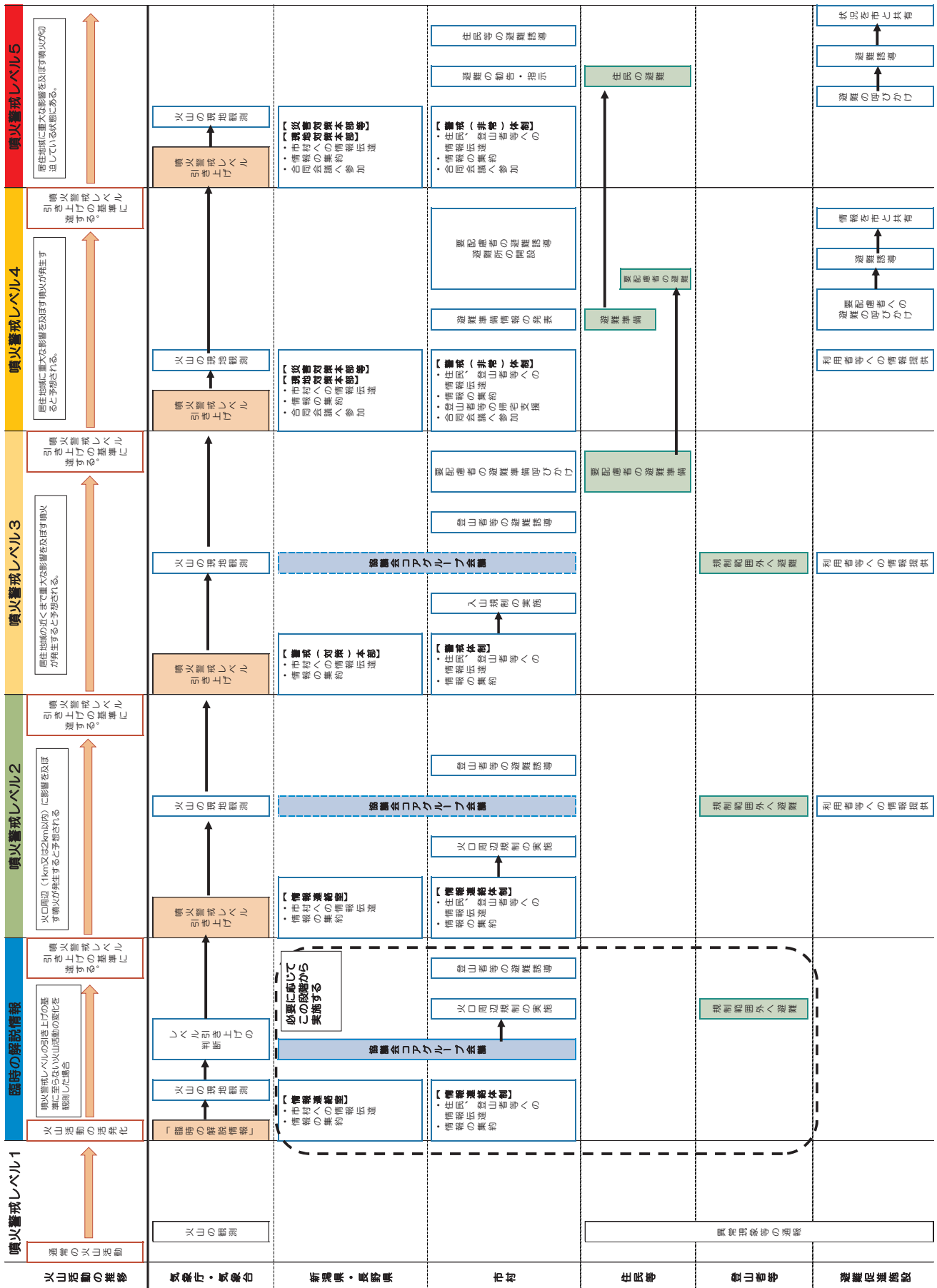
糸魚川市役所が想定されるが、状況に応じて国と協議することとする。

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

- (1) 協議会の主な構成機関の体制と避難対応の流れ〔噴火警戒レベル1～5〕

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）



図表3-1-1 避難対応フロー（事前に噴火警戒レベルが引き上げられた場合）

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

(2) 情報収集・伝達〔噴火警戒レベル1～5〕 【市村・県】

市村は、噴火警戒レベルが引き上げられたことや、各レベルに応じて、火口周辺規制若しくは入山規制の実施又は避難の情報等について、登山者や住民等へ周知徹底する。

県は、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

第2章「2(2)協議会の構成機関相互の情報伝達・共有体制」、「2(4)住民等への情報伝達と手段」及び「2(5)登山者等への情報伝達と手段」に記載のとおり実施する。

(3) 火口周辺規制・入山規制〔噴火警戒レベル2・3〕 【市村】

市村は、噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合は火口周辺規制を、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合は入山規制を実施する。

ア 規制の範囲

第1章「1(4)火口周辺規制及び入山規制の範囲」に記載のとおり実施する。

イ 災害対策基本法に基づく警戒区域の設定

本章「4災害対策基本法に基づく警戒区域」に記載のとおり実施する。

(4) 登山者等の避難誘導〔噴火警戒レベル2・3〕 【市村・県】

第2章「2(5)登山者等への情報伝達と手段」に記載のとおり実施する。

(5) 高齢者等要配慮者の避難準備〔噴火警戒レベル3〕 避難誘導〔噴火警戒レベル4〕

【糸魚川市・新潟県】

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、糸魚川市は、避難行動に時間がかかる高齢者等の要配慮者に対して、必要に応じて協議会コアグループ会議の助言を得つつ、早めの避難準備を呼び掛けるとともに、要配慮者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

要配慮者の避難誘導に当たっては、避難支援等関係者と協力する。また、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。

(6) 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援〔噴火警戒レベル4〕 【糸魚川市】

糸魚川市は、関係機関と連携して、観光客等が避難対象地域にいる場合には、観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、輸送機関にバス等の臨時便を要請するなど、観光客等の移動手段を確保する。

(7) 住民等の避難準備・避難誘導〔噴火警戒レベル4・5〕 【糸魚川市】

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられた場合は、第2章「3住民等避難のための事前対策」に沿って、避難の準備又は避難を呼びかけるとともに、次のとおり対応する。

ア 「高齢者等避難」を発令した際の住民の自主的避難の場合

(7) 避難誘導

特に行わない。

なお、避難所でなく、親戚、知人等の元に避難する場合は、住民自らが避難対象区域の避難誘導責任者（区長等）に連絡先を報告するものとする。

(4) 携行品の制限

必要最小限の食糧、長期化することを視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。

イ 「避難指示」を発令した際の避難の場合

(7) 避難誘導

地区ごとの避難誘導は、当該地区の避難誘導責任者（区長等）が行う。要配慮者の避難誘導は家族が行うことが原則だが、地区内における協力・支援体制に努めるものとする。

なお、避難所でなく、親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者（区長等）が連絡先を把握するものとする。

(4) 携行品の制限

必要最小限の食糧、長期化することを視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。

(ウ) 降灰時の避難に際し留意すべき事項

火山灰が降ると見通しが悪くなり、横断歩道などの路面標示も見えにくくなる（約0.5 mm以上の堆積で白線が見えにくくなる）ことから、住民が避難する場合は、自動車のヘッドライトの点灯や徒歩での避難の際にはドライバーに認知してもらうためにも懐中電灯を点灯させながら避難することが望ましい。また、火山灰が道路上に堆積すると、湿潤時は0.5 cm以下、乾燥時においても1 cm程度で自動車のスリップが発生したり、制動距離が通常時より長くなる。このため、通行に支障をきたすことがあり、注意が必要である。

また、糸魚川市長は、これらの状況も考慮したうえで、避難時の自動車利用を判断する必要がある。

ウ 避難状況の把握及び報告

避難誘導責任者（区長等）は、住民等の避難状況について、人数、性別、氏名等を次の要領により市長（避難所事務所）へ報告する。

(7) 報告時期

避難指示が発令されてから2時間おき（特に必要のある場合は随時）程度とするが、被害状況が拡大するおそれがある場合等の緊急の際には、間隔を狭める。

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

（イ）報告内容

a 避難者に関すること

- （a）当該地区住民の世帯数及び人員数
- （b）避難した世帯数及び人員数（避難所・知人宅等の避難先を区分する）
- （c）地域住民以外の旅行者等の一時滞在者等の避難人数等（可能な限り）
- （d）避難者の負傷等の状況
- （e）措置が必要な要配慮者の状況
- （f）その他、避難者の状況について特に必要な事項

b 輸送車両に関すること

- （a）輸送車の状況
- （b）輸送完了の見通し
- （c）増配車の必要性の有無
- （d）その他輸送に関し特に必要な事項

c 残留者に関すること

- （a）残留者の有無、氏名及び残留理由
- （b）避難の目途

（8）避難所の開設〔噴火警戒レベル4・5〕【糸魚川市】

ア 避難所事務所の開設

住民避難時には、糸魚川市職員（避難所班）を派遣し避難所を開設するとともに、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。

※ 要配慮者の自主避難を想定し、噴火警戒レベル3の段階で開設準備を行う。

イ 避難所における救助措置

炊き出し、寝具、生活必需品の給与、医療及び助産等の給付は必要に応じて行う。

ウ 避難所の自治体職員会議

避難所班の職員を定期的に糸魚川市災害対策本部に招集し、避難所の管理・運営方法、二次災害対策等の諸対策について情報交換・協議し、避難所と市災害対策本部の関係を密にするとともに、避難者にその情報を伝達する。

（9）避難促進施設による避難誘導〔噴火警戒レベル4・5〕【避難促進施設・糸魚川市】

避難促進施設は、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、利用者等へ情報提供を行うとともに、高齢者等の要配慮者への避難を呼びかけ、避難誘導を行う。

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合は、施設の利用者等に対して、避難指示が発令されたことを周知する。また、糸魚川市と協力して避難所等までの避難誘導を行う。

糸魚川市は、避難促進施設と情報を共有するとともに、避難者の輸送手段の確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。

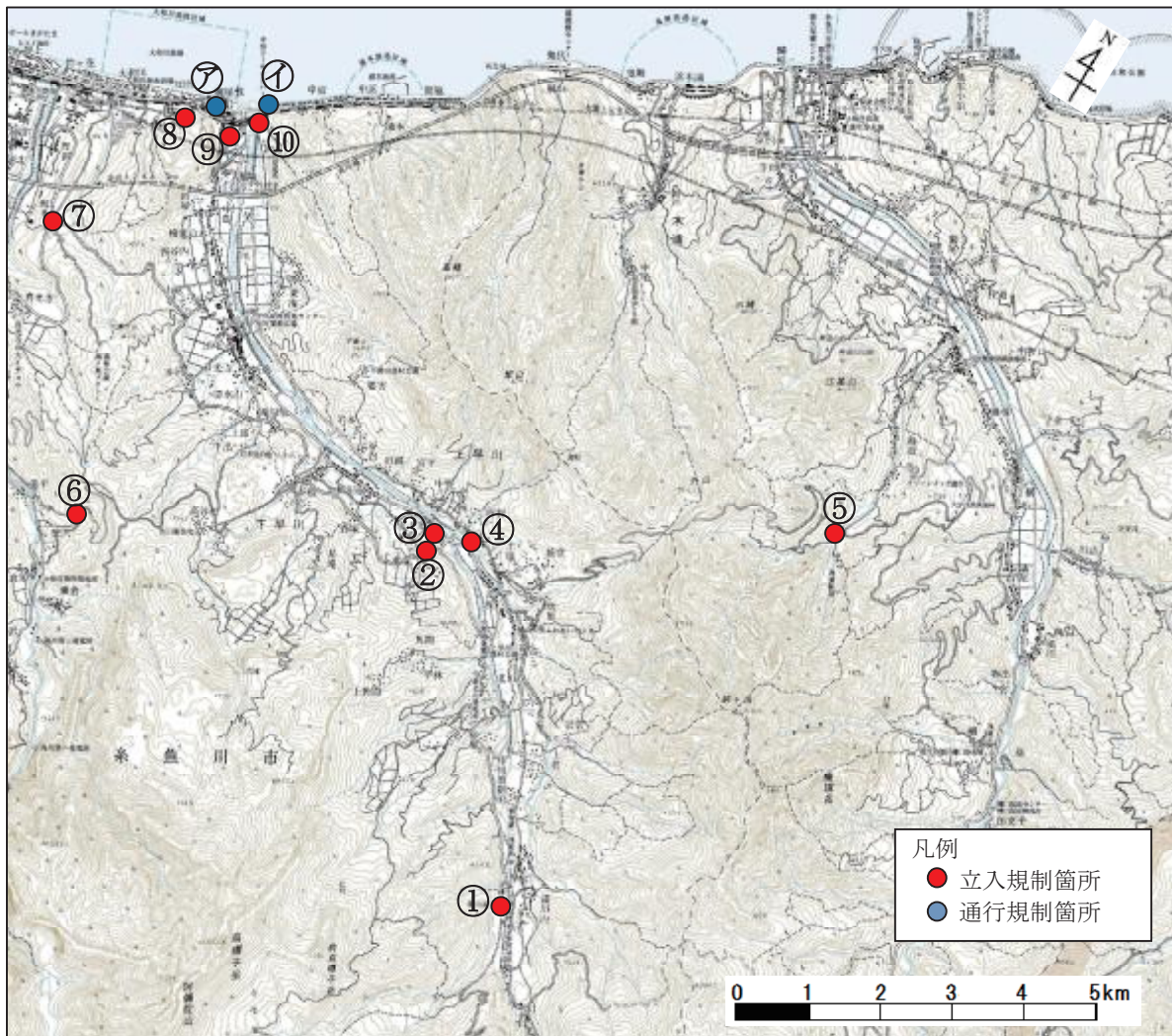
(10) 通行規制等〔噴火警戒レベル4・5〕 【糸魚川市、新潟県警、糸魚川警察署】

噴火警戒レベル3までの登山道や道路の規制については、図表1-1-9及び1-1-10のとおり実施する。

噴火警戒レベル4，5における交通規制は、避難対象区域または警戒区域への立ち入りを禁止するため、以下のとおり交通規制箇所を定め、迅速に対応する。

また、緊急交通路を指定する際は、関係県警察及び道路管理者と連絡・調整を図り、公安委員会が指定する。

なお、具体的な交通規制方法等については、関係機関で協議のうえ、別途定める。



図表3-1-3 道路交通規制箇所図

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

図表 3-1-4 道路交通規制箇所

■噴火警戒レベル4が発表されるなど居住地域に被害を及ぼす恐れが高まっているとき

番号	路線名	規制地点
①	林道放山線（焼山橋手前）	笹倉温泉

■噴火警戒レベル5が発表されるなど居住地域に重大な被害を及ぼす恐れが高まっているとき

番号	路線名	規制地点
②	農免農道吉尾線	市道折切線との交点
③	県道湯之河内梶屋敷停車場線	切込橋手前
④	市道東平線	市道坪野川原線との交点
⑤	林道入山吹原線	市道島道温泉線との交点

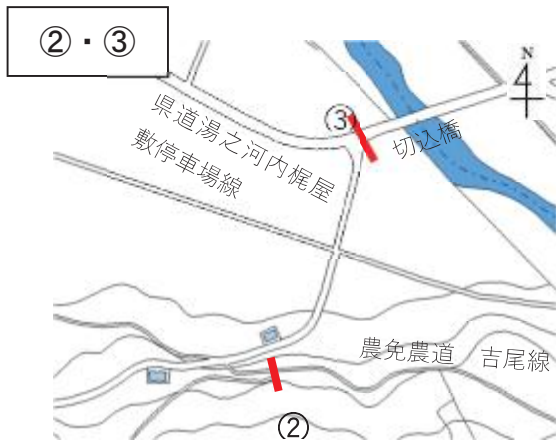
第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

■噴火警戒レベル5が発表され、大規模な被害を及ぼす恐れが高まっているとき（レベル5拡大）

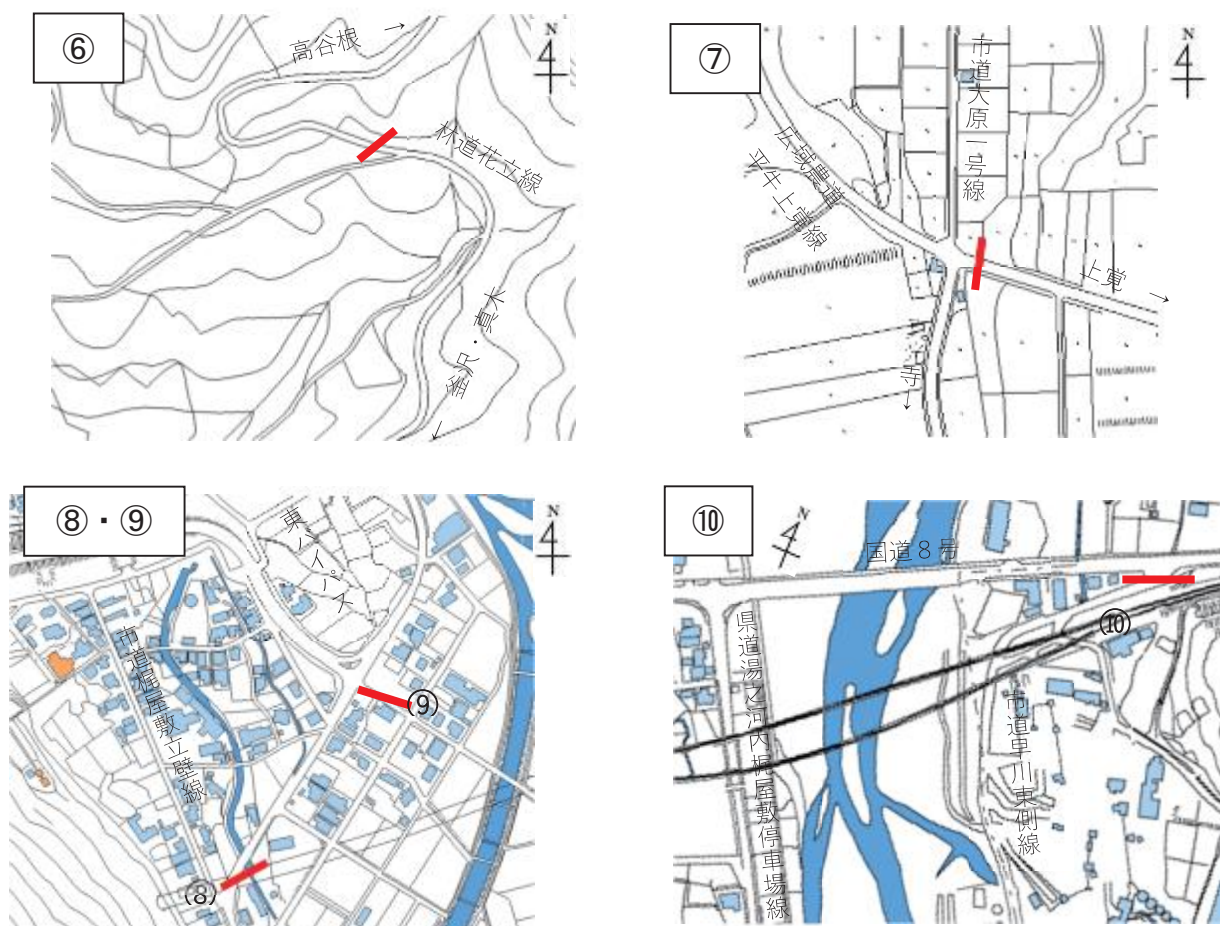
区分	番号	路線名	規制地点
立 入 規 制	⑤	林道入山吹原線	市道島道温泉線との交点
	⑥	林道花立線	釜沢集落上部
	⑦	広域農道平牛上覚線	市道大原1号線と県営農道西海線との交差点
	⑧	市道梶屋敷立壁線	県道湯之河内梶屋敷停車場線との交点
	⑨	国道8号糸魚川東バイパス	県道湯之河内梶屋敷停車場線との交点
	⑩	市道早川東側線	国道8号との交点
通 行 規 制	㊦	国道8号早川橋西詰	国道8号早川橋西詰交差点西側
	㊧	国道8号早川橋東詰	中宿シーサイドパーク前

※ 規制箇所は、状況に応じて変更する場合もある。

※ ㊦㊧の通行止めは、状況に応じて判断する。

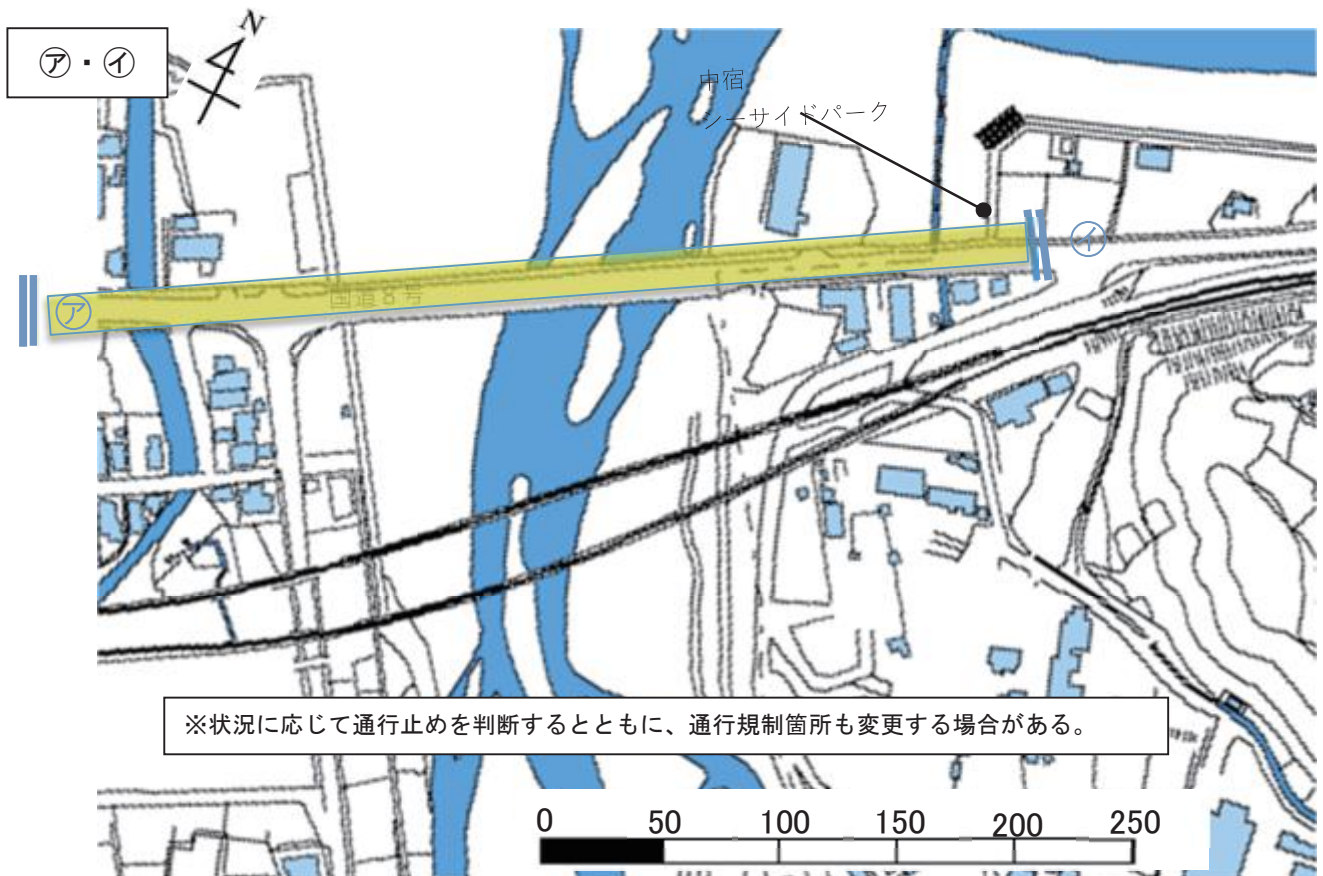


第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）



図表 3-1-5 道路交通規制詳細箇所図（立入規制）

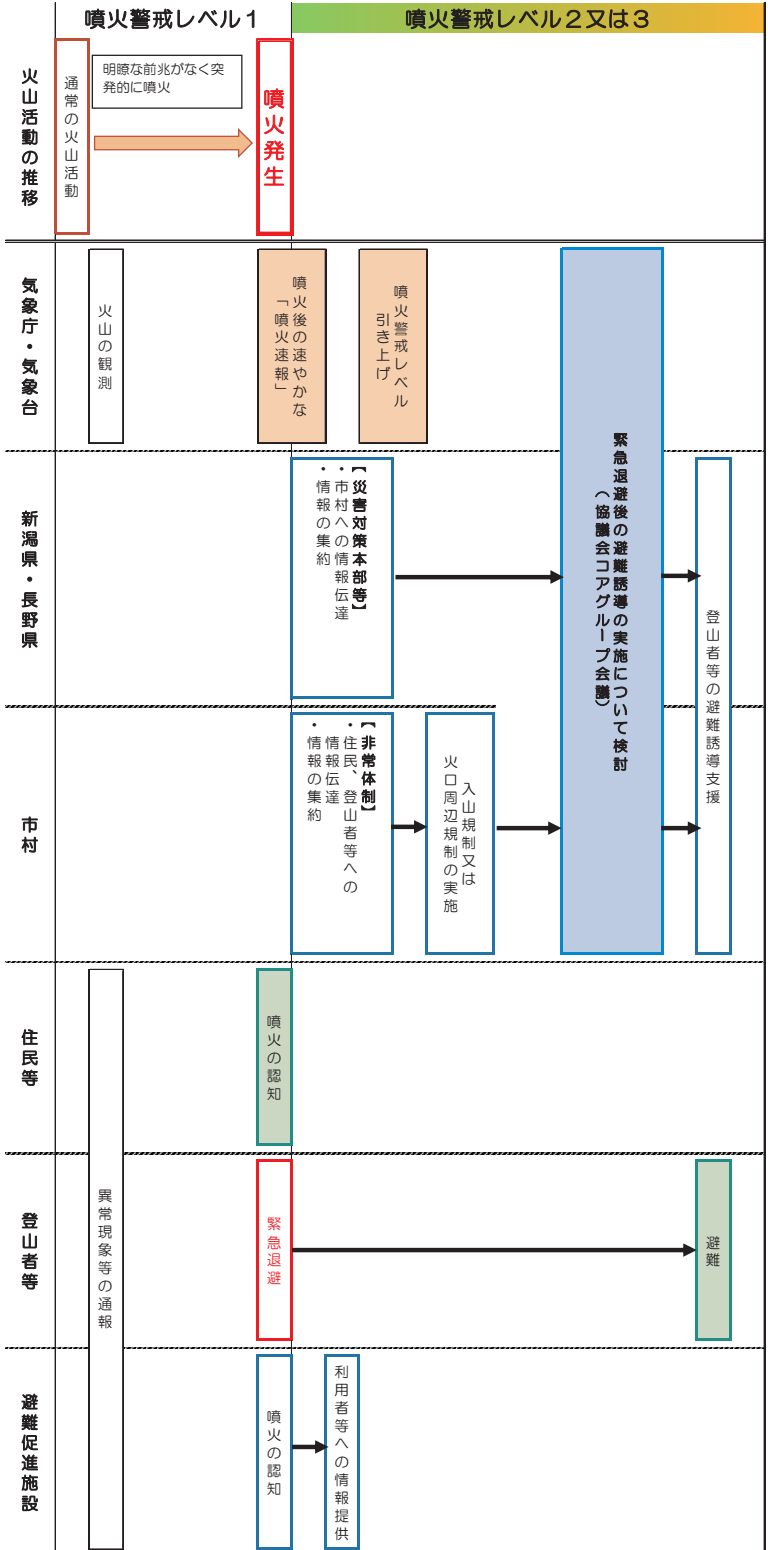
第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）



図表3-1-6 道路交通規制詳細箇所図（通行規制）

2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応
—突発的に噴火した場合【噴火警戒レベル 1⇒2 又は 3】—

(1) 協議会の主な構成機関の体制と避難対応の流れ



図表 3-2-1 避難対応フロー

（噴火警戒レベルが事前に引き上げられないまま噴火に至った場合【噴火警戒レベル 1⇒2 又は 3】）

（2）情報収集・伝達 【市村・県】

市村は、関係機関と協力して、「火山が噴火した」、「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。

新潟県は、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

情報の集約・伝達の手法については、第2章「2(2)協議会の構成機関相互の情報伝達・共有体制」、「2(4)住民等への情報伝達と手段」及び「2(5)登山者等への情報伝達と手段」に記載のとおり実施する。

（3）入山規制等 【市村】

突発的に噴火した直後は、非常に危険であるから、入山規制等を速やかに実施し、登山者等の立ち入りを禁止する。

規制は、第1章「1(4)火口周辺規制及び入山規制の範囲」に記載のとおり実施する。

（4）登山者等の緊急退避とその後の避難誘導 【市村・県】

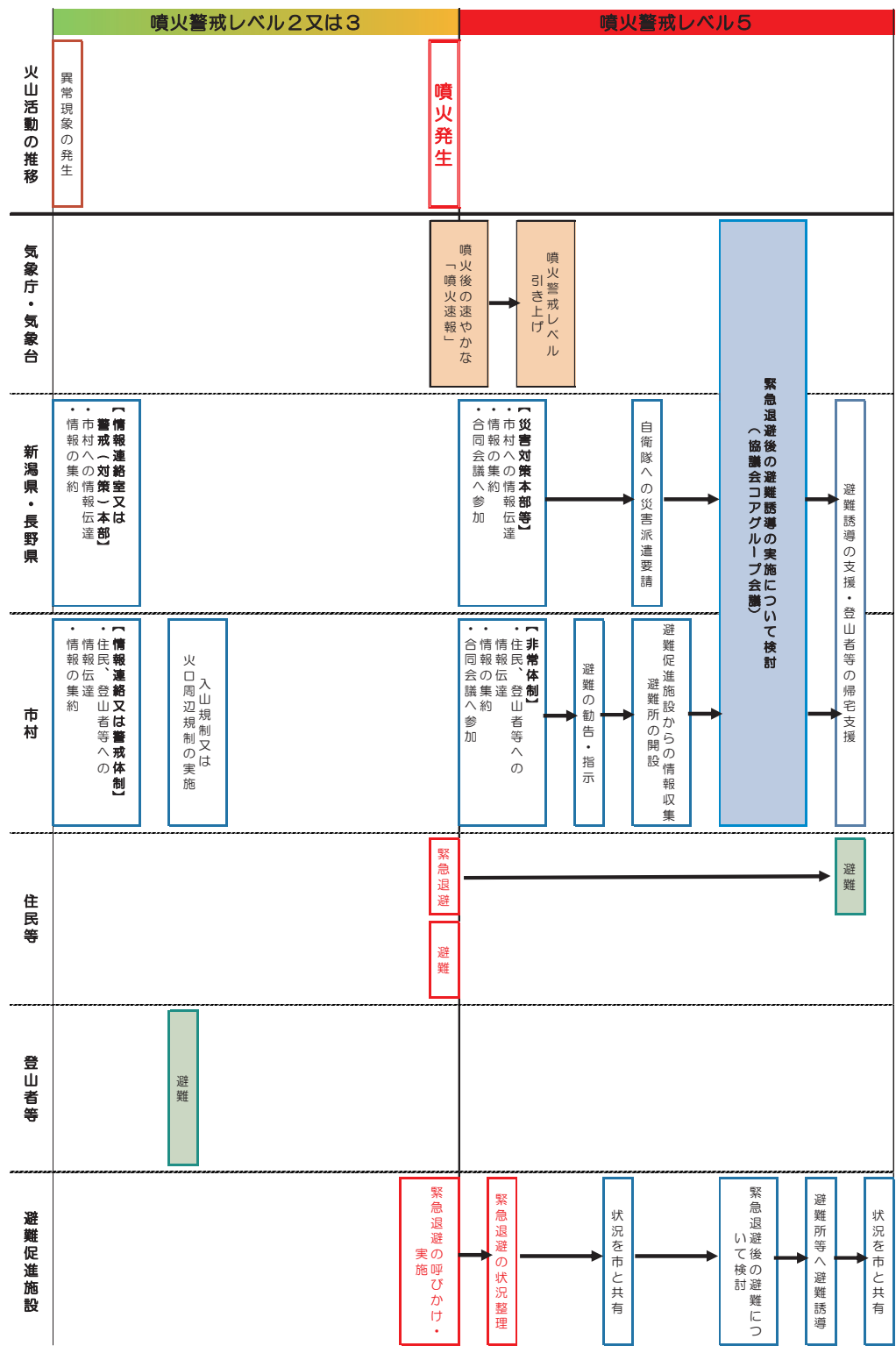
登山者等は、噴石等から身を守るために緊急的に付近の建物や退避壕へ移動するなどより安全な場所へ退避することを自ら行う。

また、緊急退避後、入山規制範囲内にいる登山者等を、規制範囲外へ避難させるために、必要に応じて、火山活動の状況等を踏まえて協議会で対応を協議し、登山者等の避難誘導を行う。

緊急退避後の避難誘導の手法については、第2章「2(5)登山者等への情報伝達と手段」に記載のとおり実施する。

3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応
—居住地に影響を及ぼす噴火に至った場合【噴火警戒レベル2又は3⇒5】—

(1) 協議会の主な構成機関の体制と避難対応の流れ



図表3-3-1 避難対応フロー

（噴火警戒レベルが事前に引き上げられないまま噴火に至った場合【噴火警戒レベル2又は3⇒5】）

(2) 情報収集・伝達 【市村・県】

糸魚川市は、避難対象地域に対して、避難指示を発令するとともに、関係機関と協力して、「火山が噴火した」、「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示などを伝達する。

新潟県は、報道機関等とも連携し、市町村が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

情報の集約・伝達の手法については、第2章「2(2)協議会の構成機関相互の情報伝達・共有体制」、「2(4)住民等への情報伝達と手段」及び「2(5)登山者等への情報伝達と手段」に記載のとおり実施する。

(3) 通行規制等 【糸魚川市、新潟県警】

本章「1(10)通行規制等【噴火警戒レベル5】」に記載のとおり実施する。

(4) 住民等の緊急退避とその後の避難誘導 【糸魚川市】

積雪期においては融雪型火山泥流に注意する必要があるが、火砕流の噴出量等により高齢者等避難から避難指示などの段階的な避難情報を発令することができず、十分な避難時間を確保できない事態も想定しておく必要がある。

特に融雪型火山泥流からの避難で十分な時間がない時は、直ちに地区内の河川沿いから短時間で避難できるよう、なるべく垂直方向に逃げ、離れた高台に一時的に自らの命を守るために避難し、まずは自分の安全を確保する。その後、安全を確認したうえで防災無線等の市の誘導に従い、図表1-1-12、1-1-13に定める一時集合場所へ避難する。

融雪型火山泥流の発生により、避難計画で指定する避難所に避難できなくなる場合も想定しておく必要がある。この場合、早川に架橋された「切込橋」の上下流で地区を分けて避難先を考える必要がある。

上早川地区の住民が切込橋から下流への避難ができなくなった場合、早川谷からできるだけ離れた高台へ避難する。

下早川地区の住民が何らかの事象により避難経路が絶たれ避難できなくなった場合、下早川小学校若しくは糸魚川東中学校グラウンドに一時避難するか、又は高台へ避難する。

高台への避難の後は、防災無線等の市の誘導に従うこととする。

協議会は、住民退避後の避難誘導の実施時期について協議する。また、協議会の構成機関は、糸魚川市が行う住民等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

(5) 緊急退避を行わない住民等の避難誘導 【糸魚川市】

本章「1(7)住民等の避難誘導【噴火警報レベル4・5】」に記載のとおり実施する。

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

(6) 避難所等の開設 【糸魚川市】

本章「1 (8) 避難所の開設【噴火警報レベル4・5】」に記載のとおり実施する。

(7) 避難促進施設による避難誘導 【糸魚川市】

本章「1 (9) 避難促進施設による避難誘導【噴火警戒レベル4・5】」に記載のとおり実施する。

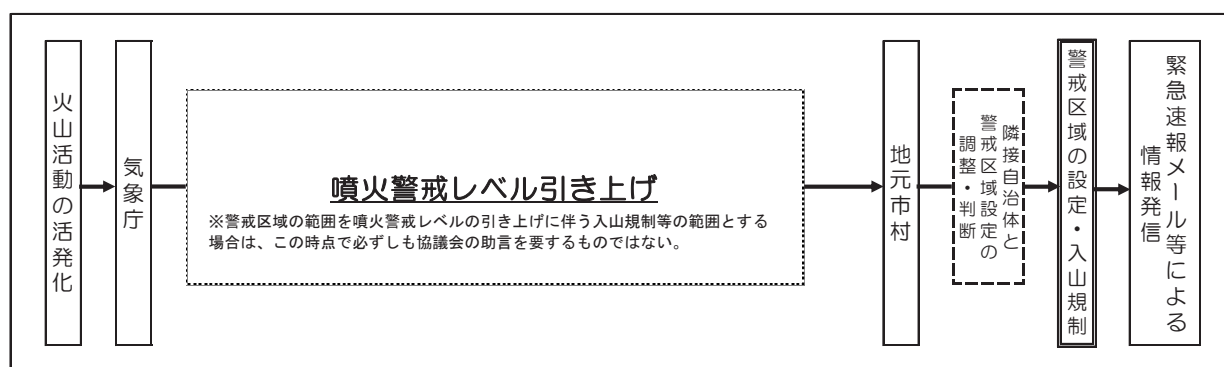
4 災害対策基本法に基づく警戒区域 【市村】

市村は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定を行う。気象庁、火山専門家等は、火山防災協議会を通して、市町村が警戒区域を設定する際（噴火警戒レベルの見直し等を通じた事前の検討を含む。）に、助言を行う。

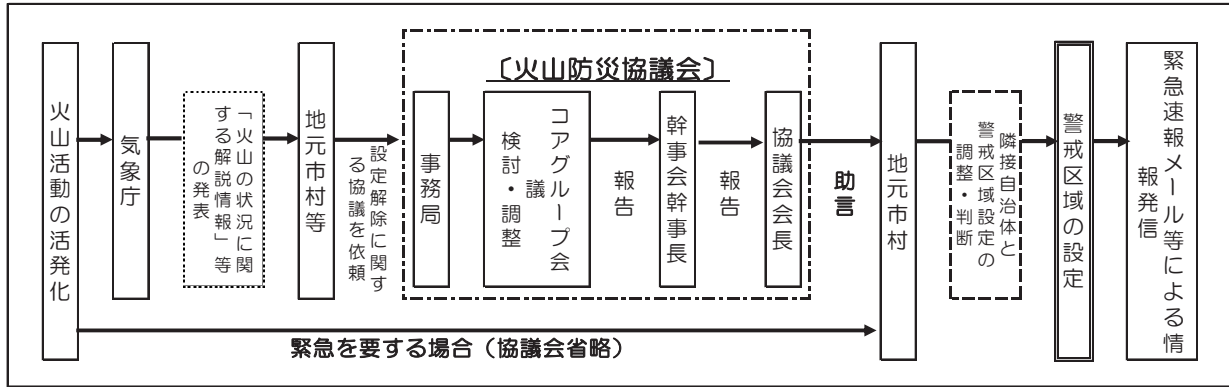
警戒区域の範囲は、噴火警戒レベルの引き上げに伴う入山規制等の範囲又は火山の活動状況等の検討に基づき協議会が助言した範囲とすることを原則とする。ただし、火山活動の状況に応じて緊急を要する場合は、噴火警戒レベルの引き上げや協議会の助言を待たずに、市村の判断により警戒区域の設定を行う。

市村は、警戒区域を設定したときは、既に開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、第2章「2 (5) 登山者等への情報伝達と手段」の記載に沿って、周知を行う。

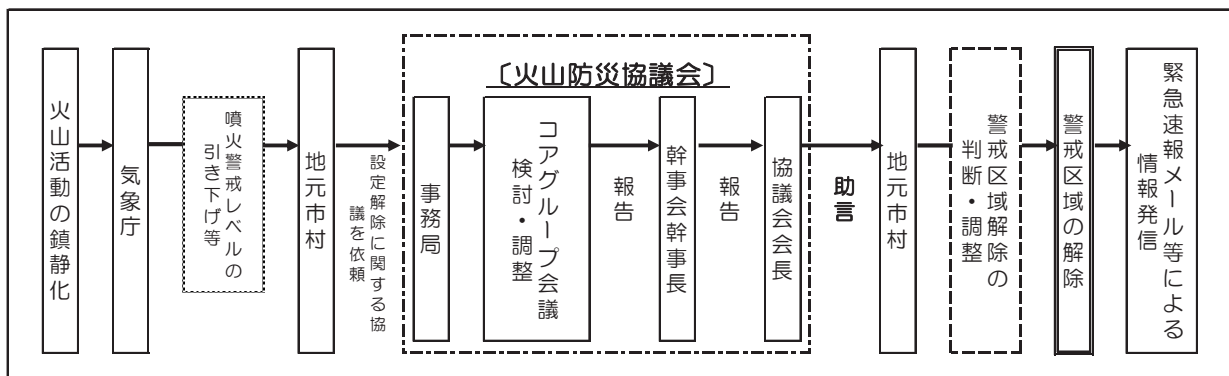
警戒区域の解除についても、協議会で噴火警戒レベルの基準等に基づき検討・助言を行い、これを踏まえて、市村が判断する。警戒区域の設定又は解除の際の情報提供のフローは次のとおりとする。



図表3-4-1 噴火警戒レベルの引き上げに伴う入山規制を行う場合のフロー



図表 3-4-2 噴火警戒レベルの引き上げに伴う入山規制以外で警戒区域を設定するフロー



図表 3-4-3 警戒区域を解除するフロー

5 緊急フェーズ時の火山防災協議会の役割

本章で記載した緊急フェーズにおける各対応について、火山防災協議会の助言を踏まえることを明記している以外の対応に当たっても、必要に応じてコアグループ会議を開催し、技術的な検討及び関係機関の連絡調整等を図るものとする。

6 報道機関への対応

噴火時等の必要な情報に関する広域的な周知活動では、報道機関の役割が不可欠なため、報道機関との連携に努める。

報道機関への情報提供に当たっては、協議会事務局である新潟県が、協議会（又は合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信する。

また、必要に応じて、協議会の事務局と気象庁等、関係機関が合同で記者会見を行う。

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

誤った情報や整合性の取れていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については、十分に注意する。

なお、多数の報道機関に安全・的確な取材・報道活動を行ってもらうため、災害対策本部等を設置する市役所内に、報道関係者の専用待機スペースの設置を検討する。

第4章 緊急フェーズ後の対応

1 避難の長期化に備えた対策

住民等の避難後は、避難所での生活のための食糧・衣料等の救援物資の補給や、病気やけが等のケアのための医療体制の確保、居住スペースの快適化等の措置に努める。

避難生活が長期化する場合、避難住民の精神的負担も時間の経過とともに増大する可能性があるため、十分な救援物資、救援体制を確立する。

(1) 避難所の自主運営組織の確立 【糸魚川市】

避難所での生活が長期化する場合は、避難住民で構成する避難所自治組織による避難所の運営手順を確立する。運営が円滑に行われるよう、自治組織と市職員等の協力体制の確立を図る。

(2) ボランティア等の受け入れ 【糸魚川市】

ボランティアとして救援活動に参加してきた人たちの居住や食事等の斡旋、活動場所の割り振り等は、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターが行う。

受け入れ対応等にあたり、社会福祉協議会は市災害対策本部及び福祉事務所と連携して実施する。

(3) 救援物資の受け入れ、整理配分 【糸魚川市】

避難所班職員は、避難所自治組織やボランティア等との共同作業により、必要な救援物資の見極めと充足した物資の流入停止等の要請を市災害対策本部に行う。

(4) 要配慮者対策 【糸魚川市】

避難住民に含まれる、高齢者や出産予定者、障がいがある人等の要配慮者は、一般の避難住民と同一の避難所（体育館等）での生活が困難な場合には、福祉施設等や医療施設等への収容（一時入所）を検討する。

(5) 相談窓口の開設 【糸魚川市】

避難住民の中には災害によって家屋や土地、事業所等を失う者が出ることも予想される。私有財産の喪失は著しい精神的苦痛を伴うこと等が予想されるため、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談にのり、不安の解消に努めるよう避難所に相談窓口を設ける。

第4章 緊急フェーズ後の対応

(6) 治安の維持 【新潟県警、糸魚川警察署】

住民が避難し、無人化した危険区域では窃盗事件等が懸念され、治安の維持に配慮する必要があるが、警察官が危険区域において警備に当たることは、警察官の生命を危険にさらすこととなる。

このため、市長は警戒区域の設定とその周知を図り、警戒区域の周辺における警戒活動を行うことを基本とする。

2 風評被害対策

火山活動が活発化した際には立ち入り規制等が行われるが、立ち入り規制区域外の、本来、観光客等の受入れが可能な地域においても観光客の減少や宿泊のキャンセルなどが起こり、観光地として大きなダメージを受ける恐れがある。

このため、噴火活動が沈静した後も含め、報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努めるものとし、協議会の各構成機関が緊急フェーズ時の報道機関への対応を基本としながら、関係機関と相互に連携して必要な対応をとるものとする。

3 避難指示の解除、一時立入等の対応 【糸魚川市】

(1) 避難指示の解除、規制範囲の縮小又は解除

市村は、避難指示解除、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するに当たり、協議会において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。

住民への情報伝達については、第2章「2 (3) 住民等への情報伝達と手段」に準じて行う。

(2) 一時立入

市村は、避難対象地域や警戒区域内に位置する住民等が、自宅の片づけや貴重品の持ち出し、生業の維持などのために、一時立入の実施を判断・決定する際には、協議会において緊急時における避難・退避の基準や立ち入り可能な範囲、立ち入り時間などを設定し、一時立入を実施するものとする。

なお、一時立入に当たっては、これに先立ち、関係機関は、避難対象地域や警戒区域に立ち入り、現地調査を行うなど、立ち入り可能な範囲の安全確認を行うこととする。

第5章 平常時からの防災啓発と訓練

1 防災啓発

(1) 住民等への防災啓発 【糸魚川市、新潟県、新潟地方気象台】

噴火時等において円滑に避難誘導等を行うために、平常時から火山地域に暮らす住民の防災意識の向上を図ることを目的とし、協議会の各構成機関が連携し、住民を対象とした火山防災マップの周知や防災講演会、学校における防災教育等の取組みを積極的に進めることとする。

(2) 登山者等への防災啓発 【市村、県、地方気象台】

火山地域を訪れる登山者等は、突発的に噴火した場合などでは、自らの判断で、緊急退避など身の安全を確保するための行動をとる必要がある。そのため、火山の知識や噴火時等のリスク・防災対応、登山届の提出義務化等について周知を図ることを目的として、登山者向けパンフレットの作成・配付やポスターの掲示、現地看板の設置などの広報活動を積極的に進めることとする。

2 防災訓練

噴火時等に、避難等の防災対応を円滑に、かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、各機関が、住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認し、避難計画に習熟しておくことが重要である。また、訓練を通じて、避難計画の内容や防災体制等の有効性を検証し、常に見直しを行うこととする。

糸魚川市は、協議会の関係機関と連携して、住民避難等の火山防災訓練を行うものとする。

協議会は、図上訓練及び情報伝達訓練を実施するものとする。

付 録

1 用語集

行	用 語	解 説
か	活火山	2003（平成 15）年に火山噴火予知連絡会は、「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義し直した。現在我が国には 111 の活火山がある（令和 2 年 10 月現在）。
	火山性地震	火山体またはその周辺で発生する地震のこと。マグマの動きや熱水（高温状態の地下水）の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。火山性地震は、地震波形の特徴から A 型地震と B 型地震に分けられる。
	火山性微動	マグマの移動、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動のこと。通常の地震より振動の継続時間が長く、数十秒から数分、時には何時間も継続するが、揺れの大きさはそれほど大きくはないことが多い。火山活動が活発化した時や火山が噴火した際に多く観測され、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。
	火山灰	噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径 2 mm 未満）。風によって火口から離れた広い範囲に拡散する。堆積した火山灰は少ない降雨でも土石流となることがある。屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に雨や雪により水分を含んだ場合にはその重量が増すため、建物倒壊の危険性が増加する。堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関、電力・水道などのライフラインに影響を及ぼす。
	火山碎屑物（火砕物）	火山から噴出された破片状の固体（火山灰や噴石）のことで、流体の溶岩と区別して火山碎屑物（略して火砕物）という。多孔質で軽く白っぽいものは軽石、多孔質で軽く黒っぽいものはスコリアと呼ぶ。
	火砕流	火口から噴出、または溶岩ドームやスコリア丘から崩落した高温の火山灰や岩塊、軽石等の火砕物が高温の火山ガス（空気、水蒸気等）と混合し、それらが一体となって高速で地表を流下する非常に危険な現象。最も速いところでは時速 100 km を超えるため、火砕流が発生してから避難するのは困難。また、火砕流の温度は様々であるが、600℃以上の高温になることも多い。火砕流には、噴煙柱の崩壊によって発生する「噴煙柱崩壊型」の火砕流や、溶岩ドームの崩壊によって発生する「溶岩ドーム崩壊型」の火砕流などがある。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、埋没、破壊、焼失させ、破壊力が極めて大きい。なお、火砕流の発生・流下に伴って連続的な地震動（微動）が観測されることが多い。
	火砕サージ	火砕流の周辺に発生する低密度の火砕物と火山ガスの流れのこと。火砕サージの密度は、火砕流と比較するとはるかに小さいが、その威力は砂嵐程度のものから建物を破壊するようなものまで様々である。
	火山泥流	火山の噴出物が大量の水と混じって山の斜面や谷を高速で流下する現象。熱水の噴出により発生することもある。ラハールともいう。



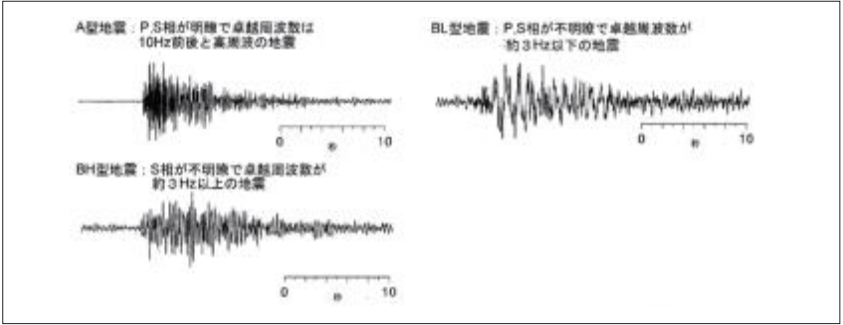
桜島昭和火口からの火砕流の先端部

行	用 語	解 説
か	火山ガス	火口や噴気孔から噴出するガスのこと。また、マグマに溶けていたガスやマグマから放出されたガスも火山ガスという。成分は水蒸気が主であるが、二酸化炭素・硫化水素・二酸化硫黄なども含まれる。硫化水素や二酸化硫黄などは有毒なので、吸い込むと死亡することがある。二酸化炭素も濃度が濃いと酸欠状態になり危険である。
	火山雷	噴火の際などに噴煙中またはその周辺で発生する雷のこと。細粒の火山放出物が上昇する途中、摩擦で電気を帯びることにより発生すると考えられている。
	火 道	地中にあるマグマや火山噴出物の通りの道のこと。
	空 振	爆発的噴火に伴う空気振動が伝わる現象。火口近傍では樹木や人がなぎ倒されることがある。音としては聞きとれなくても窓やドアが震動し、時には窓ガラスなどが割れてガラスの破片により負傷することもある。
さ	水蒸気噴火	火山体内の地下水が間接的にマグマによる熱で加熱され高温・高圧の水蒸気になり、それが急激な減圧や水蒸気圧の上昇によって体積膨張し爆発する現象のこと。この爆発の特徴は噴出物にマグマ物質が含まれないことである。
た	地殻変動	地殻が変形する現象で、火山地域においてはマグマの移動や蓄積などによって、ごく微小な変形が観測される。地殻変動観測には、GNSS や水準測量などの精密な測量、傾斜計や歪計などが使用される。マグマが地表近くまで上昇した段階では、亀裂や断層を伴うような顕著な地面の変形がおきることがある。
	テフラ	火山灰・軽石・スコリア・火砕流堆積物・火砕サージ堆積物などの総称。火山碎屑物とほぼ同義であるが、ある程度広く分布するものに用いられることが多い。
	噴 石	噴火に伴って、火口から吹き飛ばされる噴出物で、時には、火口から数km程度まで飛散することがある。気象庁では、防災上の観点から「大きな噴石」及び「小さな噴石」に区分して使用している。 概ね 20～30 cm以上の大きな噴石は、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散する。避難までの時間的猶予がほとんどなく、建物の屋根を突き破るほどの破壊力を持ち、直撃を受けると生命にかかわるため非常に危険である。 直径数 cm 程度の小さな噴石は、風の影響を受けて遠方まで流されて降ることがある。火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。
ま	マグマ	岩石が地下で高温高圧のために融解状態になっているもので、地表に噴出したものを溶岩という。
	マグマ噴火	マグマを放出する噴火のこと。マグマが上昇して地表に噴出する仕組みは色々あり、例えば、マグマ溜まりが周囲から押されたり、新しいマグマがマグマ溜まりに注入されてマグマ溜まりからマグマが押し出されたり、マグマに溶けていた気体成分が気泡になってマグマが膨張したりするなどして、地表に噴出する。 マグマの性質によって、ストロンボリ式噴火、ブルカノ式噴火、プリニー式噴火がある。
	マグマ水蒸気噴火	地下水や海水が直接マグマと接触し、水が急速に水蒸気となることによって、急激に体積が膨張して発生する激しい爆発現象。



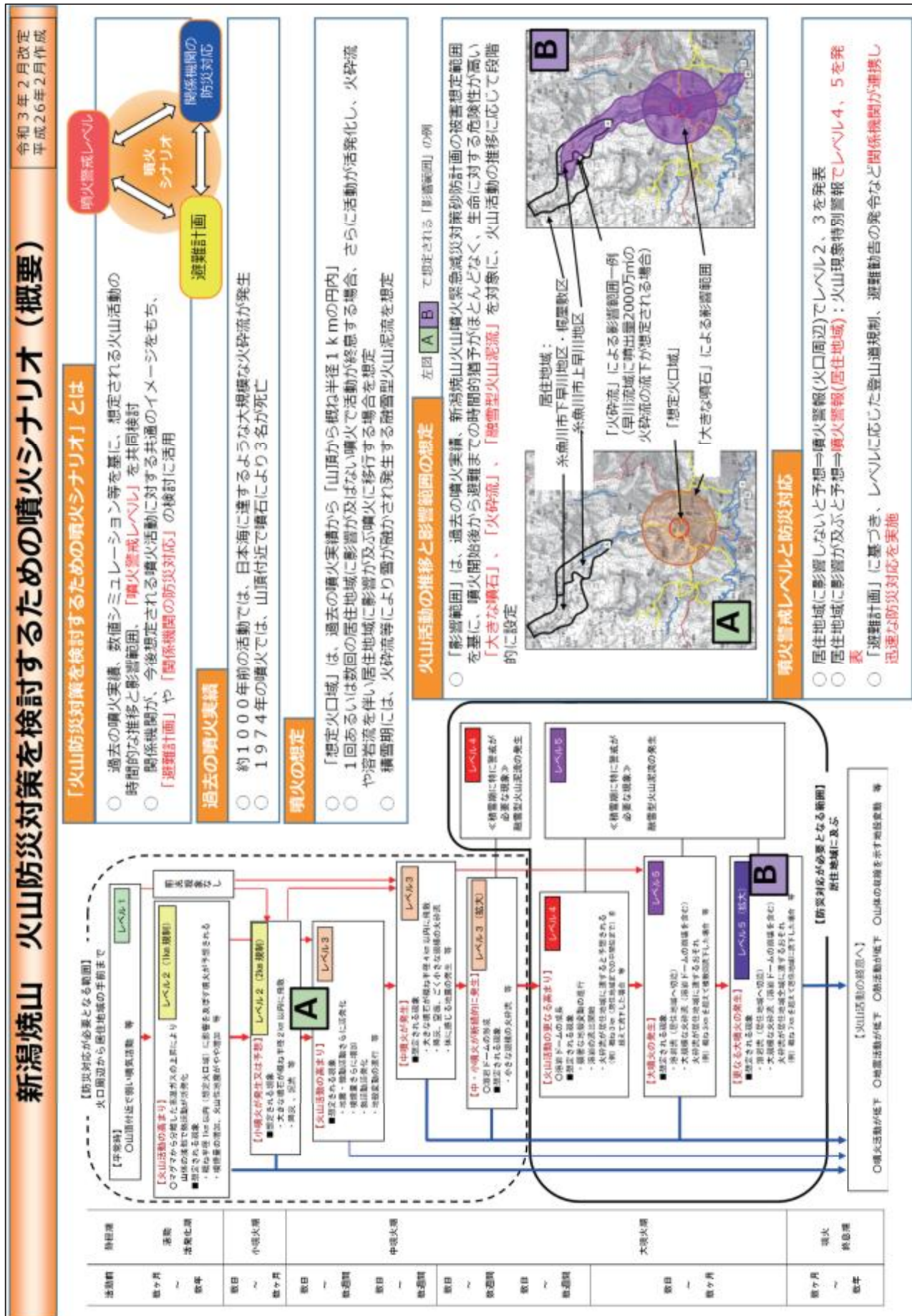
浅間山の噴火(2004 年)で飛散した噴石(平成 16 年)

付 録

行	用 語	解 説
や	融雪型 火山泥流	噴火に伴う火砕流等の高温の噴出物が火口周辺に積もった雪を急速に融かし、発生した大量の水が周辺の土砂等を巻き込みながら泥流化して、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで高速で流下する現象。速さは最も速い場合 60km/h を超え、到達距離が 100km を超えることもある。十勝岳では 1926 年 5 月 24 日に発生した噴火により発生した融雪型火山泥流が 20km 以上流下、死者・行方不明 144 名、負傷者約 200 名などの被害を生じた。  十勝岳の融雪型火山泥流(大正 15 年)
	溶岩ドーム	粘性の高いマグマが噴出し、溶岩が遠くに流れずドーム状になったもの、あるいは固化してできた丘。
	溶岩流	マグマが地表に噴出したものを溶岩といい、溶岩が地表を流れたものを溶岩流という。噴出したばかりの溶岩の温度は 1000℃前後の高温で、非常に危険である。
ら	ラハール	火山泥流のこと。インドネシア語で火山噴火の際に大量の水分を含んだ火山灰などの噴出物が山の斜面を流れ下る現象で、1919 年にインドネシアのケルト山の噴火で初めて科学的に調査された際に現地語から命名された
	類質火山灰 (類質物質)	火山噴火の際に噴出したその火山の山体を構成する岩石のこと。火道を構成する岩石である。一方、本質物質とは、火山噴火の際にその噴火の際に噴出されたマグマ物質をいう。本質物質か否かを判定するのは難しい場合も多い。
A	A 型地震	A 型地震は、マグマの活動に伴う火道周辺での岩石破壊などを原因として発生する。一般的には構造的な地震と同じで、P 波、S 波の相が明瞭である。 
B	B 型地震	B 型地震は、火道内のガスの移動やマグマの発砲などが原因として発生すると考えられている。火口周辺の比較的浅い場所で発生するものと火山体等の深い場所で発生するものがあるが、相が不明瞭のため震源が求まるものは少数である。
V	VEI	Volcanic Explosivity Index: 火山爆発指数。火山噴火の規模を示す指標の一つで、その時々々の噴火活動による噴出物の量によって、0～8 に区分される。VEI=0 はテフラの量が 10 ⁴ 立方メートル未満の状況を指す。VEI=8 はテフラの量が 10 ¹² 立方メートル以上の爆発を指す。
	¹⁴ C 年代 測定法	炭素の放射性同位体 14 (¹⁴ C) を用いて行う考古学試料などの年代測定法。大気中に一定の濃度で含まれる ¹⁴ C が生物体にはほぼ同濃度で取り込まれ、生物体が死ぬとその半減期に従って減り続けるため、試料中の炭素 14 の量を調べるとその生物の生存年代が分かる。

行	用 語	解 説
V	ウィグルマッチング測定法	過去の地球大気の炭素 14 濃度は一定ではなく変動していたため、試料の炭素 14 年代値を較正して正しい暦年を得るために標準曲線が用意されている。しかしこの曲線には激しい凹凸があるため、単一の測定値から信頼に足る暦年を得ることは難しい。 ウィグルマッチング測定法はこれを逆手に利用し、同一木材の年輪に沿って複数の試料を採取し、試料の年代パターンと較正曲線のパターンが最もよく一致するところを探し出す手法で、実際には複数試料の炭素 14 年代値について暦年較正を行い、暦年代に対する確率分布を求める。その後、それぞれの試料の確率分布を求めたい年輪位置（例えば木材試料の最外年輪）との年輪のずれを補正した上で掛け合わせて、新たな確率分布を得る。

2 噴火シナリオ（概要）

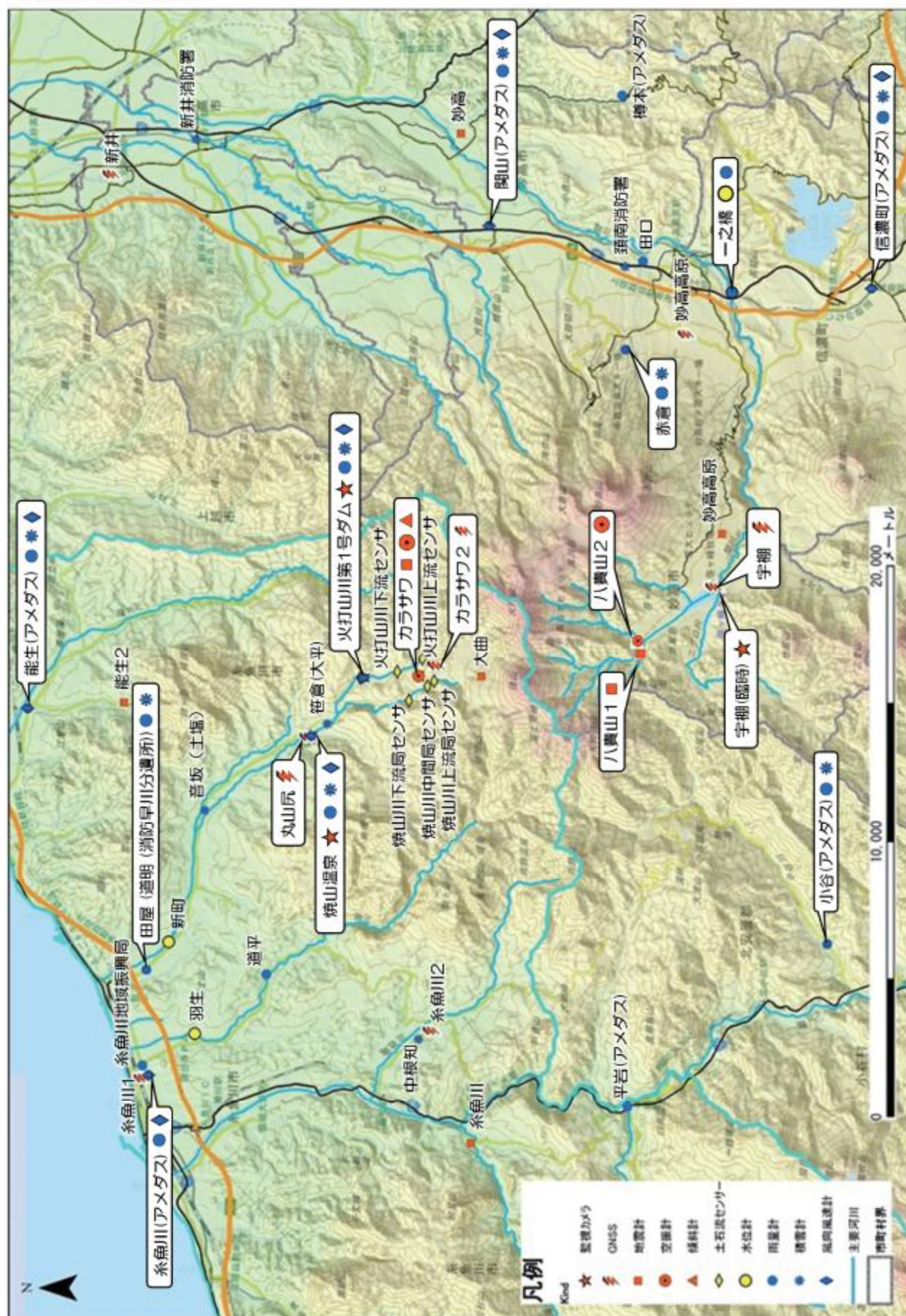


3 噴火警戒レベル判定基準

新潟焼山の噴火警戒レベル判定基準		令和3年2月1日現在
レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している】 ① 山頂から概ね3km付近まで流下する火砕流が複数回発生するなど、火砕流または融雪型火山泥流（積雪期）の居住地域への到達が切迫していると判断した場合 ② 溶岩流の先端が居住地域から概ね1kmまで接近し、居住地域への到達が切迫していると判断した場合 ③ 溶岩ドームのさらなる成長 ④ 山頂周辺で地割れ形成を伴うような大きな地殻変動	各レベルに該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められ、今後噴火が発生しても居住地域への重大な影響がなくなつたと判断した場合には、レベルを引き下げる。
	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】 ⑤ 居住地に到達する火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が発生	
	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 ① 地震活動のさらなる増大と山体の膨張を示す地殻変動の進行 ② 火砕流、溶岩流が山頂から概ね3km付近まで流下するなど、今後居住地域に達する可能性があるとして判断した場合 ③ 溶岩ドームの成長 ④ 積雪期に、火砕流を伴う噴火の発生により融雪型火山泥流が居住地域に到達することが予想される場合	
	【山頂から概ね4km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火や居住地域に到達しない程度の火砕流・溶岩流等を伴う噴火の可能性】 ① 噴出物中の新鮮なマグマ物質、二酸化硫黄放出量の増加などマグマ噴火の兆候が認められる場合 ② 水蒸気噴火を頻繁に繰り返し、噴火の規模に増大傾向が認められる場合 ③ 山体の膨張を示す地殻変動が観測される状況で、山体で振幅の大きな地震（M2 程度以上）が複数回発生するなど地震活動が活発化 ④ 溶岩ドームの出現	
	【山頂から概ね4km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火や居住地域に到達しない程度の火砕流・溶岩流等を伴う噴火の発生】 ⑤ 山頂から概ね2km を超えて大きな噴石を飛散させる噴火が発生 ⑥ 噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が流下したが、その影響範囲が火口周辺に留まるなど、居住地域には達しないと判断した場合	
3	【山頂から概ね2km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火の可能性】 ① 噴気活動の明瞭な活発化（前10日平均で噴気の長さが概ね400m以上） ② 火山性地震の明瞭な増加（任意の24時間で25回以上） ③ 振幅の大きな火山性微動の発生 ④ 下記の観測項目で複数項目が該当する場合 ➢ 噴気活動の活発化（前60日平均で噴気の長さが概ね150m以上） ➢ 火山性地震の増加（前30日の積算で10回以上） ➢ 山体の膨張を示す地殻変動	左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
	⑤ 火山灰を含んでいることが監視カメラで確認できるほどの明瞭な噴火の発生	
	【山頂から概ね2km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火の発生】 ⑥ 山頂から概ね1km 程度まで大きな噴石を飛散させる噴火が発生 ⑦ 空振を伴う爆発地震や噴火微動が発生	
2	【山頂から概ね1km 以内（想定火口域）に影響を及ぼす噴火の可能性】 ① 噴気活動がやや活発化（前60日平均で噴気の長さが概ね100m以上）し、火山性地震がやや増加（前30日の積算で5回以上） ② 現地での異常確認（想定火口域内の過去の活動火口や現在の噴気孔近傍に、火山灰や泥の噴出などのごく小規模な噴火の痕跡がみられた場合等）	左記の条件を満たさなくなり、あるいは噴気活動や地震活動が通常時の状況に戻る傾向が明瞭になった場合にレベル1に引き下げる。

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・火山の状況によっては、異常な現象が観測されずに噴火する場合もある。レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。
- ・各基準の番号は、「新潟焼山の噴火警戒レベル判定基準とその解説」において、「4. 噴火警戒レベルの判定基準とその考え方」で説明される番号に対応する。
https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level_kijun/307_level_kaisetsu.pdf

4 監視・観測体制



5 新潟焼山火山防災協議会規約

○新潟焼山火山防災協議会規約

平成 28 年 3 月 22 日制定

令和 7 年 5 月 2 日改定

(目的)

第 1 条 新潟焼山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、新潟焼山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 新潟焼山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 新潟県及び長野県の都道府県防災会議が法第 5 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 新潟県糸魚川市及び妙高市並びに長野県小谷村（次項において「構成市村」という。）の市町村防災会議が法第 6 条第 3 項の規定に基づき同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 噴火による災害が発生又は発生が予想された場合における避難指示等の発令及び警戒区域の設定についての構成市村への技術的助言に関する事項、並びに災害応急対策、災害復旧及び噴火終息後の復興に関する協議会構成機関相互の連絡調整に関する事項
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

- 3 会長は、新潟県知事をもって充てる。

- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 5 副会長は、糸魚川市長をもって充てる。

- 6 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第 4 条 協議会の下に、協議会の所掌事務について、連絡・協議事項及びその他必要な事項について調整し、委員を補佐するため幹事会を設置する。幹事会は、別表第 2 に掲げる者で構成する。

- 2 幹事会に、幹事長 1 名及び副幹事長 1 名を置く。

- 3 幹事長は、新潟県防災局長をもって充てる。

- 4 幹事長は、幹事会を代表し、その会務を総理する。

- 5 副幹事長は、糸魚川市危機管理監をもって充てる。

- 6 副幹事長は、幹事長を補佐して幹事会の業務を掌理し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(コアグループ会議)

第 5 条 協議会の所掌事務について、技術的な検討を行うため、協議会幹事会にコアグループ会議を設置する。コアグループ会議は、別表第 3 に掲げる者で構成する。

- 2 コアグループ会議に、コアグループ会議幹事長 1 名及びコアグループ会議副幹事長 1 名を置く。

- 3 コアグループ会議幹事長は、新潟県防災局防災企画課長をもって充てる。

- 4 コアグループ会議幹事長は、コアグループ会議を代表し、その会務を総理する。

- 5 コアグループ会議副幹事長は、新潟地方気象台地震津波火山防災情報調整官をもって充てる。

- 6 コアグループ会議副幹事長は、コアグループ会議幹事長を補佐してコアグループ会議の業務を掌理し、コアグループ会議幹事長に事故があるとき又はコアグル

付 録

ープ会議幹事長が欠けたときは、コアグループ会議幹事長の職務を代理する。

(ワーキンググループ会議)

第6条 協議会幹事会に、特別な事項について専門的に研究するワーキンググループ会議を置くことができる。

2 ワーキンググループ会議の構成その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議事を進行する。

2 協議会へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料の提出又は協議会への出席を依頼し、助言及びその他必要な協力を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の開催)

第8条 幹事会は、幹事長が招集し、その議事を進行する。

2 幹事会へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料の提出又は幹事会への出席を依頼し、助言及びその他必要な協力を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(コアグループ会議の開催)

第9条 コアグループ会議は、コアグループ会議幹事長が招集し、その議事を進行する。

2 コアグループ会議へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料の提出又はコアグループ会議への出席を依頼し、助言及びその他必要な協力を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、コアグループ会議の運営に関し必要な事項は、コアグループ会議幹事長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の所属機関が行うものとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(規約の改正)

第13条 この規約の改正にあたっては、あらかじめ協議会に諮るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年3月22日から施行する。

(新潟焼山火山防災協議会規約の廃止)

2 新潟焼山火山防災協議会規約(平成25年1月16日策定)は、平成28年3月22日限りで廃止する。

附 則

この規約は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年11月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年1月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月2日から施行する。

付 録

(別表第1) 新潟焼山火山防災協議会構成員

区分 (法第4条第2項中該 当する号)	所属	職名 (氏名)	備考
都道府県 (第1号)	新潟県	知事	会長
	長野県	知事	
市町村 (第1号)	新潟県糸魚川市	市長	副会長
	新潟県妙高市	市長	
	長野県小谷村	村長	
地方气象台 (第2号)	東京管区气象台	気象防災部長	
	新潟地方气象台	台長	
	長野地方气象台	台長	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局 松本砂防事務所	所長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第2普通科連隊	連隊長	
	陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長	
警察本部 (第5号)	新潟県警察本部	本部長	
	長野県警察本部	本部長	
消防本部 (第6号)	糸魚川市消防本部	消防長	
	上越地域消防局	消防局長	
	北アルプス広域消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	京都大学	名誉教授 石原 和弘	
	新潟大学農学部	教授 権田 豊	
	フォッサマグナミュージアム	館長 竹之内 耕	
	富山大学大学院理工学研究部 (都市デザイン学)	教授 石崎 泰男	
	新潟大学災害・復興科学研究所	教授 片岡 香子	
	新潟大学大学院 自然科学研究科	准教授 高橋 俊郎	
交通事業者 (第8号)	東日本高速道路株式会社 新潟支社	支社長	
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	支社長	
交通事業者 (第8号)	えちごトキめき鉄道株式会社	社長	
通信事業者 (第8号)	東日本電信電話株式会社 新潟支店	支店長	

付 録

区分 (法第4条第2項中該 当する号)	所属	職名 (氏名)	備考
観光団体等 (第8号)	糸魚川市観光協会	会長	
	早川観光協会	会長	
	小谷村観光連盟	会長	
	糸魚川ジオパーク協議会	会長	
地元警察署 (第8号)	糸魚川警察署	署長	
	妙高警察署	署長	
	大町警察署	署長	
行政機関 (第8号)	北陸地方整備局防災室	室長	
	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	所長	
	国土地理院北陸地方測量部	部長	
	林野庁関東森林管理局 上越森林管理署	署長	
	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	所長	
	上越市防災危機管理部	部長	
	新潟県糸魚川地域振興局	局長	
	新潟県上越地域振興局	局長	
	長野県北アルプス地域振興局	局長	

付 録

(別表第2) 新潟焼山火山防災協議会幹事会構成員

区分 (法第4条第2項中該 当する号)	所属	職名 (氏名)	備考
都道府県 (第1号)	新潟県	防災局長	幹事長
		防災局防災企画課長	
		防災局危機対策課長	
		環境局環境対策課長	
		農林水産部治山課長	
		農地部農地建設課長	
		土木部砂防課長	
	長野県	危機管理部危機管理防災課長	
市町村 (第1号)	新潟県糸魚川市	危機管理監	副幹事長
	新潟県妙高市	総務課危機管理室長	
	長野県小谷村	総務課長	
地方气象台 (第2号)	新潟地方气象台	地震津波火山防災情報調整官	
	長野地方气象台	防災管理官	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局 松本砂防事務所	副所長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第2普通科連隊	第3科長	
	陸上自衛隊第13普通科連隊	第3科長	
警察本部 (第5号)	新潟県警察本部	警備部警備第二課長	
		交通部交通規制課長	
	長野県警察本部	警備部警備第二課長	
消防本部 (第6号)	糸魚川市消防本部	糸魚川市消防署長	
	上越地域消防局	消防防災課長	
	北アルプス広域消防本部	北部消防署長	
火山専門家 (第7号)	京都大学	名誉教授 石原 和弘	
	新潟大学農学部	教授 権田 豊	
	フォッサマグナミュージアム	館長 竹之内 耕	
	富山大学大学院理工学研究部 (都市デザイン学)	教授 石崎 泰男	
	新潟大学災害・復興科学研究所	教授 片岡 香子	

付 録

区分 (法第4条第2項中該 当する号)	所属	職名・氏名	備考
火山専門家 (第7号)	新潟大学大学院 自然科学研究科	准教授 高橋 俊郎	
交通事業者 (第8号)	東日本高速道路株式会社 新潟支社	道路事業部事業統括課長	
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	安全推進室長	
	えちごトキめき鉄道株式会社	糸魚川駅長	
通信事業者 (第8号)	株式会社NTT 東日本一関信越 〔東日本電信電話株式会社新潟支店〕	新潟災害対策室長	
観光団体等 (第8号)	糸魚川市観光協会	事務局長	
	笹倉温泉 龍雲荘 〔糸魚川市観光協会〕	支配人	
	早川観光協会	副会長	
	小谷村観光連盟	事務局長	
	糸魚川ジオパーク協議会	事務局長	
地元警察署 (第8号)	糸魚川警察署	警備課長	
	妙高警察署	警備課長	
	大町警察署	警備課長	
行政機関 (第8号)	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	副所長	
	国土地理院北陸地方測量部	防災情報管理官	
	林野庁関東森林管理局 上越森林管理署	総括治山技術官	
	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	国立公園課長	
	上越市防災危機管理部	危機管理課長	
	新潟県糸魚川地域振興局	地域整備部長	
	新潟県上越地域振興局	企画振興部長	
	長野県北アルプス地域振興局	副局長	

※〔 〕は、協議会と協議会幹事会の委員の所属が異なる場合における、協議会委員の所属名

付 録

(別表第3) 新潟焼山火山防災協議会幹事会コアグループ会議構成員

区分 (法第4条第2項中該当する号)	所属	職名・氏名	備考
都道府県 (第1号)	新潟県	防災局防災企画課長	幹事長
		防災局危機対策課長	
		環境局環境対策課長	
		土木部砂防課長	
	長野県	危機管理部危機管理防災課長	
市町村 (第1号)	新潟県糸魚川市	消防本部消防防災課長	
	新潟県妙高市	総務課危機管理室長	
	長野県小谷村	総務課長	
地方気象台 (第2号)	新潟地方気象台	地震津波火山防災情報調整官	副幹事長
	長野地方気象台	防災管理官	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局 松本砂防事務所	副所長	
火山専門家 (第7号)	京都大学	名誉教授 石原 和弘	
	新潟大学農学部	教授 権田 豊	
	フォッサマグナミュージアム	館長 竹之内 耕	
	富山大学大学院理工学研究部 (都市デザイン学)	教授 石崎 泰男	
	新潟大学災害・復興科学研究所	教授 片岡 香子	
	新潟大学大学院 自然科学研究科	准教授 高橋 俊郎	

6 災害対策基本法（抄）

○災害対策基本法（抄）

昭和三十六年
法律第二百二十三号

第五章 災害応急対策

第三節 事前措置及び避難

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関

付 録

の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

第四節 応急措置等

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村

の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

7 活動火山対策特別措置法

○活動火山対策特別措置法

昭和四十八年七月二十四日

法律第六十一号

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 基本指針（第二条）

第三章 円滑な警戒避難の確保

第一節 警戒避難体制の整備等（第三条—第十一条）

第二節 情報の伝達等（第十二条）

第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等（第十三条—第二十八条）

第五章 調査及び研究その他の措置（第二十九条—第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

第二章 基本指針

第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策（火山の爆

発その他の火山現象により生ずる被害を防除し、又は軽減するための対策をいう。以下同じ。）の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 活動火山対策の推進に関する基本的な事項

二 次条第一項の規定による火山災害警戒地域の指定、第十三条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定及び第二十三条第一項の規定による降灰防除地域の指定について指針となるべき事項

三 第十四条第一項の規定による避難施設緊急整備計画の作成並びに第十九条第一項から第三項までの規定による防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、活動火山対策の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第三章 円滑な警戒避難の確保

第一節 警戒避難体制の整備等

（火山災害警戒地域）

第三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整

付 録

備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、内閣府令で定めるところにより、関係都道府県知事及び関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

（火山防災協議会）

第四条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
 - 二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員
 - 三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員
 - 四 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 五 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

六 当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

七 火山現象に関し学識経験を有する者

八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3 火山防災協議会において協議が調つた事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、火山防災協議会が定める。

（都道府県地域防災計画に定めるべき事項等）

第五条 都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）

又は市町村防災会議の協議会（同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項

三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

(市町村地域防災計画に定めるべき事項等)

第六条 市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる事項
- 二 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- 三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 四 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項
- 五 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの
 - ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

六 救助に関する事項

- 七 前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発

生時における同号の施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として同項第五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない。

3 前条第二項の規定は、市町村防災会議が第一項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

(住民等に対する周知のための措置)

第七条 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(避難確保計画の作成等)

第八条 第六条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成しなければならない。

2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該避難確保計画を変更したときも、同様とする。

3 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

付 録

- 4 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 5 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第三項の避難訓練に参加しなければならない。
- 6 避難促進施設の所有者又は管理者は、第三項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

(警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備)

第九条 火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域（警戒地域に該当する地域を除く。以下この条において「準警戒地域」という。）をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議及び準警戒地域をその区域に含む市町村の市町村防災会議は、それぞれ都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他準警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。

(都道府県防災会議の協議会等が設置されている場合の準用)

第十条 第五条及び前条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため同項の都道府県防災会議の協議会（第三十条第三項において単に「都道府県防災会議の協議会」という。）が設置されている場合について準用する。この場合において、第五条第一項中「都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十七条第一項の都道府県防災会議の協議会）」と、「都道府県地域

防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画）」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画（同法第四十三条第一項の都道府県相互間地域防災計画）」と、同条第二項及び前条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会」と、「都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

- 2 第六条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第六条第一項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）」と、「市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画）」と、同条第二項及び第三項並びに前条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第六条第二項及び第三項、第七条、第八条第一項並びに前条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(登山者等に関する情報の把握等)

第十一条 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下この条において「登山者等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。

- 2 登山者等は、その立ち入ろうとする火山の爆発のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保その他の火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めるものとする。

第二節 情報の伝達等

第十二条 気象庁長官は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山の爆発から住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による通報を受けたときは、地域防災計画（災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。次項において同じ。）の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関（同条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、指定地方公共機関（同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。）、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。
- 3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民、登山者その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民、登山者その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等

（避難施設緊急整備地域の指定等）

第十三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

（避難施設緊急整備計画）

第十四条 前条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、基本指針に基づき、当該避難施設緊急整備地域について、住民等の速やかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画（以下「避難施設緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 4 前三項の規定は、避難施設緊急整備計画の変更について準用する。

第十五条 避難施設緊急整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 道路又は港湾の整備に関する事項
- 二 広場の整備に関する事項
- 三 退避壕（ごう）その他の退避施設の整備に関する事項
- 四 学校、公民館等の不燃堅牢（ろう）化に関する事項

（避難施設緊急整備計画に基づく事業の実施）

第十六条 避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い国、地方公共団体その他の者が実施するものとされているものを除き、市町村が実施するものとする。

（国の予算への経費の計上及び特別な助成）

第十七条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

- 2 国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法（昭和

付 録

二十三年法律第百九号) 第十六条の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(起債の特例)

第十八条 避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

(防災営農施設整備計画等)

第十九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画(第四項において「防災営農施設整備計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該林産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画(第四項において「防災林業経営施設整備計画」という。)を作成することができる。

3 都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画(次項において「防災漁業経営施設整備計画」という。)を作成することができる。

4 都道府県知事は、防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画又は防災漁業経営施設整備計画(以

下「防災営農施設整備計画等」という。)を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くとともに、それぞれ、関係農業団体、関係林業団体又は関係漁業団体の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、防災営農施設整備計画等を作成したときは、これを農林水産大臣に報告しなければならない。

6 前二項の規定は、防災営農施設整備計画等の変更にについて準用する。

(補助等)

第二十条 国は、防災営農施設整備計画等に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置)

第二十一条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において火山の爆発により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(降灰除去事業)

第二十二条 国は、火山の爆発に伴い、年間を通じて、政令で定める程度に達する多量の降灰があつた道路で政令で定めるもの又は政令で定める程度に達する多量の降灰があつた市町村の区域内の下水道、都市排水路若しくは公園で政令で定めるもの若しくは宅地に係る降灰(宅地に係る降灰にあつては、市町村長が指定した場所に集積されたものに限る。)について、市町村が行う当該降灰の除去事業(国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業として行われるものを除く。)に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分の二以内を補助することができる。

2 第十八条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける事業につき市町村が必要とする経費について準用する。

(降灰防除地域の指定等)

第二十三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域を降灰防除地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備)

第二十四条 国は、降灰防除地域内の学校、保育所その他の政令で定める教育施設又は社会福祉施設について、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う地方公共団体その他の者に対し、政令で定めるところにより、その費用の三分の二以内を補助することができる。

(医療施設に係る降灰防除のための資金の融通に関する措置)

第二十五条 国及び地方公共団体は、降灰防除地域内の病院等の医療施設について降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う者（国及び地方公共団体を除く。）に対し、これに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者に対する降灰防除のための資金の融通に関する措置)

第二十六条 国及び地方公共団体は、降灰防除地域内において降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な事業経営上の施設又は設備を整備しようとする中

小企業者に対し、これらに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(治山治水事業の推進)

第二十七条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において、火山の爆発に伴う降灰、土石流等による災害防止のため必要な治山事業及び治水事業の推進に努めなければならない。

(火山の爆発に伴う河川の水質の汚濁の防止等)

第二十八条 国及び地方公共団体は、火山の爆発に伴い河川の流水の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は農林漁業等に係る被害が生ずるおそれがある事態が生じたときは、速やかに当該河川の水質の汚濁を防止し、又は軽減するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 調査及び研究その他の措置

(火山現象による自然環境の汚染が人の健康等に及ぼす影響の調査及び研究の推進等)

第二十九条 国及び地方公共団体は、火山現象による自然環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の規定による調査及び研究の成果に基づき、必要な保健指導を行うよう努めるものとする。

(火山現象の研究観測体制の整備等)

第三十条 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保に努めなければならない。

付 録

- 2 国は、火山現象の予知に資する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。
- 3 火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議又は都道府県防災会議の協議会は、活動火山対策に関する関係機関相互間の連絡を図るとともに、火山現象に関する調査研究を促進するように努めなければならない。

(財政上の措置についての適切な配慮)

第三十一条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく施策を実施するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(国の無利子貸付け等)

- 2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十四条の規定により国がその費用について補助することができる施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十四条の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 3 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

- 5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、第二十四条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 （昭和五三年四月二六日法律第二九号） 抄
(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の活動火山対策特別措置法の規定は、昭和五十三年度分の予算に係る国の補助金から適用する。

附 則 （昭和五三年七月五日法律第八七号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年六月二七日法律第五〇号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中

自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第二百六十条、第二百六十三条、第二百六十四条並びに第二百二条の規定公布の日

（活動火山対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条 施行日前に第八十三条の規定による改正前の活動火山対策特別措置法（以下この条において「旧活動火山対策法」という。）第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第八十三条の規定による改正後の活動火山対策特別措置法（以下この条において「新活動火山対策法」という。）第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

2 施行日前に旧活動火山対策法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた防災営農施設整備計画等は、新活動火山対策法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行った防災営農施設整備計画等とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧活動火山対策法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされている承認の申請は、新活動火山対策法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた協議の申出とみなす。

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、

地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

付 録

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一二年五月三十一日法律第九八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年五月三十一日法律第九九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年七月三十一日法律第九八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一五年四月一日）

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）
抄
（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年一〇月一日）

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（活動火山対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の活動火山対策特別措置法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第四条の規定による改正後の活動火山対策特別措置法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた報告とみなす。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二七年七月八日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（平成二七年政令第四〇八号で平成二七年一月一〇日から施行）

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の活動火山対策特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第二条第一項の規定により指定されている避難施設緊急整備地域は、この法律による改正後の活動火山対策特別措置法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により指定された避難施設緊急整備地域とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により作成されている避難施設緊急整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第十四条第四項の規定により変

更されたときは、その変更された日の前日）までの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により作成されている防災営農施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日）までの間は、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第八条第二項の規定により作成されている防災林業経営施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日）までの間は、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第八条第三項の規定により作成されている防災漁業経営施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日）までの間は、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定により指定されている降灰防除地域は、新法第二十三条第一項の規定により指定された降灰防除地域とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例・施行規則

○新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する
条例

平成 27 年 3 月 31 日
新潟県条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、糸魚川市及び妙高市の区域に存する新潟焼山（以下単に「新潟焼山」という。）が、爆発その他の火山現象を繰り返す火山であることから、新潟焼山への登山者に対して、登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底及び火山災害による遭難の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「新潟焼山の活火山地区」とは、新潟焼山の山頂から 2 キロメートル以内の地域をいう。

2 この条例において「登山者」とは、新潟焼山の活火山地区に登山する者で次に掲げる者以外のものをいう。

- (1) 新潟焼山の活火山地区において、遭難した者の捜索救助活動に従事する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、新潟焼山の活火山地区において、公益性が高いと認められる事業又は業務で規則で定めるものに従事する者

3 この条例において「登山活動団体」とは、山岳への登山を目的に結成された団体その他の山岳遭難の防止に関する活動を行う団体で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、この条例の目的を達成するため、火山災害による遭難の防止に関する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、第 5 条第 1 項の規定による届出によって登山計画の内容を明らかにすることが、火山災害による遭

難の防止に資するものであることについて、登山者に周知するよう努めなければならない。

(登山者の責務)

第 4 条 登山者は、登山は自らの責任において実施するものであることを認識し、火山現象を繰り返す火山である新潟焼山の特性を把握した上で綿密な登山計画を策定するとともに、当該計画に基づいた装備品等を携帯して登山しなければならない。

2 登山者は、気象庁その他の関係機関から提供される新潟焼山の火山現象に関する情報について、その内容を十分に理解した上で登山しなければならない。

3 登山者は、新潟焼山の活火山地区に登山することを、家族、知人その他の関係者に伝えた上で登山するよう努めなければならない。

4 登山者は、新潟焼山に登山している間、新潟焼山における火山現象の変化の把握に努めるとともに、当該変化に応じて安全に行動しなければならない。

(登山の届出)

第 5 条 登山者は、新潟焼山の活火山地区に登山しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（以下「届出事項」という。）を知事に届け出なければならない。この場合において、当該登山者が届出事項を規則で定める方法により登山活動団体に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

- (1) 登山者の住所、氏名、性別及び年齢
- (2) 登山の期間及び行程
- (3) 携帯する装備品、飲料水及び食料の内容
- (4) 緊急時における連絡先
- (5) 携帯電話、無線その他の通信手段の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、複数の登山者により構成される集団が同一の行程で登山するときは、当該集団を構

成する登山者のうち1人の者がこれを代表して届け出ることができる。

(事務の委託)

第6条 知事は、前条の規定による届出の受理、当該届出に係る事実を確認するための措置その他の当該届出に係る事務の一部を知事が指定する者に委託することができる。

(警告)

第7条 知事は、第5条の規定による届出をしないで新潟焼山の活火山地区に登山した者に対し、警告を発することができる。

(過料)

第8条 前条の規定による警告に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新潟焼山の活火山地区における登山者の動向及び第5条の規定による届出の状況を勘案し、施行日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成29年規則第32号で平成29年5月31日から施行）

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新潟焼山の活火山地区に登山している者については、この条例は、適用しない。

○新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則

平成27年3月31日

新潟県規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例（平成27年新潟県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公益性が高いと認められる事業又は業務)

第3条 条例第2条第2項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものに係る事業又は業務とする。

- (1) 妙高戸隠連山国立公園の管理
- (2) 森林管理署の所掌事務
- (3) 公共工事の施行又は管理

(登山活動団体)

第4条 条例第2条第3項の規則で定めるものは、公益社団法人日本山岳ガイド協会とする。

(届出の方法)

第5条 条例第5条第1項の規定による届出は、知事若しくは条例第6条の規定により知事が指定した者に書面を提出する方法、ファクシミリ装置を使用して書面を送信する方法若しくは電子情報処理組織を使用して届出事項を送信する方法又は当該届出に係る書面を入れるために登山道等に設置された箱に書面を入れる方法により行うものとする。

2 知事への届出は、新潟県警察本部地域部地域課長又は新潟県内に所在する警察署の長を経由して行うことができる。

付 録

3 条例第5条第1項後段の規則で定める方法は、電子
情報処理組織を使用して届出事項を送信する方法とす
る。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、
知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

9 改訂履歴

時期	内容	改定箇所及び改定理由
平成 26 年 2 月	策定	—
平成 27 年 3 月	第 1 回見直し (主として御嶽山 噴火を踏まえた見 直し)	○ 4 (3) 防災連絡体制 ・ 伝達系統概略図を実態に合わせて修正した。 ・ 異常現象などの発見通報について確実に気象台へ通報が可能となるように体制を整理した。 ○ 8 (3) 噴火警報等の発表に関する情報の伝達 ・ 緊急速報メール、ヘリによる上空からの呼びかけについて手順などを定めた。(中央防災会議の火山防災対策推進ワーキング等での検討を踏まえた体制整備が行われるまでの暫定的な見直し。) ○ 9 関係機関相互の連絡体制 ・ 情報の種類と共有方法等を整理した。 ・ 協議会への新規加入機関の追加を含め、体制を再整理した。 ○用語解説 ・ 降灰予報の運用開始を踏まえた降灰予報の解説を修正した。
平成 30 年 11 月	第 2 回見直し (主として融雪型 火山泥流に対応す る住民避難時の対 応、降灰時の避難 計画及び情報伝達 方法等の補強)	○ 1 (2) 新潟焼山火山防災協議会の概要 ・ 活動火山対策特別措置法の改正で法的に設置が義務付けされた法定協議会となったことを明記 ○経年変化の修正 (避難対象世帯数、人口等) ○登山者対応の追加 ・ 新潟県の登山届提出を義務付けた条例の明記 ・ シェルター、ヘルメット等の整備の明記 ○ 6 住民避難時の対応 ・ 降灰時の避難に際し、留意すべき事項について計画を補強した。 ○ 8 登山者への対応 ・ 情報伝達方法の見直し。 ・ 警戒区域設定・解除に関する助言及び消防防災ヘリコプターの緊急出動要請方法についての見直し。

付 録

時期	内容	改定箇所及び改定理由
令和3年2月	第3回見直し (主として噴火警戒レベルの見直しの反映と内閣府手引きに基づく計画の再構築と補強)	○噴火警戒レベルの見直しの反映 2016年の火山活動の高まりとそれに基づく対応(想定火口域内への立入規制)を受けて、レベル2における想定火口域内への立ち入り規制を2段階に整理。 ○「噴火時の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」(内閣府)に基づく計画の再構築と補強 - 火山活動の推移に応じて時系列的に章を構成。 - 事前に噴火警戒レベルが引き上げられた場合と突発的に噴火した場合にパターン分けをして、取るべき防災対応を整理。(第1章) - 噴火警戒レベルに応じた自治体の防災体制を整理。(第2章) - 登山者がとるべき避難経路の考え方を整理。(第2章) - 火山活動の推移に応じて、主な構成機関がとるべき対応をフロー化(第3章) - 災害対策基本法に基づく警戒区域の設定に関する基本的な考え方と手順を整理。(第3章) - 風評被害対策や避難勧告・指示の解除等に係る基本的な考え方を整理。(第4章) - 防災啓発・訓練に平時から関係機関が連携して取り組んでいくことを明記。(第5章)
令和4年4月	第4回見直し	○災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が図られたことに伴う用語の見直し 「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に改める。 「避難勧告又は避難指示(緊急)」を「避難指示」に改める。
令和8年4月	第5回見直し	○新潟県地域防災計画が修正されたことに伴う、火山の状況に関する解説情報(臨時)・噴火警報・予報等の伝達ルートの見直し(第2章) 気象庁及び新潟地方気象台から伝達される機関の修正

新潟焼山の噴火活動が活発化した場合の避難計画

平成 26 年 2 月

〔令和 8 年 4 月改定〕

新潟焼山火山防災協議会

（事務局：新潟県防災局防災企画課）

電 話：025-282-1605

電子メール：ngt130010@pref.niigata.lg.jp